

條の規定はソヴェート政府にて切實に遵守すべき旨並にこれが保障辦法を商議決定すべき旨聲明すべし

四、國境及び航行 露支協定第七條及び第八條の規定は會議に於て解決すべし

五、通商條約 露支協定第十三條通商條約交渉は今回の會議にて議決調印すべし、通商條約草案は別に定む

六、賠償問題 露支協定第十四條規定の損害賠償問題は今回の會議にて解決すべし

以上の内一、二、三、五の四項の辦法が議定された場合は露支國交を完全に回復せしむる筈とあるが、右の四項の辦法が兩國の間に議定される事が中々の難事である。四項否六項共皆難物であつて、一として交渉前途の暗澹を思はしめぬものはない。復交及び通商問題の困難は勿論のこと、東支鐵道問題丈けにても同鐵道は既に露支紛争前の原狀に回復して居り、露國側は此際讓歩の必要に迫られて居ない。最近に至りては奉露協定の締結者なるクヅネツォフを東鐵理事に任命し、東支鐵道に對する勢力挽回に努めて居る。

本年三月廿一日ハルビン發電によれば露支正式會議再開の爲め支那代表莫德惠氏は夫人同伴東支鐵道外交、通商三問題専門委員卅二名と共に同日午後五時同地を出發し露都モスコに向つたと云ふ。しかし露支會議は今後も亦從來の如く幾多の曲折を見るであらうことは想像するに難くない。一方には世上往々露支兩國の經濟同盟說など流布するものあるを聞くが、露支關係は急激なる變化を近き將來に示すものと思はれぬ。

第三編 米國を中心として

第一章 米國の倫敦海軍條約批准

上院外交委員會に於けるステイムソン氏

昨年四月二十二日倫敦に於て調印せられた海軍條約は、同月三十日白堊館に於て米國主席全權たりし國務卿ステイムソン氏よりフーヴァー大統領に捧げられた。此簡單なる捧呈式にはアダムス及ロビンソンの兩全權も列席した。ステイムソン氏は他の全權の不在を遺憾とし、又自分達が全權たりし光榮を感謝した。之に對して大統領は全權一行の勞を犒うた。次で右倫敦條約は上院に廻付せられ上院外交委員會及上下兩院海軍委員會に於て審議せられる事になつた。全權、海軍専門家等諸員も之に出席して説明問答を重ねた。就中ステイムソン氏は最先に——五月十二日及十三日の兩日に亘り——右上院外交委員會に於て説明を試みた。氏は倫敦條約に於ける英米の對等を高調し、同條約を評して公正を得たるものとした。曰く『今回の條約では何れの國も他國に比し徳をしたと云ふべきではない。當事國の總てに取つて公平であり名譽あるものである』と。又同氏は大統領の寛容的態度を感謝して曰

ふ。我同胞からは電報などで種々の註文をして來たものがあつたが、大統領からは唯の一度でも何等指圖を受けた事がない。米國全權一行は當初から大統領より何等特別の訓令を以て出發したものである。大統領は終始全權に信頼して其裁量に一任せられたのである。故に若し過失ありとせば責任は總て全權の肩にかかるものである。同氏は又本條約が日英兩國との關係を改善し得たことは倫敦會議の最も重要な結果の一であることを強調し、日英兩國政府が國內の反對論あるに拘はらず、之を乗り切つて條約に調印したるに對して敬意を表した。氏は固より一方に於て同條約が米國に齎らす利益を指摘すると同時に、會議に於ける困難と苦心をも披露した。殊に日本との問題について述べて云ふ。華府會議では戰艦について關係國は現状維持を約したが、日本は同會議の比率が補助艦に及ぶべきを約束しては居らぬ。ゼネヴァ三國軍縮會議では日本は水上艦につき英米の七割五分、潜水艦については英米と對等を要求したが、米國代表は之を拒否せず、英國代表は一部の之を許與した。米國は倫敦會議に臨むに當り八吋砲巡洋艦二隻を持つて居つたのに對し、日本は八隻のそれを有した。六吋砲巡洋艦については日本は九萬八千噸を有したが米國は七萬噸を有するに過ぎなかつた。然るに今度の倫敦會議では米國側が日本側に求めた所は自分達(米國)が大巡洋艦に於て十八隻を持ち、六吋砲巡洋艦に於て倍以上となるまで(七萬噸より十四萬三千噸になるまで)君達(日本)はじつと待つて居つ

て呉れと云ふのであつたから、米國全權が日本全權を説くのは中々骨が折れた。日本は國內に新聞紙及大海軍派の有力なる主張があり、搗て加へて日本海軍は憲法上一種特有の地位にあるのであるから、日本全權は倫敦會議に於ては他國の全權よりも一層骨が折れたことであらうが、國際關係の大局より打算して妥結に達したのは、米國全權一同の賞讃を吝まざる所である」と。茲に同氏の使用した文句が同氏の「脱帽」演説として我國一部の間傳へられた處であるが、此文句は別に右の意味以外他意あるものではない。

外交委員會の經過

米國上院は當時關稅法の改正其他の問題に餘念なく、倫敦條約は前述の如く外交委員會其他の委員會で審議を續けたに過ぎない。ポーラー外交委員長の如き批准をあせつて大に努力した様であるが、委員會では議論百出。批准反對派は種々の術策を弄して議事の進行を妨げんとした。殊に右反對派の勇將たるジョンソン氏は倫敦條約殊に其巡洋艦に關する條項の不都合なる旨を外交委員會に於て反覆高唱するのみならず、進んで倫敦會議に關する往復電報其他一切の機密文書を外交委員會に提示せんことを政府に要求した。政府は之を拒絶したが、批准反對派と賛成派は委員會に於てのみならず、或はラヂオ放送に、或は公開演説に論争を重ねた。即ち六月十二日にはステイムソン氏、同月十八日に

はジョンソン氏各々米國人全般に對し放送によつて訴ふる所あつた。ステイムソン氏は曰ふ

倫敦條約は近く上院の特別會期に於て審議の運びとなるが、國民諸君も同協約批准の爲め充分の御後援を願ひたい。今回の倫敦海軍條約は華盛頓會議以來の軍縮事業に大進歩を齎したもので、又不戰條約に實質的基礎を與へたものである。若し本條約が批准されなければ日英米三國の建艦競争を誘致し、世界の軍縮問題は遂に憂ふべき状態に陥るであらう。しかし批准された曉には無用な海軍競争は止み、國際間の猜疑、敵愾心は地を拂ひ、眞の國際協調の實を擧げることが出来る。尙今回の倫敦條約は關係各國の互讓的精神によつて成立したことを特に注意して頂きたい。三共國本條約に反對する者は主として職業的軍人の極端分子で、一般國民は悉く全幅の支持を與へて居る。米國海軍側では倫敦條約により英米均勢は破棄されて米國海軍は英國より遙に劣勢となつたと云ひ、一方英國海軍側に於ても米國は英國より優勢になつたと主張して居る。又米國海軍將星連が倫敦條約により日米戰爭勃發の際米國に勝味無しと憤慨して居るかと思ふと、日本の海軍部内では日本の國防危しと心配して居る。斯の如く各國海軍専門家は倫敦條約が各々自國に對し甚だ不利なりとして之に反對して居るが、それは即ち同協約が如何に公平なるかを示して居るのであると思ふ。常に戰ふことのみ練習して居る軍人は戰爭に對する唯一の防禦手段は戰爭だと信じて居る、國際關係に於て成るべく戰爭を防止せんとする豫防方法を考へるのは勿論彼等の任務ではないが、彼等軍事専門家は國際好意の存在を無視し、戰爭防止の機關の力を餘りに輕視しては居ないであらうか。

翌日(六月十三日)は大統領もステートメントを發して倫敦條約を擁護した。曰く『本條約の批准問

題は海軍競争を止めて國際親善に向ふか、それとも巨費を投じて造艦競争を行ひ國際親善を破壊するかの問題である。造艦競争を行つても對等^{パリティ}の保障は必ずしも之に伴はぬ。比率は必ずしも得られぬ。之に對して倫敦條約は戰艦及巡洋艦の各々に亘つて斯く斯くの利益を齎らすものである』とて其效能を述べた後『上院も亦與黨野黨各一名の議員を全權團に加へることによつて——上院議員リード氏及ロビンソン氏のことを指す——條約作成の各過程に事實參加せるものである。條約は其文面以外に何等の約束も義務も含まれて居ない』とて、當時外交委員會で要求した機密文書の要求を斥け、やかましく云はずに速かに可決して貰ひたいとの意を仄めかした。併せて國民にも訴へたものであらう。

右外交委員會に於ては委員長ボーラー氏及委員リード氏(米國全權の一人であつた)等の盡力の結果、漸く六月二十三日に至り四票に對する十六票の多數を以て同委員會を通過した。が、同議會(通常議會)は間もなく——七月五日を以て——閉會することであるから、直ちに倫敦條約討議の爲め七月七日から特別議會を開くこととなつた。右委員會に於ける多數派の報告は別に無かつたが、少數派の内ジョンソン氏以下三名は連名で少數意見としての報告を發表した。之れによれば倫敦條約は英國との間には對等を期し得ず、日本との間には同國をして不當なる比率増加を得せしめ一方何等納稅者の負擔を軽減せずして、他方、徒らに米國の傳統的海軍政策を放擲し、戰時通商保護上米國を弱者の

地位に置くものであると論じ、『高き代價を拂うて劣れる海軍を買ひ取つたものである』と唱へ、批准に反対した。

上院の批准同意

右の如く七月七日より召集せられた特別議會は同月二十一日まで、約二週日の暑い盛りを倫敦條約論戦に費し、火花を散らした。開會の劈頭(七月七日)大統領の教書が朗讀せられたが、右教書に於てフーヴァー氏は倫敦條約を以て『軍縮及世界の平和に於ける重要な一過程』と稱し、若し之を批准しないやうな事になれば『恐るべき建艦競争時代』が出現すべきを警告して居る。初日の議場には既に外交委員會に於ける如く機密文書提出を政府に求むるの論も出た。此論は其後上院の決議となり大統領に送られたが、大統領は七月十一日きつぱりと之を拒絶した。理由は諸外國に信を失するやうなことは自分としては出来ないといふのである。而して條約については條文以外何等秘密の約束も解釋もついで居ない事を附言した。其他に上院では幾多の留保案が續出した。批准反対派は有ゆる方法をして議事の進行を妨げんと試みた。が、批准賛成派の勇將リード氏ロビンソン氏等の極力奮闘するあり、殊にリード氏の如きは右本會議に於ても外交委員會に於ても、其海軍に關する深き造詣と、壇上に於ける鋭き舌鋒とを以てして、獨り同僚議員連のみならず、反対論を主張したる海軍將官連をして顔

色なかしめた。右のリード氏は倫敦會議に於て我松平全權の相手として松平・リード會談を試みたリード其人である。今茲に上院に於ける討論を詳述するは紙數の許さざる所であるが、條約賛成者として七月八日スワンソン氏は『倫敦條約の下に於て米國は西部の世界に於て到所モンロー主義を實行するに充分なる海軍力を有するものであつて、米國自身の軍事的見地よりするも、又國際親善の高き見地よりするも、米國は本條約を拒むことは出来ない』と論じた。之に反して條約反対論の勇將として海軍委員長ヘール氏は七月十一日の議場に於て約二萬語より成る草稿を讀み上げて、條約全部、各條に亘る攻撃を試みた。『目下未だ米國人は同條約の犠牲を理解しないが、同條約が米國を去勢したものであることを早晩感知するであらう』と云ひ、佛伊の不安協、エスカレーター條項の不都合等を難詰したる外、英國との關係に於ては所謂英米均等は名實相副はざるものであると論じ、又日本との關係に於ては『上院委員會に於ける海軍將官の異口同音に陳述せる所によれば日本との戦鬪に際し戰場は極東であるが、極東に於ては米國は對等に達せざる兵力を以て日本と戦はねばならぬ』不都合があると論じた。右ヘール氏に次いで演壇に立つたリード氏はヘール氏の陳述が根據なきことを駁撃し『米國全權が國家の利益を犠牲にしたやうな口吻を弄するは全權の愛國心に挑戦するものである』と論じて、ヘール氏に應戦した。當時議場の形勢を避暑先より注視しつつあつたフーヴァー大統領はラビダ

ンの山莊に共和黨議員と鳩首凝議する所あつた。暑中のことで議場は定足数を缺く虞があり、又反対派の議事引延ばしの策動があつたから、之について對策を講じたものと見られた。果然七月十四日にはロビンソン氏(アーカンサス州選出)の有力なる賛成演説があり、翌十五日の議場にはリード氏自ら陣頭に立つて奮闘する所あつた、同氏は所謂『機密文書』の一として、昨年二月五日倫敦に於て米國全權が他國全權に呈示したる覺書を持出して、堂々論陣を張つた。而して反対派の先鋒ジョンソン氏等と渡り合つた。條約賛成派は反対派にして徒らに討論遅延策を事とするに於ては更に會期を繼續すべしとの威嚇をも試みた。七月十八日の如きは反対派の演説十二時間に達し夜の十一時まで討論を續けた。反対派の勇將モーゼス氏、ジョンソン氏等雄辯を鼓した。が、連日——九十九度程度の炎熱に——演場を占領しつゞけた反対派は今や疲れ切つた。遂に七月二十一日に至り上院は倫敦條約の一語をも變更することなく、唯『秘密了解』を認めずとするノリス氏提案の保留を付したるのみで——他の十二の留保提案を否決したる後——五十八票對九票の大多數を以て、同條約の批准に同意を表した。右ノリス留保に曰ふ『倫敦條約については其條項を直接間接に變更する如き何等の秘密文書又は了解が存在しない 又第十九條に關する日英米交換公文以外、條約の解釋についても何等の——秘密と否と、明示と否とを問はず——當事國間の合意が存在しないと云ふ明瞭なる了解の下に上院は同條約

を批准するものである』と。

斯くて大統領は白聖館東の間に於て翌二十二日午後三時倫敦條約に批准の署名をした。右署名に際し大統領は列席したる四全權に對しては其勞を謝すると同時に、批准の運びに至つたことに對し満足の意を素した。

當時倫敦條約は英國に於ては關係法案が議會(下院)の第二讀會を通過した。日本に於ては批准奏請の爲めの閣議決定を見たばかりであつた。

第二章 米國の外交

大統領の教書

昨年十二月二日フーヴァー大統領は其際開會の議會に對する教書に於て説く所、内外諸般の問題に亙つたが、しかし大部分は經濟財政等の國內問題に關するものであつた。同氏は米國が諸外國と共に、既往一箇年間不景氣に祟られたことを説き、其原因として投機、生産過剩等内外各種の事情を擧げて居る。『不景氣は立法行爲や行政行爲によつて救治せられるものではない。經濟上の創痕を醫するは經濟組織の細胞たる生産者及消費者自身の行爲に俟たねばならぬ』と云うて居る。『救治策は各人の協

力團結に依らねばならぬ。各人は徒らに不安に驅られ焦慮を事とすることなく、自信を以て、事業の經營改善に當り、餘裕あるものは無暗に財布の紐をしめずに、隣保相助けねばならぬ。」と講釋して居る。失業者の救濟としては土木工事、艦船建造其他の政府事業を擧げて、豫算に言及して居る。フーヴァー氏が舊臘召集せられた議會に對して望む所、求むる所は右の如く主として國內の同題に關するものであつて、本著の深く問はんとする所ではない。國際問題に至つては教書の末尾に於て極めて僅少の文字を割愛して居るに過ぎぬ。曰く『外國との關係は親密である。倫敦條約は建艦競争を廢し得たると同時に、他方米國の海軍を最強の外國と對等ならしめ且軍備の大縮小を行ひ得た』と。

米國と軍縮問題

軍縮につき大統領前記の教書に説く所は右の如く簡短であるが、米國は目下英佛伊間の海軍協定問題にも固より深甚の注意を拂ひつゝある。右は倫敦條約の延長とも云ふべきものであつて、従て米國は之に對して無關心なるを得ない。モロー氏は右協定成立の報あるや急遽倫敦に赴いた次第ではあるが、我邦と同様、米國は直接右英佛伊目下の交渉に参加しては居ないやうである。若し夫れ來年二月の一般軍縮會議に至つては米國も大なる關心と期待とを持つては居るであらうが、米國の關する限り、海軍軍縮が倫敦會議で一段落付いて居る關係上——而して陸軍軍縮については米國は格別大なる寄與

を爲すの餘地なき關係上——フーヴァー大統領が其世界平和に對する大抱負を如何なる程度まで來るべき會議に反映せしめ得るや問題であると云はねばなるまい。

南米諸政府の承認

フーヴァー大統領は前記教書に於て更に『南米諸國——ブラジル、アルゼンティン、ペルー、ボリビア——には相次で革命があつたが、此等の國に在留する米國人及其財産の保護につき、當該國政府が相當の努力を吝まず、且其政府が國際義務をも認めるの態度を聲明したのに鑑み、米國政府も此等諸國の新政府と經常關係を回復した』と述べ、此等新政府を承認した次第を説いて居る。

ハイチ政策

大統領は前記教書に於てハイチ政策につき數言を費して居る。曰く『議會の支持に出づる一委員會が調査を完了し、我國の對ハイチ政策の將來につき報告する所あり、我政府の方針決定に大に資する所あつた。同國(ハイチ)にては選舉の結果新政府の樹立を見るに至り、我國は從來の高級委員の代りに、新たに公使を同國に派遣することにした。斯くして我國は同國から漸次手を引くつもりである』と。蓋しハイチ國は一九一五年十一月米國と條約を結び、米國は同條約によつてハイチ國の政府樹立に援助を約して居る。米國顧問もハイチ政府に備はれ警察、財政、衛生、土木、農業の各方面の事務

を監督することとなつて居る。右條約は一九三五年に消滅することとなつて居るから、それまでに米國は同國から手を引くこととしたいと云ふのが、今回大統領の教書中にあるハイチ政策である。

米國と仲裁裁判條約

米國は二國間の仲裁裁判及調停に關する條約をこれまで諸國と締結しつゝあつた。昨年中も若干の此種條約が調印せられた。固より右は議會(上院)に諮詢せらるべく、其同意を俟つて批准せらるべきものである。依てフーヴァー氏は近々之を上院に提出すべきことを前記教書に於て述べて居る。又米國は國際司法裁判所加入問題を持つて居る。之に關する議定書を上院の議に付すべき段取になつて居る。フーヴァー大統領は前記教書に於ては唯之を特別の教書を以て上院に附議する旨を述べて居るに過ぎぬ。尙ほ右については別に章を設けて(次章參照)詳説することとした。

米國とキューバ

キューバ國は米國のカリビアン政策に於ける重要な一對象を成すものである。同國は獨立國と稱せられるものの、米國との條約によつて、財政上、軍事上米國に干渉の權利を認めて居る。又米國は同國に海軍根據地を持つて居る。同國は米國の「保護の下に在る獨立國」である。所謂「ブラット・ア・メンドメント」によつて米國は同國の死命を制して居る。しかし同國は表面上獨立國なるが故に米國

はキューバの國內政情に對して積極的の責任を有しない。尤も米國は屢次キューバの内政——例へば選舉——にも干渉した。かくしてキューバ自身政治上の獨立心や責任觀念が薄らいで來る結果となるのは當然である。キューバの政府當局者は國內に革命暴動あるとき米國の援助を求めたが。政府反對黨も米國の力によつて政治上の自由を得ようとする。一方米國の財閥も其政府を後援とし、背景としてキューバを経済的に左右して居る。即ちナショナル・シティー・バンク其他米國財界はキューバ島の砂糖、鐵道、港灣を掌中に收めて居る。英國の船舶業者の如きキューバに手を出さうとすれば直ちに米國の反感反撃を誘發するに終る。キューバには米國の資本主義、帝國主義が活躍しつゝある。右の如き事情の下にあるキューバは目下砂糖相場の下落によつて経済的に苦しみつゝあると同時に政治上の不安に脅えて居る。首都ハバナには學生を主動者とする暴動があつた。甘蔗耕地の或ものは焼き拂はれた。同國の大統領は憲法の一部を停止して——言論、集會、居住、通信の自由に關する憲法の條項を停止して——右の暴動に備へつゝある。獨裁權を握つたのである。軍隊には警察權が委ねられ、殆んど戒嚴状態に在る。同國の騷擾に對して米國は如何なる態度を取るべきか。ブラット・ア・メンドメントを活用すべきか。米國の國內では議論が分れて居る。議會内にも——議員の中にも——議論がある。昨年十二月十六日右は上院の問題ともなつた。しかし米國當局者——國務卿ステイムソン氏——

は當時(昨年十二月)米國は從來の態度を維持し——一九〇一年ルート國務卿の政策を踏襲し——キューバに對しては『制限政策』を執るべき旨を聲明した。即ちフーヴァー政府のキューバ政策はブラット・アメントメントを解釋して、米國はキューバの内政、黨争に對し干渉せざるに在り(内政、内争不干涉主義)と云うて居る。果して米國は何處までも此不干涉主義を維持し得るであらうか。それは今後の成行に徴するの外はない。

米國とニカラガ

米國は先年來ニカラガに駐兵して居る。此駐兵に付ては從來米國の上院では時々反對論が現はれる(本書第二卷二七三頁参照)。目下ニカラガには土匪出沒し、一種の叛亂状態に在る。舊臘より本年初めにかけて右の土匪又は叛徒は遂に米國の陸戰隊と衝突して、之に屬する米兵若干名の死傷を見るに至つた。是に於て米國上院の駐兵反對論者は復々騒ぎ出した。一月五日上院議員ジョンソン氏はニカラガ關係の詳細なる報道を政府に要求すべしとの議案を提出した。米國政府はニカラガに對しても其新カリベアン政策たる消極政策を執るらしく見える。即ち最近の報道によれば同國國務卿はニカラガに駐劄する米國公使に訓令してニカラガ國內各地に在留する米國人を十分保護するには米國兵では十分手が届き兼ねるから、ニカラガ國自身の軍隊による保護に信賴することの出来ないと認めた場合に

は、奥地居住の米國人は或は海岸地方に避難するか、それとも國外に退去するかして貰ひたい。米兵が深く内地に入つて米國人保護の任に當ることを期待してはならぬと通達した由である。しかし更に其後の報道によれば米國政府はニカラガ政府及同地陸戰隊よりの切なる希望に基き、パナマ運河地方から軍艦を急派して、應援隊を上陸せしめる筈とのことであるから、米國政府は臨機應變の手段を執りつゝあることであらう。

第三章 米國と國際司法裁判所

米國の國際司法裁判所加入問題

米國の國際司法裁判所加入問題については既に本書前卷に於て述べた所がある。右加入問題は數年來の問題である。一九二三年ハーディング大統領の時に始まり、一時停頓したが、一九二九年二月國務卿ケロッグ氏によつて問題は再燃して、同月三日のゼネヴァに於ける法律家委員會の討議となり、米國からはルート氏が態々ゼネヴァに赴いて其討議に参加した。討議の結果一議定書の作成を見るに至つた。其議定書に於て米國の顔を立てる爲めに種々の工夫が試みられた。此等のことは既に前卷に述べた所である。前記議定書は一昨年九月の聯盟總會を通過し、米國以外の諸國は——五十餘國は一

該議定書に署名を了した。米國も署名は了したが、米國の加入が愈々實現する爲めには米國上院が右議定書に對し批准の爲めの同意を與へねばならぬ。それが手間取つて、今日まで未だ之に同意を與へて居ない始末である。一昨年の冬から春にかけての米國議會も他の議事に忙しいと云ふ理由で右の議定書は高閣に束ねられた。昨年冬から今春にかけての議會——目下開會中の米國議會——も遂に同議定書に手を付けぬことに決したとの最近報道が我國に傳つた。即ちフーヴァー大統領は舊臘——十二月十日——特別教書を以て右議定書の討議を上院に迫つたが上院の外交委員會は同月十七日迄に九對十の多數決によつて右の問題を本年——一九三一年——十二月の議會まで取上げないことに決議した由である。右決議の際に於ける延期派(多數)の中にも非延期派(少數)の中にも——而して政府黨たる共和黨の有力議員中にも——議定書反對論者——即ち米國の同裁判所加入に反對するもの——があるのであるから——例へば外交委員長ポーラー氏を初めジョンソン、リード兩氏(共に共和黨に屬す)の如き——同問題が今年冬の議會に於て討議せらるるとしても其運命や逆睹すべからざるものありと見ねばなるまい。現にリード氏の如き自分は外の問題には何でも大統領の肩を持つて來たが、此問題だけは何としても反對せざるを得ぬと云うて聲明書を公表して居る。ジョンソン氏も同様反對の聲明を堂々と放送した(舊臘十二月二十日)。尤も上院は右の延期決議を爲すに當つて、本問題について

從來努力を續けて來たルート氏の意見を聴取するも差支ないと云ふことに決したから、同氏は舊臘——十二月廿一日——上院外交委員會に現はれて、縷々として又諄々、本問題の由來を説き、前記議定書の不都合なる所以を詳述した。米國上院の『第五留保』は議定書によつて何等傷けられたものではない。米國は嫌ならば何時でも同裁判所より脱退すればよいのであつて、假令脱退しても毫も他國に對する非友誼的行動とは認められないのであると縷述したが、ジョンソン氏等の意見を翻すの力あつたかどうかは頗る疑問と云はねばならぬ。最近——二月十一日——華府發の電報によれば

本日上院外交委員會に於てモンタナ州選出上院議員ウォルシュ氏より曩きに外交委員會が決議した『米國の國際司法裁判所加入に關する議定書批准問題の審議を本年十二月まで延期する』件を再考慮すべしとの動議が提出されたが表決の結果、十票對八票で否決された、従つて今議會の初めに大統領フーヴァー氏が上院に提出した改訂議定書批准案は三月までの今期議會中には批准されないこととなつた。但し右委員會は若し今春臨時議會が召集されるれば該問題が考慮されるかも知れないと云ふ意見に一致した。

と云ふことであるが、臨時議會の召集それ自身が今の所疑問視されて居る。

ケロッグ氏と國際司法裁判所權限問題

國際司法裁判所に對する米國の態度については更に茲に言を費したいことがある。それは最近——舊臘十二月六日——同裁判所が佛・瑞(西)の國境にある上サヴォア縣及ジエクス郡の自由地帯に關す

る問題について發した命令オムドナシスに關聯して、ケロツグ氏が右裁判所裁判官として述べた意見に關してである。右の問題は佛國と瑞西との間の争であつてヴェルサイユ條約第四三五條に關するものである。(右裁判所の命令は載せて最近——本年一月十七日——のルーロツプ・ヌーヴェルにあるが、本事件の内容は茲に論ぜんとする所ではない) 茲には右ケロツグ氏の意見が有する重要性を指摘したのである。氏も右裁判所の命令——即ち差當り本年七月三十一日迄に紛争兩當事國をして妥協を遂げしめんとするもの——そのものに反對するものではないが、裁判所の權限問題を右の本案よりも更に重要視して、縷々數千言の議論を試みて居る。其要旨は同裁判所は司法裁判所として法律問題リイガル・ケエツシヨシスのみを取上ぐべきであつて政治問題ポリテイカル・ケエツシヨシスを取上ぐべきではないと云ふことに在る。事は右司法裁判所の權限に關する。前記命令中の文句が右司法裁判所の權限として純然たる政治問題、即ち當事者の權利に關係なく、單に便宜を考慮して決定すべきものをも決定し得るものとするの議論に資するの嫌ある事に鑑み——右命令文中には『單純なる便宜の考慮のみによりて決定するは裁判所のなし得る所ではない』旨の斷りがあるにも拘はらず——ケロツグ氏は本問題によつて提起せられた裁判所權限問題は同裁判所の將來に取り、又國際司法裁判の發達に取り、同裁判所に於けるこれまでの問題の中で最も重要なものであると高唱して、同裁判所の管轄は假令其『規程』第三十六條に於て『當事國が裁判所ニ付託スル一

切ノ事件……ニ及ブ』旨の規定があるとしても、同裁判所の性質及由來に鑑みて、法律的紛争以外に及ぶべきものではない。同裁判所が國際間の經濟的角逐若くは人種上、社會上、宗教上の確執より生ずる政治問題——政治的紛争——の渦中に投ずるが如きは、同裁判所の威嚴と信用とを損すること之に過ぐるものはない、と絶叫して居る。而して同裁判所規約第三十八條第二項に所謂『當事國ノ合意アルトキハ裁判所ガ衡平ト善トニ基キ裁判ヲ爲スノ權限ヲ』有する旨の規定については同氏は右『衡平ト善ト』の解釋につき同裁判所はこれまで何等の意見を表示又は決定したことはないとしても、何れにせよ、右の文句又は規定は純然たる政治的紛争に同裁判所の門戸を開放するものと見るべきものではないと論じて居る。次に『政治問題』とは何ぞやについても同氏は之を定義して『専ら一國の管轄に屬する問題』を云ふものとして居る。移民、關稅、租稅等一國の主權の行使に屬する事項なりとして居る。此種の問題、此種の事項は國際條約によつて制限せられる場合の外、政治問題として、又専ら一國の管轄に屬する事項として、法律問題ならず、從て同裁判所の權限に屬せざるものであつて、假令紛争當事國の希望ありとするも、又其同意ありとするも、右の如き政治問題——殊に前掲ヴェルサイユ條約第四三五條第二項の實施に關する政治問題——は同裁判所の取扱ふべき問題ではないと強調して居る。尤もケロツグ氏は不戰條約加入國は一切の紛争を平和的手段によつて解決すべき義務あ

るものであることを忘れては居ない。而して政治問題についても國際紛争の起ることあるべきを認め居る。しかし此種『政治的紛争』は司法裁判所に持出すべきではなくして、他の方法——氏は其所謂『他の方法』として外交、調停、仲裁裁判を擧げて居る——によるべきであると論じて居る。殊に國際聯盟は聯盟各國が利用すべき政治的調停機關であることを指摘して居る。又政治問題は『仲裁裁判』によつても解決し得ることを特説して居る。予輩は『政治問題』又は『政治的紛争』の定義についても前記ケロツグ氏の定義に擬を挾むものである。之を所謂『國內問題』即ち『國內管轄事項』と同一視することについても大に疑なきを得ぬ。が茲に『國內問題』や『政治問題』の定義若くは其異同を詳論せんとするものではない。茲には唯ケロツグ氏右の一大意見は畢竟政治問題除外と云ふ旗幟の下に、國際司法裁判所の権限を縮小せんとする議論であり、而して政治問題を『國內問題』に附會することによつて『國內問題』——『國內管轄事項』——前記移民問題其他——に對し國際司法裁判所の門戸を閉鎖せんとするものであると云はねばならぬことを指摘するに止めたい。ケロツグ氏は『政治問題』は國際聯盟に訴へて之が解決を期することが出来ることと云うて居るが、ケロツグ氏は果して聯盟規約第十五條第八項に於て所謂『國內管轄事項』——即ち同氏の所謂『政治問題』——が聯盟理事會又は總會の審査権限より除外せられて居ることに氣付いて居るのであらうか。又ケロツグ氏は政治問題は

之を仲裁裁判に付すべしと説くも、米國が佛獨其他との間に有する仲裁裁判條約には所謂『國內管轄事項』——同氏の所謂『政治問題』——を仲裁裁判の範圍より除外してあることを忘れたものであらうか。界して然らば氏は國際司法裁判所の権限縮小を強調するが爲めに他を顧みざるものと云ふべきではなからうか。何れにせよケロツグ氏右の態度は米國が國際司法裁判所に對する態度をトせしむるものである。此意味に於てケロツグ氏の聲明は重要性を有するものである。

第四章 米國とラテン・アメリカ

ラテン・アメリカの近狀

國內問題を記述するは本著の目的ではないが、茲に聊かラテン・アメリカの近狀を略述せねばならぬ。ラテン・アメリカの各國は政治上、經濟上、社會上甚大なる不安に襲はれつゝある。不景氣に見舞はれつゝある。従て國內の不平等分子は政府の施設に満足せず、各國各地に騷擾を起しつゝある。政府は之が鎮撫に悩んで居る。中には革命を起した國もある。其革命が成功した國もあるし、不成功に終つた國もある。ポリヴィア、ベルー、アルゼンティン、ブラジル、パナマ、グアテマラは前者に屬し、チリーの如きは後者に屬する。其他ヴェネズエラ、エクワドルの如きも末だ革命こそ見ないが、

國內の狀況は決して順調と云ふことは出来ない。要するに南米及中米の諸國は目下の世界的不景氣の煽りを食つて、經濟的のみならず、政治的にも大々的に惱んで居ると云はねばならぬ。茲に問題とすべきは此間に處して米國が右諸國に對して如何なる態度を取りつつあるかである。

ステイムソン國務卿とラテン・アメリカ

米國國務卿ステイムソン氏はフーヴァー大統領と共にラテン・アメリカ政策には最も重きを置いて居る。ニカラガ問題調査以來（ステイムソン氏のニカラガ行につき本著第二卷二七一頁參照）ラテンアメリカ通として吾人共に許して居る同國務卿は、本年二月六日紐育市に於て外交關係調査會の席上、米國の對ラテン・アメリカ政策について一場の演説を試みた。説く所別段の異なしと雖も、同國目下のラテン・アメリカに對する態度を知るに足るものである。氏は他の米國政治家の如く『崇高なるモンロー主義』を冒頭に掲ぐることを忘れない。しかし此主義は米國の歐洲に對して向けられたる政策であつて、ラテン・アメリカに對して向けられるものではないと斷つて、ラテン・アメリカに對しては『國家の平等』と云ふ國際法上の原則に依準して、米國はパンアメリカ會議にも行動して來たことを語つて居る。しかし此等は茲に直接の關係はない。茲に直接の關係を有するはラテン・アメリカに革命あるとき其新政府——革命政府——に對する米國の承認問題である。ステイムソン氏は言

を續けて説いて曰ふ。『一國內に新たに政府が樹立せらるるや、之に對し他國が承認を與ふるや否やの問題は革命又はクーデターのあつた場合に生ずる。君主國に於ける君主の死亡、又は共和國に於ける憲法上による選舉の結果、新たに政府の樹立を見る場合には通常承認問題は起らぬ。而して此等新政府承認に關する米國の態度はジェファースンの昔より——ブライアン國務卿の當時を除き——一定して居る。即ち新政府にして内に對して統治の實を擧げ、外に對しては國際義務履行の意思と能力とを有するに於ては米國は憲法による政府でなくても——即ち革命による新政府であつても——之を承認して來た。故に最近ボリヴィア、ペルー、アルゼンティン、ブラジル及パナマに革命政府樹立せらるるや米國政府は機を逸せず此等新政府を承認した。これ此等諸國は何れも經濟上不景氣に惱んで居るから、新政府をして速かに財界の安定策に努力せしめんが爲めである。』と。これ丈けのことならば同氏の演説は何の變哲もないが、氏は更に進んでグアテマラ國の革命（本年一月）に對して米國政府がオレラノ政府に對する承認を拒み、爲めにオレラノ政府を倒した次第を物語り、一九二三年の中米平和外交條約を引用して、米國が中米諸國の革命に對しては南米諸國の革命に對すると異り、革命政府を承認せざる方針を取りつゝある所以を論じて居る。此點につき更に左に少しく検討して見たい。

グアテマラの革命

中米諸國も國內の不安に至つては御多分に漏れぬ。コスタリカ、サルヴァドル、ニカラガの諸國には或は共産黨、或は匪賊其他による騷擾がある。而してグアテマラ及パナマには最近革命があつた。しかし前述南米諸國の革命と云ひ、右中米諸國のそれと云ひ、革命としては至つて手輕な物である。「暴力による選舉」と云ふのが或は適評かも知れぬ。「憲法による選舉」が出来ないから、所謂「革命」又はクーデターとなるのが多い。獨裁官又は軍閥の争が多い。客年十二月十六日グアテマラに於てはオレラノ將軍が「自由黨」及「立憲政治」の名に於てクーデターを行ひ、政府を乗り取つた。其騒動に際して死者五十七名と算せられた。同將軍は實は軍閥に屬し前獨裁官カブレラの殘黨を手足とするものである。従て國內でも右クーデターは不人氣であつた。米國政府は昨年十二月二十二日——即ち右クーデターの後、速かに——同將軍に對し、「米國は前記一九二二年の條約（之については後に詳述する）による政策に基き承認を與へ難き」旨を通告した。其結果——米國の賛成を得ざる政府は持ち切れぬから——同將軍は直ちに辭職し、憲法上の手續に従て大統領の選舉が行はれることになつた。

パナマの革命

前記グアテマラの革命に次ぎ間もなく——即ち本年一月二日——パナマにも革命があつた。之を革命又はクーデターと云ふべきやについて議論がないではなからうが、兎に角同日午前二時頃一團の壯

丁は大統領アロセメナ氏を寢込みに襲ひ、機關銃を擬して其辭職を迫つた。同日大統領は辭職し高等法院は同國の駐米公使たるアルフロ氏を大統領に迎ふることとした。同氏は昨年十月一日の選舉に於て大統領の第一候補に擧げられた人であるが、當時の大統領の鼻息を窺つて居つた議會は右の選舉を無効とした。依て今回高等法院は右議會の無効宣言を無効に歸せしめたものである。パナマの新當局者は今回の政府の更迭は右の事情により憲法に従うたものと云ふべきであるから——「革命」政府と云ふべきではないから——他國——例へば米國——の承認は必要ではないと云ふ見解を取つたらしかつた。米國國務卿ステイムソン氏は當時パナマの事情は餘程込み入つて居るから熟考を要する旨を漏らした由であるが、兎に角米國政府がパナマ新政府を承認したことは前記ステイムソン氏の演説にも見ゆる通りである。最近にはパナマ新公使が赴任して米國大統領に信任狀を捧呈した報道がある。

米國の中米政策

同じく中米に國し乍ら、何故にグアテマラに對しては米國は革命政府を承認せず、他方パナマに對しては革命政府を承認するのであらうか。一九二三年の中米平和友交條約は其前一九〇七年の條約に修正を加へたものであつて、中米の五國——グアテマラ、ホンデユラス、サルヴァドル、ニカラガ、コスタリカ——の間に結ばれたものである。パナマは之に加はつて居ない。前記中米五國には以前革命

内亂が絶えなかつた。依て内亂防止策として右五國は一九〇七年米墨兩國の勸誘に基き華府に會して、就中平和友好條約を締結した。其目的は中米に於ける革命及戦争の因を除くにあつた。即ち右五國は、互に他國に對する革命運動に加擔するものを罰すべきのみならず、他國の内亂に干渉しないことにした。加ふるに「革命によつて出來た政府は——それが憲法に依る選舉によつて是認せられるまでは——締約國に於て之を承認しない」ことにした。前記一九二三年の條約に於ては此點が更に強調せられ修正せられた。即ち右一九〇七年の條約では兎に角革命又はクーデターが後に至り選舉によつて是認せられさへすれば其選舉が公平に行はれたものでなくともよいことになつて居つたのであるが、一九二三年の條約では此點が嚴重になつて「選舉の結果如何に拘はらず叛徒の首領又は首領と血族又は姻族關係を有するものは大統領となり得ない。革命の際内閣總理大臣又は軍事指揮官たりしものも同様である。」而して右の條約に對し米國政府としては右五國の要望に基き當時のヒューズ國務卿は「米國も亦右五國との將來の交渉に於ては同條約の主義に遵依すべき」を聲明した。爾來米國政府は今日まで此政策を踏襲して來た。従て前記グアテマラの革命に際しても革命政府の承認を拒んだ次第である。しかし前述の如くパナマは右條約に加入して居ないから、米國政府としても之を特別扱ひにして、其革命政府を承認したのであらう。パナマには右條約の適用はないが其條約の解釋適用及其可否につい

ては米國の内外に於て近頃大に議論がある。前記一九二三年の條約は果して中米諸國の革命を防止するの力ありやについても議論がある。何となれば右の條約は一九二四年ホンデラスに於ける革命及一九二六年ニカラガに於ける革命を防止し得なかつたからである。又右米國の承認政策、否干渉政策は却て中米諸國人の自由を抑壓し、獨裁政治を助長する結果を招くにすぎぬとして、反對するものもある。殊に條約の解釋問題としても或事件が果して革命なりや、クーデターなりや等種々の議論を生ずる。要するに右米國の承認政策は米國が中米諸國の内政に對する不當なる干渉政策であるとの論が喧しい。フーヴァー大統領は他國の内政に干渉するを喜ぶものに非ざることを屢次立證した。しかし米國としては前記一九二三年の條約支持によつて表現せられたる同國從來の中米承認政策を拋棄するには多大の躊躇を感じるであらう。が、前記の如く一方に於てはパナマの革命に際して革命政府を承認し、他方に於てグアテマラに對しては革命政府の承認を拒むが如き矛盾は、パナマがグアテマラに比して米國に取りヨリ多く重要性を持つて居る事實と併せ考ふるとき愈々其矛盾を深くするものである。パナマが右條約に加入して居ないと云ふこと丈で辯解が通るものではない。此點はブユール氏が本年一月十一日の紐育タイムスに於て指摘する所である。米國のラテン・アメリカ政策、否、中米政策、否、カリベアン政策も多難なりと云はねばならぬ。

第四編 國際聯盟を中心として

第一章 第十一回聯盟總會

總會の空氣

第十一回聯盟總會は昨年九月十日から十月四日までゼネヴァに開かれた。これまで十年間は宗教改革會館を會場に充てて來たが、今回からは選舉會館を會場とすることとなつた。十萬フランの費用をかけて設備をしただけあつて面目一新の感がある。今年の總會に代表を出した國は五十四の聯盟國中亞爾然丁とホンヂュラスとの二國を除く五十二國であつた。代表者の顔振を見るに英國首相マクドナルド氏來らず、獨逸前外相ストレゼマン氏物故して、多少寂寞を覺えたものの、現任者たる首相七名外相三十四名、其他の閣僚十二名、前首相五名、前外相十三名、前閣僚十名の來會を見て、可なりの盛況を呈した。

今回の總會は平凡と云はゞ平凡であつた。議題としても、議事としても別段人目を眩する程の花やかなものは少かつた。軍縮問題の如きは昨年春に調印せられた倫敦海軍條約の後を受けて、各國の人

士は聯盟の軍縮事業の進展にも若干の期待を繋ぐものではなかつたが、倫敦條約の延長として、否其一部ともなるべき佛伊間の交渉が、右總會の開會中に停頓状態に陥つたとの報道は各方面に大なる失望を與へた。又賠償問題の解決——ヤング案の實施——に續き、ライン地方の撤兵は總會の二三月前に行はれた事でもあり、ブリアンンの歐洲聯合論と相俟つて、本來ならば愉快なる雰圍氣の内に聯盟各國の代表は總會に臨むべきであつたが、ストレーゼマン亡きの獨逸は聯盟總會開會直後に行はれた總選舉に於て、國粹社會黨——ヒットラー黨——の躍進を示すに至つて、歐洲の中原に不安の空氣を漲らすに至つた。否革命や不安は世界の通り言葉となつた。政治界より更に眼を經濟界に轉ずれば、到る處不景氣で、失業者は街頭に満ちて居り、關稅の障壁は愈々各國間の通商を難澁ならしめて居る。右の状態の下に於て經濟問題が今回の總會に於て、又其委員會に於て多くの言説を見るに至つたことは異とするに足らぬ。聯盟の事業としては——從て總會の議題としても——法律、政治、經濟、財政、軍縮、安全等に關する各種問題を初めとし、社會、交通、保健、學藝、協力乃至は聯盟事務局の内部組織問題に至るまで、大小幾多の問題を取扱はねばならぬ。聯盟當局者としては人知れぬ努力もなし、總會——及び理事會等——も人目にあまり觸れぬ問題に就て多大の苦心もある。殊に今回の總會に際しては佛獨外相——ブリアン氏及クルテュース氏——の如き巨頭が總會の開會間際までゼネヴァに踏み止

まつて、總會のみならず委員會までも顔を出し、討議に参加したことは從來にない珍しいことであつた。而してそれはよい例を開いたものと云ふべきであらう。要するに今回の總會は聯盟の自然的進化道程に於て寧ろ成功と云ふべきものであらう。

總會に於ける問題と其討議

總會に於て取上げられた重要問題については別に以下各章の記述に譲ることとするが、總會に於ける各國代表による一般討議の概況を左に窺ふであらう。

一、昨年四月に成立した倫敦海軍條約に付ては、軍縮問題の解決に一步を進めたものであるとして、之を祝福するものが多かつた。佛國外相は本條約の成立により、軍縮問題の相當重要な一部分が解決されたものであるとなし、佛國は善隣の友邦（伊國を指す）と協議を遂げ、此の條約に参加し、軍縮問題の進展に貢献する積りであると述べ、英國外相は數字を擧げて、今度の條約の結果は一九二七年の壽府三國會議の際よりも大進歩であることを示し、且つ右は海軍軍縮の第一歩に過ぎず、英國政府は軍縮本會議の際には更に進むで縮小を行ふ覺悟があると説き、我松平代表は同條約の性質を述べた上、前記佛國外相の聲明を欣ぶ旨を述べたが、伊國代表が何等此の點に論及しなかつたのは一寸注意を惹いた。

二、軍縮及安全問題に關しては、佛國代表ブリアン外相は、國際平和確立の爲め、從來聯盟の内外で行ひ來つた事業は無視すべきではないとて、不戰條約や多數の國際紛争平和的處理條約の成立を例示し、將來も此の事業を繼續せねばならぬと論じ、佛國の持論たる安全保障と軍縮との相關聯することを説いて、軍縮實行に伴ふ困難を指摘し、自國の立場を辯じた上、自分が外相の職に在る限り、戰爭の防止に努力する覺悟であると見得を切つて、國際問題を平和裡に解決する意思が凡ての人に必要であると喝破し、喝采を博した。

英國外相ヘンダソン氏は一昨年總會中新に十五箇國の署名を得た常設國際司法裁判所規程選擇條項（應訴義務）が、其後英本國及自治領の批准を見て、今や未署名國は、十七、未批准國は十一に過ぎない事實を挙げ、『來年總會迄には世界中殆ど全部の國が之を受諾するに至らんこと』を望み、更に進んで一切の紛争を平和的に解決することが肝要であり、此の見地からして、不戰條約の規定を聯盟規約の中に織り込むことが、安全保障の第一歩として必要となるのであるとて、本問題に關する研究委員會の案を支持し、紛争の平和的處理を規定する一般議定書ゼネラル・アクトには賛成で、英國は之に加入する爲め近く諸自治領と協議する筈であると述べ、安全保障の爲めには戰爭を防止する仕組を考へることが第一であつて、此の趣旨から被侵略國財政援助條約案に賛成する。然し英國政府としては此の條約も

聯盟規約の改正も一般軍縮條約が成立する迄は批准しない積りであると斷つた。同外相も安全保障と軍縮との關聯を認めたが、同時に軍縮の實行が最も大切であることを力説し、聯盟規約の正文や聯盟從來の決議等を援いて、速に軍縮を實現し、輿論の要望を滿さねばならぬと説き、倫敦條約に言及した後、一般的海軍軍縮及陸空軍縮の必要を力説し、十一月に開かれる軍縮準備委員會で準備事業を完成し、『明年中に軍縮本會議開催の運びに至らんこと』を切望した。

伊太利代表シャロヤ氏は聯盟規約第八條に依れば、安全保障は軍縮の實行に當つて考慮すべき一要素ではあるが、之を軍縮の前提條件とするのは不可であると論じ、獨逸外相クルチウス氏亦戰爭の觀念を排し、平和維持の爲めには制裁よりも豫防手段に依るべきであるとて、紛争の原因を除去し、平和的解決手段を講ずる必要を説き、此の點から見て、安全保障委員會や規約改正研究委員會の事業は、平和確保手段の發達に與つて大に力あるものと認め、從來聯盟の軍縮事業が抄取らぬことを慨し、『來年（一九三二年）中には軍縮本會議を開いて』全ての國の安全を考慮し、且つ軍備の完全な公表及軍備の全般に互る取締並に實質的軍縮の實現を行ひ、尙ほ軍縮事業の完成に努むべきであると論じた。

我松平代表は軍縮問題に對する日本の眞摯なる態度を説き、華府會議以後倫敦條約成立に至る迄各

國と協力したことを挙げ、倫敦條約に言及し、又數字を擧げて日本に於ける陸軍軍縮の實蹟を立證し、一般軍縮問題解決の機近きにあることを期待し、日本も協力を辭せざる覺悟であると聲明した。

因みに昨年總會中常設國際司法裁判所規程選擇條項(應訴義務)に署名したのは波斯、アルバニア、ルクセンブルグ、コロムビア、羅馬尼の五國で、又芬蘭、西班牙、ルクセンブルグ三國は國際紛争の平和的處理方法を規定する一般議定書(ゼネラルアクト)に署名したが、何れも其都度總會で披露せられ、拍手を以て迎へられた。

三、經濟問題については、一昨年來の經濟界の不況や所謂歐洲聯合案に關聯して經濟問題を論ずるもの多く、其の議論は一般討議の大半を占め、殆ど總ての代表が此の問題に觸れたことは注目に値する。

英國外相は世界的不況の對策は國際協力に依る外はないとて、聯盟經濟機關を活用すべしと説き、同國商相グラハム氏は更にこれを敷衍して一昨年來聯盟の事業を概論し、各國間協力の必要を力説し、且つ商品別に依り解決策を講ずる方法に依るのがよいと論じた。澳國宰相は歐洲聯合問題に關聯し、中東歐農業諸國の例を援いて、先づ地方的協定に依るべしと論じた。獨逸外相は之に賛成し、且つ同國の經濟事情が特に不利な狀況の下に置かれて居ることを指摘し、第二委員會では諸種の問題の

外資本の循環に付ても研究すべしと述べた上、歐洲諸國が經濟上障壁を無くすることは理想であるが、其實現の途上には多大の困難が横はつて居り、之に打勝つ爲には各國の一般的協力を要すると説いた。伊國代表は一昨年總會決議の結果昨年春開かれた經濟協調豫備會議で定まつたプログラムを、各國で研究實施することが第一の策であるとなし、各國が協力して國際經濟の合理化を實現することが肝要であるとして、各國の經濟的平等を高調し、特惠及保護政策に反對した。我松平代表は經濟問題に對する日本政府の見解と態度とを述べ、聯盟で世界的不況の原因と對策とを講究すべきであると論じた。其他一昨年來開かれた經濟關係諸會議の不成績を批評するものが相當あり、他方多少の進歩は認めねばならぬと云ふものもあつたが、何れも今後一層の努力を要することに付ては一致した。波、羅、勃等東歐諸國は、農業界の不況に付き何等かの手段を採る必要があると論じて、さきにワルソウに開かれた是等諸國の農業會議の決議を披露して研究方を提案し、丁抹外相は數國の代表を糾合して最惠國條款の研究方を提議し、芬蘭外相は木材と木製品に關する研究をなすべしと説いた。

尙ほ本會議に於ける委員會報告及決議審議の際特に議論があつたのは、軍縮と經濟の二問題であつた。

一、軍縮問題に關し、先づ獨逸外相は決議案中に軍縮本會議の期日を明記しないことに不満足であ

ると説いて、埃、洪兩國代表と共に表決に加はらなかつた。佛國外相は歐洲最近の政局殊に九月十四日に舉行された獨逸總選舉後の出來事を諷して、充分な安全保障なくして軍縮を實行するのは危険であると強く主張したから、獨逸外相は之に應じ、先づ軍縮を遂行すれば安全保障は自ら來るべく、此の點に付ては英、伊兩國代表も同意見であると酬い、英國代表セシル子は兩者の併行を説き、準備整ひ次第、軍縮本會議を速に招集すべきであると論じたが、相當緊張した場面を呈した。

安全問題の一部として取扱はれつつある被侵略國財政援助條約は總會で可決せられ、十月二日總會場で調印式を行つた處、直ちに署名したのは英佛等二十八國代表であつた。

二、經濟問題に關しては羅馬尼、勃牙利、智古、波蘭の東歐諸國、濠洲、加奈陀等の非歐洲諸國代表は何れも自國の立場を縷述した。又佛國商相フランダン氏は經濟上國際協力が必要なことを論じ、經濟問題に對する聯盟の使命を説いた。

尙ほ此等問題の詳細については以下各章に於ける説明に譲ることとした。

第二章 聯盟の軍縮事業

第十一回總會と軍縮

這回總會に於ける一般討議の際にも例年の通り各國代表者にして軍縮問題に言及しないものは殆んどなかつたと云ふも過言ではない。が、就中英國代表ヘンダソン氏の演説に最も多くの言葉が此問題——軍縮問題——に費された。同氏は倫敦海軍條約の成果を稱へつつ、一般的軍縮の進捗を期望した。否其忽せにすべからざるを力説した。『來年』にも（一九三二年を指す）軍縮本會議を開きたいとの希望を述べた。獨逸代表クルテュース氏も同様の希望を述べた。尤もクルテュース氏は『各國民の利害を考慮して公平なる解決をなすこと』を軍縮本會議に期待した。

軍縮問題を取扱ふ第三委員會では軍縮準備委員會議長ラウドン氏が出席して同委員會從來の成績について説明した。讀者の既に知らるゝ如く（本著前卷參照）、聯盟の軍縮事業は當時未だ軍縮準備委員會議の過程にあつて、同委員會はこれまで數回の會合を開いて來たが、未だ何等の結論に達しなかつたのである。ラウドン氏は前記第三委員會での説明に於て曰ふ、『倫敦會議の進行中右軍縮準備委員會は休會して其成果を觀望して居つたのであるが、今や倫敦會議も濟んだことであるから新しい雰圍氣の中に討議を再開し得ることであらう。依て來る十一月（一九三〇年）の軍縮準備委員會議の會合は必ずや最終の會合となるべく——即ち其準備事業を完了して——總て軍縮本會議の時期を決するの段取とならうと信ずる』と。前記ヘンダソン氏及ラウドン氏等の演説にも異口同音述べられた如く、軍縮準備會

議を次回——十一月の會合——で打切るとは總會一般の期望であつた。此決意に對しては各國委員は何れも同意を表した。唯問題は本會議召集の時期如何であつた。此時期を決定して之を總會決議中に書き上げるかどうかと云ふことであつた。獨逸委員ベルンストルフ氏は其從來の主張たる軍縮本會議速開説を主張し、該本會議を「一九三一年中出来る丈け速かに」開催すべき旨の決議案を提出した。伊・澳・洪の委員は何れも之に賛成した。報告者マトス氏起草の決議案には唯「出来る限り速かに軍縮本會議の召集を望む」旨が記載されてあつた。ノルウェー委員は折衷説を出した。それは獨逸委員の顔をも立るつもりで報告中に委員會の希望として一九三一年に本會議を開催ありたき旨を記入すべしと云ふのであつた。しかしこれは單に第二委員會の希望であつて決議ではない。本問題に關する決議には勿論其希望は現はれて居ない。總會決議は前記マトス案が其儘採擇された。該決議の要點は左の通りである。

倫敦會議の成果を欣び、之に依り次回軍縮準備委員會に於て海軍制限方式に關する一般的協定の成立容易となるべきことを確認し、且次回軍縮準備委員會に於て軍縮條約原案の起草を完成し、以て理事會は出来る限り速かに軍縮本會議を開催するに至らんことを確信する。

しかし右決議の採擇に先だち、總會に於て英佛獨洪諸國代表の間に激論があつた。獨逸代表クルテュ

ース氏は該決議案が本會議の開催時日を言明して居ないからとて表決に加はらぬ旨を言明した。澳國代表も同様の意思を表示した。於是佛國代表ブリアン氏は起つて滔々、佛國の軍縮方針を演述した。例によつて佛國は「仲裁裁判、安全、然る後に軍縮」を以て方針とする旨を繰返し、「安全」を得ずして軍縮を行ふは無益且危険であると強調した。而して佛國が戦前八十一萬の陸兵を有したに拘はらず今や五十五萬餘を擁するに過ぎざるの事實を擧げて、佛國の事實上軍縮を行つた事を吹聴した。クルテュース氏は更に起つて激越せる句調を以て此上一箇年以上も荏苒時日を徒過するの不可なるを説き本會議期日を確定し置くの必要を力説した。各國の軍備を現状に放置するは平和に對する現實の危険である旨を述べた。英國代表セシル卿は右兩氏の間立つて「十分の準備が出来なくして本會議を開くは得策でない」旨を述べ、同時に「仲裁裁判、安全、軍縮の三者の間には優先の問題はない」と説いて、調停役を勤めたやうな形であつたが、結局獨逸・洪・三國代表は右決議に加はらなかつた。批評家は總會に於ける前記ブリアン氏の演説を聞いて來るべき軍縮本會議に於て佛國からは多くを期待し難きを豫測せんとするものがある。何れにせよ一氣に多くを望むことは困難であらう。帝國代表が述べた如く漸進的に——五年位の後更に第二回會議を開くやうな風にして——軍縮の歩を進めることになるのであらうか。

第七回軍縮準備委員會

前記總會の決議に基き第七回軍縮準備委員會は其最終の會合を昨年十一月六日より十二月九日までゼネヴァに開いた。而して討議の結果は軍縮條約草案となつて現はれた。露獨代表の提出した修正案其他の提案は盡く否決せられた。殊に露國の例の極端なる軍備撤廢論又は絶對的最少限度迄の縮小論は一蹴せられた。其爲め露國代表リトヴィーノフ氏は會議の中途から歸國してしまつた。否途をイタリ―に取り伊國外相と會見を遂げたことは別に述ぶる如くである。獨逸代表ベルンストルフ氏は『今回の條約草案はこれを書いたインキほどの價值もない』と云うて之を貶なして居る。實に今回出來上つた條約草案は人員又は軍需器材について現實に軍縮の實を擧げたものではなく、唯制限の方式を定めたに過ぎない。肝腎の數字が入つて居ない。數字を入れるのは軍縮本會議の事業として残された。加之同草案には幾多の留保がある。獨逸代表の如きは該條約草案に對し大聲疾呼、不満足を表しつゝ、率先して一般的留保を爲した。殊に獨逸は第一編及附屬表につき一般的留保を爲した。所謂『訓練教育を経たる豫後備兵』の制限を缺如する爲め不平を並べたものである。右豫後備兵制限問題は軍縮準備委員會に於ける年來のやかましい問題である。右豫後備兵の制限を行ふの必要は先年——一九二七年三月——同委員會の當初の會合に於て英國代表セシル卿の率先主張したる所である。在郷軍人——

即ち一朝事ある場合直ちに戦線に立ち得る豫備軍——を制限せずして現役兵のみを制限するも、眞の軍縮と云ふことは出來ない。豫備軍の制限を伴はざる軍縮は徒勞無益である旨を力説した。しかしそれは佛國代表ボンクール氏の極力反對した所であつた。其後英國は佛國との間に有名なる所謂『海軍協定』を遂げんとした際、佛國に對し右英國從來の主張たる豫備軍制限論を撤回してしまつた（本著第二卷三三六頁参照）。此のことは外國では勿論英國内でも盛んな反對の火の手を擧げた。英國當局者は苦しい辯解を試みた。『交換條件ではない』と云ふやうなことも言うて見たが、今や及ばず、今回の準備委員會に於て前記往年のセシル卿の主張が獨逸代表によつてなざるや、セシル卿は自分の主張に賛成するを得ない立場に置かれた。今回の條約案が豫備軍制限に觸れて居ないのは佛國等の満足する所であるが、前記の如く獨逸等の頗る不満足とする所であり、同時に英國の今や公然反對し得ざる所であつた。獨逸の軍縮問題に對する態度、否、軍縮問題に關する獨佛の意見及主張の相違については別に述べる通りであるが（本著第五編参照）、要するに獨逸は當初より『他國も獨逸の掣に倣うて一般的軍縮を行ふべきものであり、否軍縮實行の義務を有するものであり、若し他國にして此義務を履行しない場合には獨逸は對等の軍擴を行ふの權利あり』と主張するのである。之に對して佛國は自分達戰勝國は獨逸等戰敗國と同様なる軍縮の義務は負うて居ない。唯任意軍縮を行ふのみである。否既に

軍縮を實行して來た。固よりこれ以上軍縮の餘地がないと云ふのではないが、それには安全の保障が必要である。獨逸が軍備の對等を主張するのは自國が軍擴を行はんとする口實に過ぎないと、これが佛國の主張——殊に獨逸に對する態度——である。

獨逸代表ベルンストルフ氏が特に反對したのは條約草案第五十三條の規定である。本條は『若干ノ締約國ガ陸海空軍ノ軍備制限ニツキ既ニ協定シタルコトアル場合本條約ハ右既存ノ條約ニ何等ノ影響ナキモノトス』と規定してある。従て本條によれば獨逸がヴェルサイユ條約によつて軍備を制限せられて居る其制限は、本條約により——従て來るべき軍縮會議に於ても——動かすことの出来ないものであると云ふことになる。又そのつもりで此條文が挿入せられたのであることは次の第二項(同條)によつて明かである。曰く

締約國ニシテ右ノ條約ノ署名國タル……ハ前項ニ引用セル義務ニ關聯シテ本條約所定ノ軍備制限ヲ受諾シタルコトヲ宣言ス、蓋シ右規定ノ維持ガ右締約國ニ對シ本條約ノ履行ノ必要條件タルヲ以テナリ

詳しく云はゞ獨逸がヴェルサイユ條約により受諾したる軍備の制限は佛國が本條約によつて軍縮の義務を負ひ之を履行する前提條件である。獨逸が其軍縮義務について彼此云ふのならば佛國は其安全感を脅かされるから安心して軍縮に應ずる譯には行かぬと云ふのである。これは一方から云へば獨逸の

苦痛とする所であり、ヴェルサイユ條約による獨逸の軍縮は永久不變に固定する事になる。獨逸はヴェルサイユ條約の義務——殊に軍縮に關する義務——を何とかして免れたいのは山々である。一般的軍縮を主張する所以である。大々的の軍縮を他國に強ひんとする所以である。而してそれは來るべき軍縮本會議によつて此目的を達せんとするのである。然るに準備委員會に於て——軍縮條約案に於て——右の如き獨逸軍縮の現状に恒久性を有せしめんとする條文を設けたのを見て、之に反對するは勿論である。ベルンストルフ氏は極力之に反對した。其反對が效を奏せずして右の條文が挿入せらるるに至るや之を留保した。それが來るべき本會議に於て如何なる發展を見るに至るやは今後の成行に徴するの外はないが、本會議に於ける一大難關である。本準備委員會の報告にも見える如く本會議の開催に先だつて、充分の慎重なる準備がなされねばならぬ。又同會議は各國間相互信頼の良好なる雰圍氣の下に開催せられねばならぬ。しかし如何に慎重に準備しても、關係諸國が如何なる努力をしても、獨逸の右の如き態度を他方佛國其他の態度と如何にして調和し得るや、遺憾ながら樂觀を許さざる次第である。又獨逸代表は今回の準備委員會に於ても極力本會議の速開を主張し、一九三一年十一月五日を以て其開會日となさんことを提議した。しかし本會議の期日は理事會に於て諸設の事情を考慮して決定すべき所であつて、其決定は準備委員會の權限に屬すべきものではないとの意見が勝を制して、茲

にも獨逸代表の主張は敗れた。實に今回の準備委員會に於て露獨兩國の代表はあまり貢獻する所あるを得なかつた。

軍縮準備委員會既往四箇年有半に互る前後七回の努力の結晶として、此回の條約草案が果して如何なる價值を有するか。これに付ては議論はあらう。否實に準備委員會に於ても各國代表の間に此點につき議論はあつた。殊に十二月九日の最終會議に於て各國代表の議論があつた。露國代表——リトヴィノフ氏去つた後ルーナチャルスキー氏其代表であつた——は「數字を脱して居る條約案は全然無意味のものであつて、唯各國が現在の軍備を維持し又は増大せんとするのマスクとして利用せられるに過ぎぬ」と評して居る。獨逸代表ベルンストルフ氏は本條約案を評して「最も重大なる缺點及び缺陷に満ちたものである」と云うて居る。しかし英國代表セシル卿は「最初からあまり多くを望んでもだめである。軍縮には終りは無い、第一の會議は將來の進歩への道程である。軍縮條約は五年又は十年毎に修正せらるべきである」と云うて居る。日本代表佐藤氏も「大なる事業は一氣に完成せらるべきではない」と述べて、「帝國政府は常に穩當、正確なる、しかし漸進的なる進歩を望んだ」と云うて居る。佛國代表マングリー氏は例の「安全」問題を強調するを忘れず、伊國代表は軍縮が「各國國防の見地よりする必要」を基調とすべきを説いた。

條約草案は前記の如く單に軍縮條約の制限方式を定めたものであつて、茲に其内容を詳掲する必要があるが、之を一言すれば六編六十條より成り、實戰闘員數の制限、軍需器材の間接制限、支出豫算の制限、各種報道の交換、化學兵器の禁制、並にこれ等を監視すべき常設委員會の設置及び組織、條約の效力其他について規定し、これに數多の附屬表・附屬書を附し、又各國代表の聲明及び留保を記載する報告書が別に出來て居る。更に草案の内容を別言すれば陸海空軍並に軍隊的組織團體に於ける實戰闘員數の制限を規定し、倫敦海軍條約に定められたる海軍艦船制限方法を採用し、豫算制限の原則、徵兵制度による實戰闘員の服務期間制限の原則を定め、監督機關として常設軍備縮小委員會の設置を定めたものである。これに反し協定に達しなかつた主要なる事項は前述の如く徵兵制度による國の實戰闘員總數の中に既教育豫後備兵を包含せしむる規定を缺きたるの外、陸軍器材並に倫敦條約規定以外の海軍器材の直接制限を爲さざりしこと、空軍に關しては器材に關する經費制限を行はず航空機の大さ又は能力、或は其豫備品等の制限を規定し得なかつたこと等である。

軍縮本會議の期日決定

前述の如く軍縮本會議の期日を決定することは本年一月に開かるべき理事會に委せられた。同理事會は一月十九日からゼネヴァに開かれた。其開催前の空氣は必ずしも良好ではなかつた。昨冬の軍縮準備

備委員會に於ける各國の爭論——殊に獨佛間の爭論——の餘音が未だ充分去りやらぬ模様もあつた。加ふるに英佛兩國間に右理事會に先だち内交渉が行はれて、本會議の期日を一九三二年三月一日としやうとか、又本會議の議長をチエツコスロバキアの外相ベネシュ氏にしやうとかの内議を行つたと云ふやうな風説が傳はつた爲め、伯林邊よりのニュースは理事會前の空氣を頗る陰鬱ならしめた。獨逸代表はゼネヴァで——理事會で——一騒動持上げさうな豫報も傳へられた。しかし愈々會議(理事會)を開いて見ると寧ろ意外であつた。心配するほどのこともなかつた。固より議論がなく、萬事すらすらと進行したと云ふのではないが、一月二十日報告者(西國代表)が軍縮準備委員會の事業の報告を理事會に提出せるを機として、日英佛獨伊等各國の代表はそれぞれ演説を試みて、軍縮の必要を高唱し、本問題に對する各自國の立場を繰返した。先づ英國代表ヘンダソン氏は世界が經濟上政治上不安に脅へつゝある此際軍縮の實行は焦眉の急務である點を力説した。世界が現在の不安状態に苦み而かも將來の戰爭談に脅威せられて居ることは國際聯盟の權威にも關するものであるとて、軍縮の忽緒に付すべからざる所以を説いた。軍縮の成功の爲めには非聯盟國たる米露土の諸國にも協力を求めねばならぬ點を説いた。軍縮の實行については獨り軍備の制限のみならず其縮小が必要である點をも指摘した。次いで立つた獨逸代表クルテュース氏は豫想せられたほどの激しい語調には出でなかつた。軍縮

本會議の期日についても當日の演説では「成るべく速かに」開催せんことを希望したに止まつた。しかし氏は勿論獨逸の軍縮問題に對する態度を繰返へすことを怠らなかつた。前述の軍縮條約草案に對する不満足を強調した。殊に陸軍の軍縮について不満足の意を表した。軍縮準備委員會の事業は各國現在の軍備を恒久化し若くは之を擴大するものであると述べた。此理由により獨逸代表は一九二九年の春以來政府の訓令に遵うて右委員會の多數案に反對して來た次第を縷述した。然るにも拘はらず委員會の多數案は獨逸に課したる條約上の軍縮を新に確認するの舉に出でたことの不當を難詰した。從て軍縮本會議に於ては前記提案を全然修正するの必要あるを力説した。尙ほ獨逸主張の根據として、各國民の「平等」が聯盟の根本原則であること、從て各國の「安全」問題も亦平等に取扱はるべきこと——所謂「安全の對等」の主張——を強調した。次で伊國代表グランデイ氏は例によつて「安全」問題についての佛國の主張を駁論し、「安全」は軍縮に先だつものにあらず——軍縮の前提要件にあらず——として、軍縮によつて生ずるものであると説いた。之に對して佛國代表ブリアン氏は「安全」第一主義を繰返した。尙ほ來るべき軍縮本會議には軍備の制限と縮小とを問はず眞面目に現實の進歩を見せねばならぬ點を説いたが、同時に第一回の本會議は軍縮事業の第一歩を歩み出すものに過ぎぬ點を述べて、望みを將來に屬した。帝國代表芳澤大使は軍縮條約草案の妥當なる所以を述べ、日本政府が

從來と同様將來も軍縮に忠實なる次第を叙した。斯くの如く各國代表の長廣舌によつて作られた軍縮気分は會議の空氣を緩和する上に大に貢獻する所があつて、其數日間の非公式會談に於て軍縮本會議の期日もあまり面倒なく決定せられた。即ち明年（一九三二年）二月の最初の火曜日（二月二日に當る）を以て開會と云ふことに決した。會議地も多數の各國代表及隨員等を收容する設備さへ出來ればゼネヴァにしようと思ふことになつた。本年五月までに聯盟事務總長は報告者と協議の上本會議の技術上の準備を行ふこととなつた。但し本會議の議長を誰にするかと云ふ問題は未決問題として残された。後日の理事會に於て任命せられることになつた。ベネシユ氏には多數の賛成はあつたが議長問題は全會一致によつて決した方がよいと云ふことで、右の如く後日に残されたのである。米國人を議長に擇んではどうかと云ふ様な意見も出た。候補者としてドーズ大使などの名前も持出されたやうである。しかし右に對しては米國側であり喜ばない模様も見えぬではなかつた。何れにせよそれは非公式の話に終つた。公式に右期日決定其他の事項が一月廿四日の理事會に掛けられたとき獨佛代表の間に又一議論持上つた。クルテュース氏は此機會に於て再び「獨逸は今回の條約草案を本會議に於ける討議の基礎として取上げるの義務あるものと見ることは出來ない」と云ふことにつき理事會の注意を惹いた。此言を聞いてブリアン氏は直ちに起つて反駁した。曰く「五年間もかかつて多數の意向で極ま

つたものを反古と同一視するやうな事では會議の成功は望み得ない」と。之に對してクルテュース氏は「自分は條約草案が法律上の拘束力を有しないと云ふ迄であつて、總ての問題を初からやり直すと云ふ意味ではない」と辯解して、會議前關係國間に或問題については充分豫備的交渉を行ふの必要を説いた。要するに今後一箇年間此等問題の進展は軍縮本會議の成功の係る所であらう。

第三章 聯盟規約改正問題

第十一回總會の議題として

第十回聯盟總會（一昨年）に於ける英國の代表は「不戰條約と調和せしむる爲め」聯盟規約を改正するの必要を力説し、提案する所あつた次第は本著前卷に述べた通りである。該提案につき討議の結果本問題は同總會の決議によつて次回——即ち昨年——の第十一回聯盟總會に持越すこととなつた。持越すと云うても唯放置したのではない。其れまでに——第十一回總會までに——十一名より成る委員會を設けて——故に此委員會を十一人委員會と云ふ——審査報告を爲さしめ、其報告書は聯盟各國に送付して其考慮に供した上で、第十一回總會をして右に對し適當の措置を執らしめると云ふのであつた（本著前卷二七五頁参照）。此決議——第十回總會の決議——に基いて出來た前記十一人委員會は昨

年二三月の交ゼネヴァに會合して審議の結果所謂十一人委員會案と稱せられるものを作成した。(其テキストにつき本著前卷二八〇頁以下参照)。さて第十一回總會では本問題を先づ第一委員會に附託して討議せしめた。が、同委員會では可なり議論が沸騰した模様である。

第一委員會の討議

同委員會に於ては先づ聯盟規約を不戰條約と調和せしむる爲め改正することが果して必要なりや、適當なりやの點が問題となつた。右改正の必要を認むるものあり、認めざるものあり、議論を上下した。不戰條約と聯盟規約との關係についても議論があつた。或國の委員は『不戰條約は一切の戦争を禁止するものであるから聯盟規約も之に調和適合せしむるの必要がある』旨を説いた。英國委員の如き其熱心なる主張者であつたこと云ふ迄もない。之に對して一方には『不戰條約は主として其基礎を國際道徳に置き、制裁を缺如せる點に於て聯盟規約とは性質を異にするものであるから、兩者の調和は困難であり、其適合の可否は疑はしい』旨を述べ、或は進んで兩者の調和適合は不要且無益であるのみならず、却て聯盟規約に於ける制裁の價値を減少するの虞がある等の理由によつて有害であることとを論ずるものすらあつた。

次は聯盟規約を不戰條約と調和する様改正することによつて——殊に十一人委員會の案によれば——

規約改正により制裁が擴大せられる結果となりはしないかと云ふ點につき議論が戦はされた。此點につき『制裁を一切の戦争につき規定するの必要』を説いたものもあつた。英國委員の如き然りである。しかし他方には『何國が不法攻撃者——侵略者——であるか、不明なる場合』又は『理事會が不法攻撃者であると云ふ決定を下すに當り全會一致を見なかつた場合』にまでも制裁を擴大するの不當なるを論ずるものもあり、或は制裁を擴大することなくして規約改正を行ふべしと主張するものもあつた。要するに制裁範圍の擴大となればこれ即ち聯盟各國に新なる義務又は責任を負はしめるものである。此點は不戰條約との調和一致を計る爲めとしての聯盟規約の改正について最も問題となる所であることは後に述べる通りである。

次に不戰條約には各國が幾多の『留保』を付して同意した。否『留保』とは云はず『解釋』と稱せられてある。しかし實は『留保』と擇ぶ所がない。今假りに不戰條約の規定又は精神を其儘聯盟規約に取入れるとしても不戰條約に付せられた右の『留保』、否『解釋』をどうするか。之れをも併せ取り入れるかどうかの問題がある。英國委員は『聯盟規約との調和問題の如何に拘はらず不戰條約は別に嚴乎として存するものであるから、若し所謂『留保』なるものも有効に存在するものならば依然として其存在を有するものであらう』と述べた。果して此議論の如くんば『何が故に不戰條約を聯盟規約に取入れる

必要があるか、否聯盟規約を改正する必要があるか」と反問したくなる。何れにせよ、『不戦條約の文面丈けを取入れて『留保』を置き去りにするの都合は辯解の辭に苦しまざるを得ぬ。然り、他の委員連中は不戦條約に於ける『留保』の存在を認めず、留保を無視せんとするものもあつたが、此方が議論としては徹底して居る。が、それは事實を無視した議論たるに過ぎぬ。『留保』の取扱問題も不戦條約と聯盟規約調和問題に於ける一難關たるを失はぬ。

今一つ難問がある。それは『戦争』の定義如何である。否『戦争』と『平和的手段』との中間に存する『強制手段』である。例へば復仇レプリザンスの如き其最たるものである。これは『戦争』とも云へず、又『平和的手段』と云ふにも躊躇せねばならぬ。しかし實際には此『復仇』と云ふものが屢々國際間に於て國際紛争の場合に其解決方法として使用せられる。不戦條約が戦争にあらざる兵力の使用——就中右の『復仇』の如き——を如何に取扱うて居るか。疑問である。此疑問は聯盟規約の改正に際しても同様疑問たるを失はぬ。右は聯盟規約の改正問題がなくとも——現行の聯盟規約としても——疑問であるが——其詳細についてはあまりに専門的になるから茲に之を論ずることを避けるが——兎に角聯盟規約を改正するとなれば右の疑問も何とか解決しなければならぬと云ふ議論が今回の第一委員會で現はれた。殊に十一人委員會案に即ち其第十二條第一項末段に、『平和的手段』とあり、又同條第二項末段に

『戦争』とあり、且第十三條第四項に『何等ノ行動』とあるから、右の問題を生ずるものである。

終りに聯盟規約改正問題と軍縮本條約との關係であるがこれは英國當局者の意向に出づる問題である。英國の現當局者は何でも彼でも——例へば彼の財政援助條約の如きも顯著なる一例であるが——明年開かるべき軍縮本會議の成果と牽聯せしめたがる癖がある。本問題——規約改正問題——についても同様であつて、英國外相ヘンダソン氏は第十一回總會の演説に際しても『英國政府は規約修正に當り、其修正案が實際に效力を發生するのは一般軍縮條約の成立し效力を發生すると同時期たらしめたい』との意見を發表した。第一委員會に於ても英國委員は同じことを述べた。佛國委員等は之に反對して、軍縮條約は軍縮條約、聯盟規約は聯盟規約で、兩者は別物であることを論じ、不戦條約に一致せしむる爲めの規約改正である以上、而して不戦條約は一般軍縮問題とは獨立に既に嚴存する以上、本件規約改正——否其效力發生——を一般軍縮條約の成立及效力に係らしむるは不可解であると述べた。これも議論としては佛國委員の議論が正當のやうに思はれる。

しかし右の如き次第で本問題は單に法律問題としてのみ取扱ふことは出來ない。政治的見地よりも研究を進めるの必要がある、と云ふことになつて、更に別に小委員會を設けて政治的及法律的方面を併せ考へて本問題を審議せしめることになつた。

右小委員會は九月二十六日から十月二日に至るまで數回の非公式會議を開いて討議を重ねた。前記制裁問題についても議論が戦はされた。制裁局限論もあり、之を反駁するものもあつたが何等決定するに至らなかつた。そこで前記十一人委員會案(以下之を「原案」と稱す)の逐條審議を行ふことにした。今左に其經過及結果を窺はう。

前文「戦争ニ訴ヘザルノ義務」

現行規約前文に「締約國ハ戦争ニ訴ヘザルノ義務(certaines obligations)ヲ受諾シ云々」とあるのを原案及小委員會案は共に「、、、、義務(L'obligation)ヲ受諾スル、、、」としてある。現行聯盟規約は右の如く其前文に於て「戦争ニ訴ヘザルノ義務」を高く掲げて居るが、それは佛文(プレナムブル)に云ふ如く、「戦争ニ訴ヘザルコトニツイテノ若干ノ義務」であり、其義務の内容は各本條に於て詳しく規定せられてある。今茲に前記委員會の修正案を窺ふに「締約國ハ戦争ニ訴ヘザルノ義務ヲ受諾シ」と云ふ所に變更を加へて居る。譯文では其變更を現はし得ないが、原文に於ては現行規約には其所謂「戦争ニ訴ヘザルノ義務」は單一の義務にあらずして複數の義務になつて居る。英文でも「義務」が複數となつては居るが、英文には佛語 *certaines* に該當する文字が缺けて居る。しかし此文字につい

て前記の修正案の如く obligation なる文字を單數に書き直すだけで一切の戦争を禁止したことになるであらうか。否不戰條約自身果して一切の戦争を禁止するものであらうか。右の前文についても疑問なしとはせぬ。

第十二條第一項及第二項

小委員會では第十二條第一項及第二項として左の草案を採擇した。

- 一、聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ之カ解決ノ爲メ如何ナル場合ト雖モ戦争ニ訴ヘサルヘク且之カ爲メ平和的手段ノミヲ用フルコトヲ約ス、紛争解決ニ至ラサルトキハ該紛争ハ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ附セラルヘシ
- 二、仲裁裁判ノ判決又ハ司法裁判ノ判決及理事會ノ報告ハ相當期間内ニ爲サレ又ハ作成セラルヘシ

右の條文は其内容に於て敢て原案と異なる所はないが、規定の順序及整理について原案のそれと異つて居る。即ち國交斷絶に至るの虞ある紛争解決の爲め専ら平和的手段のみに訴ふるの義務を先づ規定し、次いで其平和的手段を列擧してある。即ち第十二條新草案は聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争生じたる時戦争に訴へざるべきことを先づ高く掲記したるは不戰條約との調和を計つたつもりである。而して之に次いで紛争解決の爲め關係國が選擇し得べき各平和的手段を列擧した點に於て此新草案は論理的なるの特徴があると云ひ得るであらう。

抑も現行聯盟規約は第十二條の規定として國際紛争は仲裁裁判、司法裁判若くは理事會の審査に附すべきことが定められてある。同條は判決又は審査報告後三月間は如何なることがあつても戦争に訴へてはならぬ。又理事會の審査報告は『六月以内』に爲すべしとの制限がある。此度の修正に於ては右三月云々及六月以内云々の文句を除去してある。しかし第十二條は畢竟原則の規定であつて、戦争なくして紛争が解決し得るや否やは仲裁裁判及司法裁判の力と理事會(又は總會)の審査報告の力如何とに繋るものである。前者は第十三條に於て、後者は第十五條に於て定められてある。故に第十三條及第十五條の規定が果して全然戦争を封ずるの力あるや否やを考へねばならぬ。

第十三條第四項

小委員會は左の草案を採擇した。

聯盟國ハ其加ハレル紛争ニ關シ下サレタル判決ヲ誠實ニ履行スルコトヲ約ス、聯盟國ハ判決ニ服セサル國ノ抵抗ニ何等ノ支持ヲモ與ヘサルヘキコトヲ約ス
判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其履行ヲ期スル爲一切ノ措置ヲ提議スヘシ、紛争當事國代表者ノ表決ハ之ヲ算入セス

現行規約第十三條第四項には『判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス』とある

が、これは前條に加へたる修正の結果無用に歸したものであるから、原案では『判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ何等ノ行動ヲ執ラサルコトヲ約ス』との修正規定を以て之に代へた。しかし右に所謂『何等ノ行動』とは其意義明瞭でないとの議論があつて、此議論に賛成するものも多かつた。依て右の文句を削除し且『判決ニ服スル國』に關する聯盟各國の態度を規定する代りに、『判決ニ服セサル國ノ抵抗ヲ支持對する聯盟各國の態度について規定を設けることとし、前掲の如く『判決ニ服セサル國ノ抵抗ヲ支持セサル』旨の規定を設けることとした。しかし此文句についても疑義又は議論なしとは云へぬ。それは兎に角として聯盟としては判決の履行を確保する爲めには出來得る限りの努力を拂はねばならぬ。故に修正案にも『理事會ハ其履行ヲ期スル爲メ一切ノ措置ヲ提議スヘキ』こととせられてある。しかし茲に『一切ノ措置ヲ提議スヘシ』とあるも理事會をして判決の執行機關たるの任務に當らしめんとするものではない、『一切ノ措置』と云うて、其措置、其方法は別段限定せず、理事會の裁量に委せられてある。茲に更に一の問題がある。それは判決に服従する國自身判決の執行に必要な自救手段に出づるの權利ありとして、其權利の限界如何の問題である。換言すれば之れが爲め——右自救手段として——戦争に出づることを得るや否やである。此場合にも戦争に出づることは第十二條修正案によつて出來ないことにならう。従て理事會の右の『一切ノ措置ヲ提議スル』ことは愈々其重要性を増す

次第である。

第十五條第六項

小委員會は左の案を採擇した。

聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟理事會ハ該當事國ニ對シ報告書ノ決定ニ服スヘキコトヲ勸告スヘシ、聯盟國ハ右提議ニ應セサル當事國ノ抵抗ニ何等ノ支持ヲ與ヘサルヘキコトヲ約ス

原案に於て規約第十五條第六項に加へたる修正は理事會全會一致の決議に對し仲裁又は司法判決と同一、否少くも類似の強制力を附與せんとしたるものである。小委員會に於ては此の點に關し種々の議論又は疑問が現はれた。有力なる主張は、理事會なるものは本來政治的機關であるのに、其勸告に強制力を認むるが如きは、其本來の任務に反し理事會の性質をも變ずるものである。かかる修正案を認むれば理事會は最早調停者でなくなり、仲裁者として行動することとなるから、よくないと云ふ論であり、加之斯くては却て理事會全會一致を見ることが一層困難となるであらうとの見解もあつた。依て小委員會は規約の精神に立歸つて先づ「理事會ハ當事國ニ對シ報告書ノ勸告ニ從フヘキコトヲ從^{インフライト}憑スヘシ」との意味に修正した(原案は「勸告ニ應スルコトヲ約ス」となつて居る)。此辭句は全會一致の報告による結論の力を少しく強めたまでのもので、結局現行規約第十五條第六項中に現に含ま

れたる所のものを強調したるに過ぎぬ。次に「聯盟國ハ決定ニ服セサル當事國ノ抵抗ニ何等ノ支持ヲ與ヘサルヘキコトヲ約ス」とあるは現行條約に於て「決定ニ服スル當事國ニ對シ戰爭ニ訴ヘサル」義務を定めたるに對應し、之に代るものであつた。前掲第十三條に於ける同様の文句と相呼應するものである。蓋し理事會の全會一致の報告の効果(第十五條第六項)と仲裁又は司法判決の効果(第十三條第四項)とは之を同一視することを得ざるは前述の通りであるが、紛争當事國以外の聯盟各國が「反抗國ノ抵抗ニ支持ヲ與ヘサルノ義務」を負ふべきは兩者の場合相類似して居る。しかし此義務たるや反抗國の態度に照し當然のことであつて、別段異とするに足らぬものである。

第十五條第七項

聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ其場合ニ應スル最モ適當ナル手續ヲ審査シ之ヲ當事國ニ勸告ス

右は小委員會に於て原案通り何等の變更を加ふることなく、之を維持したものである。右の勸告を爲す場合、理事會は全會一致を要するやの問題が右小委員會に持上がつた。しかしそれは理事會に關する一般規定に委すべきことの見解に一致した。要するに原案の儘可決となつたのである。抑も理事會全員の一致ある報告書を得るに至らなかつた場合(紛争當事國は別として)については從來の規定

(第十五條第七項)では『聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲メ必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス』とあつて、即ち聯盟各國が行動の自由を得るに至る場合であり、所謂聯盟の『缺陷』であるが、此缺陷を填充する修正條文としては右の如く『理事會ハ其場合ニ應スル最モ適當ナル手續ヲ審査シ當事國ニ勸告ス』と云ふ寧ろ曖昧なる規定が設けられたのみである。此場合でも紛争當事國が戦争をするのは第十二條の修正によつて封じられてある。十一人委員會では右の『手續』を限定する如き複雑なる問題を數行の中に纏めることは困難であるとして、成るべく當り障りのない文句を撰んだ結果が右の如き文句となつた由である。理事會が一定の手續方法に出づることを義務的とし、其手を縛るのは得策でないと考へて、前記の如く當該事件の處理についても最も適當と信ずる手續を考慮して、其手續に依るべきことを紛争當事國に勸告することとしたのである。故に理事會は當該場合の事情を案じて、或は仲裁裁判或は司法裁判若くは其他の平和的手段を紛争當事國に勸告するであらう。しかし當事國が右の勸告に應じなかつた場合にはどうなるであらうか。又理事會は第十一條の發動を閉却するものではあるまい。此點は委員會報告書に觸れて居ないが、前記の修正規定は『手續を審査し云々』と云ふのであるから、改めて紛争事件の實質に理事會自ら立入るのではないやうにも見える。しかし固より此場合第十一條の適用を承認せんとするものではあるまい。規約第十一條は云ふ迄もなく『聯盟

ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲メ適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノ』なることを規定したものである。必要によつては第十一條の提供する平和の保障手段は——第十五條の適用前でも又は其後でも——幾度でも繰返し適用せられて然るべきものである。従つて世人が往々規約第十五條第七項を形容して聯盟規約の『缺陷』とか『抜け穴』とか——gaps or loopholes——云ふものがあるが、右はブライアリの云ふ如く『誤解を來し易き形容語』である。前記第十五條第七項に對する修正條文は不完全のものであることは十一人委員會報告書それ自身の認むる所である。同委員會は右の事實を——其不完全であることを——蓋はんとするものではないと明言して居る。

第十五條第七項の二

十一人委員會は第十五條第七項の二として左の如き「テキスト」を提議した。

理事會ハ審査中何時ニテモ紛争當事國ノ一方ノ要求又ハ自己ノ發意ニ基キ常設國際司法裁判所ニ對シテ紛争ニ關係アル法律上ノ點ニ付勸告的意見ヲ求ムルコトヲ得右請求ニハ聯盟理事會員全部ノ同意スルコトヲ要セス

しかるに今回の小委員會では英國委員から原案末項多數決制を認めたる部分を削除すべしとの提案があり、此提案に對する反對説も出たが、採決の結果英國案が通過した。ところが右末段を削除したる以上、右本第七項の二は存在理由を失うたものであるから、全部削除すべきであるとの議論が出て

多數を以て右全部削除に決した。

第十六條第一項前段

小委員會は第十六條第一項前段を左の通り修正せんとするものである。

第十二條ニヨル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ凡テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス

右の修正は現行規約第十六條に於て第十二條を引用したる次に「第十三條又は第十五條」と掲記してあるそれを削除したものである。右第十三條及第十五條の條文中には戰爭の一部禁止について規定してあつたから之を第十六條中に引用することが必要であつたが、修正案は前記の如く第十二條に於て戰爭の一般的禁止を規定して居るから、同條のみを引用すれば足りるからである。又制裁適用を制限する爲に第十六條に追加規定を爲すべしとの提案も或國の委員から出たがそれは採用せらるるに至らなかつた。

各條の審議は右の如しとして、小委員會でも本修正案に不戰條約の字句を掲記するの可否について、第一委員會に於けると同様議論が行はれた。結局小委員會としては報告中に此點に言及したるの外、條文の修正としては前記の通りとすることに決定した。

最後に重要な一問題がある。それは本修正を行ふの時期如何の問題である。(效力發生の時期とは別問題である。混同なきを要する)。英國委員は前述の如く效力の發生は軍縮本條約の成立發效と牽連せしめたいと云ふのであるが、規約修正そのものは之を即行したいと主張した。併し此主張には支那委員の賛成があつたのみで、他國委員は皆時期尙早を唱へた。依て今回の總會では修正を行はぬこととし、更に聯盟各國政府に移牒して其考慮を求むる事となつた。即ち右小委員會報告に於ては此事に言及して、或聯盟國は聯盟規約の修正に同情を表するも、本問題が急を要するものとは思ふものがある。又不戰條約をそのまま聯盟規約に取入れることをしないで、單に不戰の原則を規約に挿入するに止むるときは、諸國が不戰條約の文句に附したる「解釋」——即ち「留保」——をどうするかの問題が生ずる。此等の問題は關係國政府に移牒して其審査の機會を有せしむることが適當である、又さうする外はない。加之規約第十六條の制裁規定を修正規約に基く新義務に擴大する問題に至つては、第一委員會及小委員會に於て共に大に意見の分るるものがあつた。何れにせよ小委員會は原案(十一人委員會の修正案)に對し重大なる變更を試みたから、斯かる重大なる變更に對し聯盟各國政府が熟考するのは至當のことであると云うて居る。尙ほ右小委員會は右報告に於て總會に對し左の決議案を提出せんことを提議して居る。

決議案

總會ハ

戰爭ニ訴フルコトノ一般的禁止及國際的紛争ハ平和的方法ニ依リテノミ處理セラルヘシトノ原則ヲ國際聯盟規約中ニ挿入スルノ必要ヲ確信シ

十一人委員會作成ノ報告ノ價值大ナルヲ認メ

第一委員會ハ若干ノ點ニ於テ原案ニ修正ヲ加フルニ至リタルト論議ノ中ニ現ハレタル問題ノ政治的方面ニ付更ニ研究ヲ進ムルノ好マシキニ鑑ミ

事務總長ニ對シテ十一人委員會及第一委員會報告ヲ聯盟國政府ニ送附スルト共ニ其政府カ一九三一年六月一日迄ニ之ニ對スル意見ヲ提出シ且場合ニ依リテハ本事業ノ目的ヲ達スルニ最モ適當ト認メラレル規約ノ修正ヲ指摘スルヨウ招請センコトヲ依頼ス

總會の決議

斯くて第一委員會は右小委員會の報告を受けて、十月三日異議なく之を可決し、翌四日の總會に於ては報告者其他に於て演述を試み、其中には前記今回の委員會案が曩きの十一人委員會案に比し退歩であることを遺憾とした論者もあつたが、結局第一委員會報告は前記決議案と共に異議なく採擇せられた。即ち右決議案に現はれて居る如く、一九三一年(本年)六月一日までに各國政府からの意見の提

出を求めることになつた。本件修正の發起者たる英國政府の御膝元でもロンドン・タイムスの如きは右の決議を聞いて「少くも一箇年は聯盟各國が加重の責任を負はせられることの危険が無くなつた」とを喜んで居る。蓋し其云ふ所によれば本件規約修正問題は當初は「不戰條約を聯盟規約に書き込む」つもりであつたのが——それ丈けならば必要はないにしても、害も亦無かつたのであるが——其後變じて全く別の、危険なる提案となつた。即ち「聯盟規約の制裁規定を不戰條約の背景とする」提案となつたからである。本年九月の總會に於て本問題が如何に取扱はれるかは今日に於て逆睹の必要を認めぬが、兎に角英國政府は最近——前記總會決議に従うて——本件に關する回答をゼネヴァに送つた。(三月五日ロンドン・タイムス掲載)。それによれば第一委員會の修正を十一人委員會のそれに比し一進歩なりとし、之に賛意を表すると共に、英國政府從來の主張を繰返し「本修正案の批准は英國政府としては一般軍縮條約の效力發生に係らしむるであらう」ことを述べて居る。

(備考の二)

聯盟規約現行規定

十一人委員會提出ノ修正案

第一委員會小委員會ニテ作成ノ「テキスト」

前文

前文

前文

國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安「義務」ノ certaintes obligationsヲ

同上

第三章 聯盟規約改正問題

率ヲ完成センカ爲戦争ニ訴ヘサルノ義務(certaines obligations)ヲ受諾スルコト必要ナルニ鑑ミ

obligationニ修正シ他ハ同様

第十二條第一項

聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三ヶ月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス

第十二條第一項

聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ之カ解決ノ爲ニ平和的手段ノミヲ用フルコトヲ約ス
意見ノ相違存続スルトキハ紛争ハ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ附セラルヘシ聯盟國ハ當該紛争解決ノ爲如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス

第十二條第一項

聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ其解決ノ爲如何ナル場合ト雖モ戦争ニ訴ヘサルヘク且之カ爲平和的手段ノミヲ用フルコトヲ約ス、紛争解決ニ至ラサルトキハ該紛争ハ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ附セラルヘシ

第十二條第二項

本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決又ハ司法裁判ノ判決ハ相當期間内ニ聯盟理事會ノ報告ハ紛争事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

修正案ナシ

第十二條第二項

第十二條第二項

仲裁裁判ノ判決若クハ司法裁判ノ判決及理事會ノ報告ハ相當期間内ニ爲サレ又ハ作成セラルヘシ

第十三條第四項

聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行ス

第十三條第四項

聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行ス

第十三條第四項

聯盟國ハ其加ハレル紛争ニ關シ下サ

ヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

ヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ何等ノ行動ヲ執ラサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其履行ヲ期スル爲必要ナル一切ノ措置ヲ提議スヘシ紛争當事國ノ代表者ノ表決ハ之ヲ算入セス

第十五條第六項

聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ戦争ニ訴ヘサルヘキコトヲ約ス

第十五條第六項

聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スルコトヲ約ス聯盟理事會ハ勸告ヲ履行セラレサルトキハ聯盟理事會ハ勸告ノ履行ヲ期スル爲適當ナル措置ヲ提議スヘシ

第十五條第六項

聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟理事會ハ該當事國ニ對シ報告書ノ勸告ニ從フヘキコトヲ德憑スヘシ聯盟國ハ右提議ニ應セサル當事國ノ抵抗ニ何等ノ支持ヲ與ヘサルコトヲ約ス

第十五條第七項

聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同

第十五條第七項

聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同

第十五條第七項

同上

意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

第十五條第七項ノ二

意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ其ノ場合ニ應スル最モ適當ナル手續ヲ審査シ之ヲ當事國ニ勸告ス

第十五條第七項ノ二

第十五條第七項ノ二
削除スルコト

理事會ハ審査中何時ニテモ紛争當事國ノ一方ノ要求又ハ自己ノ發意ニ基キ常設國際司法裁判所ニ對シテ紛争ニ關係アル法律上ノ點ニ付勸告的意見ヲ求ムルコトヲ得右請求ニハ聯盟理事會員全部ノ同意アルコトヲ要セス

第十六條第一項前段

第十二條第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戦争行爲ヲ爲シタルモノト看做ス

第十六條第一項前段
修正ナシ

第十六條第一項前段

「第十二條ニ依ル約束ヲ無視シテ」……以下現行文ニ同シ

(備考の二) 小委員會の修正案英文テキストを参考までに左に掲げる。現行規約の當該部分及十一人委員會案の英文テキストは本著前卷に掲げたから茲には省略する。

Texts Established by the Sub-Committee.

Preamble.

In order to promote international co-operation and to achieve international peace and security by accepting the obligation not to resort to war.

Article 12, Paragraphs 1 and 2.

1. The Members of the League agree that, if there should arise between them any dispute likely to lead to a rupture, they will in no case have recourse to war for the settlement of the dispute, and will only employ pacific means for this purpose. If the dispute cannot be otherwise settled, it shall be submitted either to arbitration or judicial settlement or to enquiry by the Council.
2. The arbitral or judicial decision must be given, and the report of the Council must be made within a reasonable period.

Article 13, Paragraph 4.

The Members of the League agree that they will carry out in full good faith the award or decision rendered in a dispute to which they have been parties. They further undertake in no way to support a State in refusal to carry out an award or decision.

In the event of any failure to carry out such an award or decision the Council shall propose what measures

of all kinds should be taken to give effect thereto; the votes of the representatives of the parties shall not be counted.

Article 15, Paragraph 6.

If the report by the Council is unanimously agreed to by the members thereof other than the representatives of one or more of the parties to the dispute, the Council shall invite the parties to comply with the recommendations of the report. The Members of the League undertake in no way to support any party in refusal to comply with such recommendations.

Article 15, Paragraph 7.

If the Council fails to reach a report which is unanimously agreed to by the members thereof other than the representatives of one or more of the parties to the dispute, it shall examine the procedure best suited to meet the case and recommend it to the parties.

Article 15 Paragraph 7 bis.

(Suppressed)

Article 16, Paragraph 1, First Sentence.

Should any Member of the League resort to war in disregard of its covenants under Article 12 it shall, *ipso facto*, be deemed to have committed an act of war against all other Members of the League.

第四章 國際聯盟と常設國際司法裁判所

常設國際司法裁判所規程改正問題

常設國際司法裁判所規程改正問題が持上つて一昨年の聯盟總會を機とし同裁判所加入國會議が開かれ、同裁判所規程改正案を審議し、其結果總會で同案を採擇するに至つた次第は本著前卷に述べた通りである(前卷三二二頁)。當時の意氣込みでは昨年九月の總會までには署名國全部の批准が出揃ふように努め、其上で新規程によつて總會(昨年)に於て右裁判所の裁判官の改選を行ふ豫定であつた。しかるに右署名國中玖馬國は批准もしないし、又效力發生に異議を唱へた(他に未批准國もあつたが、それは效力發生に異議を唱へなかつた)、玖馬國が規程改正に反對する理由に至つては種々批評の餘地はあるであらうが(例へばアメリカン・ジャーナル本年一月號一九頁に於けるハドソン教授の意見参照)、茲に詳述せんとする所ではない。兎に角玖馬國一國の反對によつて前記規程改正は不成功に終つた。少くも昨年總會の間に合はなかつた。總會に於て一般討議の際希國委員ポリチス氏から改正規程に關する議定書が豫定の通り昨年九月一日より發效し得ざりし事情につき「一國主權の作用は固より致方なしとするも、唯一國が好意的努力を惜みたる爲め、一般國際社會が迷惑を蒙りたりとすれば之

を遺憾とするの外はない」と述べた。之に對して玖馬委員フェララ氏は「一國主權の作用に關する論議は承服することは出来ない」として強く反駁した。右の改正規程議定書は果して消滅したものであるか、それとも今後署名國全部の批准を得れば效力を發生するものであるか、此點につき第一委員會では大に議論が戦はされた。が、多數の意向は後説に傾いた。而してそれは未批准國に對して批准を勸告すると云ふ左の決議によつて——其勸告と同時に——認められたことになつた。

決議 第一

總會ハ常設國際司法裁判所規程改正ニ關スル一九二九年九月十四日ノ議定書ヲ未タ批准セサル諸國カ最モ速ニ右議定書ヲ批准センコトヲ希望ス

尙ほ九月二十五日(昨年)の總會に伊國委員ピロチ氏は前記決議を報告するに當り、「第一委員會は本件改正議定書は一九二〇年十二月十六日の舊議定書批准國の全部が之を批准すれば發效すべしと認めたるを以て、其發效に至る迄の間現行規程の下に於て如何にして改正議定書の目的としたる所を達成し得べきやを審議し、之が爲めには理事會の採擇せる諸提案を適當と認めたるも、尙ほ本件未批准國に對し批准を勸告するの必要を感じたるを以て決議第一を採用したる次第である」と述べた。次に「改正議定書發效の場合裁判官の任期には何等變動を起さずと認めたが、兼職禁止の問題については

其際困難なる事情の起り得べきを豫見した。しかし此問題の解決は裁判所の權限に在りとするに一致した」と説明した。

抑も改正規程に於ては豫備裁判官(四名)を廢止して、裁判官を正裁判官のみとし、而して其數を從來の十一名より十五名に増加することが改正事項の重なるものの一であつた。前述の如く改正規程が昨年九月の總會の間に合はなくなつたから、九月九日理事會はバドバン(佛)ガウス(獨)ピロチ(伊)の三氏より成る委員會を組織し(之を三人委員會と稱す)現行規程の下に於て尙ほ改正議定書の目的を達し得ざるやを研究せしむることとした。右委員會は翌日報告書を理事會に提出し、理事會は九月十二日之を採擇したる上總會の議題に加へ、總會は第一委員會に之を付託したのである。右三人委員會が理事會に提出した報告書は要旨左の如きものである。又之に附したる三個の決議は(一)裁判官の數の増加(二)俸給及手當の變更(三)恩給制に關するものであつて、此決議は後に第一委員會及總會に於て僅少の條文を以て下掲決議第二、第四、及第五として採用せられたものである。

報告書 第一部

委員會の意見に依れば修正規程の目的は(1)豫備裁判官を廢止して同數の正裁判官を以て之に代へること、(2)裁判所常時開廷の原則の確立、(3)其結果として裁判官の俸給の安定の三手段に依て現に裁判所組織中に在る不安定

を除去せんとするに在る。

報告書 第二部

第一節 從來裁判所の夏期開廷中は正裁判官十一名が規則的に出席したが、冬期臨時開廷の場合は常に豫備裁判官若干名が代理出席するを例として居た處、修正規程は豫備裁判官を廢止し正裁判官を定足数は十一名となし置き、總数を十五名に増加することに依て裁判所の組織を一定ならしめんとしたものであるが、同様の目的は現規程の下に於て正裁判官数を十五名に増加する事によつて達し得られるであらう、即ち定足数は依然十一名であるから豫備裁判官を煩す必要は殆んど絶無とならう。

次に十五名と云ふ多數の裁判官の出席を要するてふ不都合について、修正規程は第二十五條を設けて之を排除したが、現行規程の下に於ても裁判所は規程第三十條に基く規則制定權に依り所員の休暇の様式を決定し得るから、之によつて右の出席問題の不都合を除き得べく、此點裁判所の注意を喚起するが適當であらう。又右規則制定權によつて裁判所は遠隔の地より來れる裁判官に對しては一定期間毎に長期の休暇を與ふると云ふ一般に認められたる原則をも考慮に入ることが出來よう。

修正規程は裁判官に對し何時にても裁判所の用に應ずべき義務を負はしむることによつて從來存した定足數不足に依る開廷不能の場合を除去して居るが、裁判官増員によつて右の場合も現規程により可能なる範圍に於て除去し得るであらう。

第二節 修正規程第二十三條に定むる常時開廷の原則は現規程第二十三條が毫も右制度の採用を排除して居らぬから右制度を採り得べく、此點につき總會又は理事會は裁判所が右制度を其規則に規定せんことを希望し得る

であらう。何れにするも裁判所が毎年の開廷期と裁判官の休暇の制度との關係を按配することによつて事務輻輳期間中の開廷を可能ならしむることが出来る。

第三節 裁判所の人員を安定し常時開廷を可能ならしめんとするの以上の措置の結果として裁判官の手當にも變更を生ずべきである。所長を除き裁判官の手當は次の三要素より成立つ、(イ)一五、〇〇〇「フロラン」の定額(ロ)職務實行期間に應ずる手當(最高二〇、〇〇〇「フロラン」)(ハ)五〇「フロラン」の在勤日當。

右の手當は裁判所が多忙を極め裁判官が一年の内六ヶ月乃至八ヶ月も海牙に留まらねばならぬ爲め本國に於ける職務に従事し得ぬ現情には適せぬ。

之に對する最も簡單なる對策は理事會が現規程第三十二條に基き裁判官の手當中定額の分と變動する分の割合を根本的に改むることを總會に提議するに在る。即ち現在の定額を職務實行に對する手當最高額二〇、〇〇〇「フロラン」に合併して定額を三五、〇〇〇「フロラン」とし、之に職務實行に對する手當として目下在勤手當の名目を以て支給せらるる五〇「フロラン」の日當を得よう、此在勤手當は現規程第三十二條には明記せられて居らぬから廢止し得よう。

以上の提案は何等裁判所費用の増大を來さぬ。第十回總會が修正規程を可決した際の假定的狀況より判斷すれば、裁判官は現行規則の下に於ても委員會の提議したると略同額迄を受け得べきものと解さねばならぬことは確實である。加之手當の安定は常時開廷を希望したる當然の結果である。

裁判官手當制度の變更は裁判所員の恩給に關する規則に些少の變更を必要とする。現規則は一九二四年の制定に係り昨年總會の可決した新規則の方が遙かに優れて居るから右と略々同様の規則採用を總會に提議すべき

であらう。

第四節 委員會は一九二九年九月十四日の改正議定書第三條に定められたる批准が——一九三〇年九月一日には得られなかつたが——後日得られたる場合の問題にも留意したが目下本問題研究の要なしと認められた。

現行の國際司法裁判所規程第三條によれば總會は正裁判官を十五名までは増加するの権限を有するものであるから、此権限により(即ち改正規程によらずして)今回正裁判官十五名を選任することとなつた。而して豫備裁判官は現行規程通り四名を改選することとなつたから、後日修正規程の效力を生じた場合右豫備裁判官の始末を如何にするかの問題を生ずる。これについて第一委員會の議論を見るに、委員會一般の意向は官制の廢止は當然職員の削除を伴ふもの故、豫備裁判官の既得地位を考慮すべきでは無く、初めより現行規程第三條により正裁判官十五名豫備裁判官四名を選挙し、豫備裁判官は改正議定書の效力發生と共に其地位を失ふものとするが最簡單であると云ふに一致した。而して決議第二として左の如き議決を見るに至つた。

決議 第二

總會ハ

常設國際司法裁判所規程第三條ニ從ヒ一九三〇年九月十二日理事會ノ爲シタル提議ニ鑑ミ
次ノ通り決定ス

常設國際司法裁判所規程第三條ニ定メラレタル正裁判官數十一名ヲ十五名ト改ム

裁判所の開廷及裁判官の出席に關する問題も修正規程中の要項であつた。此問題については今回の總會では前記三人委員會の報告書第二部第一及第二節に記載しある提案と第一委員會に於ける英國委員の提出の決議案とに基き改正規程の效力發生迄臨時辦法として現行裁判所規程第三十條に所謂裁判所規則により適宜の處置を執らんことを同裁判所に希望することにした。それは左の決議第三に現はれてある通りである。

決議 第三

總會ハ常設國際司法裁判所ニ對シテ國際聯盟理事會ニ提出セラレ一九三〇年九月十二日可決セラレタル委員會報告書ノ第二部第一、二節中ニ含マレタル諸提案ヲ考慮センコトヲ求メ、且ツ同裁判所カ裁判所規程改正ニ關スル一九二九年九月十四日ノ議定書ノ效力發生ニ至ル間一九二〇年十二月十六日ノ議定書附屬ノ規程第三十條ニ基キ裁判所ノ開廷及裁判官ノ出席ノ問題ヲ解決シ得ル可能性ニ付キ審議ヲ加ヘンコトヲ希望ス

次に裁判官の俸給及手當並に恩給については現行規程第三十二條に定むる所がある。此規程に基いて總會は前記三人委員會及第一委員會の議を経たる左の決議を採擇した。

決議 第四

裁判所員ノ俸給及手當ハ一九三一年一月一日以後裁判所員ノ俸給及手當ニ關スル一九二九年九月十四日總會決議

第四編 國際聯盟を中心として

ノ實施セラルルニ至ル迄ノ間次ノ如ク定メラル

所長

(蘭國「フローラン」)

年俸

三五、〇〇〇

特別手當

二五、〇〇〇

次長

年俸

三五、〇〇〇

裁判官トシテノ職務實行ニ對シ日當五〇「フローラン」

最高額 一〇、〇〇〇

所長トシテノ職務實行ニ對シ日當五〇「フローラン」

最高額 一〇、〇〇〇

正裁判官

年俸

三五、〇〇〇

職務實行ニ對スル日當五〇「フローラン」

最高額 一〇、〇〇〇

豫備裁判官及國籍裁判官

職務實行ニ對スル日當一五〇「フローラン」

最高額 三〇、〇〇〇

職務實行ニ對スル日當ハ受益者出發ノ日ニ始マリ歸還ノ日ニ至ル俸給又ハ手當ハ總テ免稅セラル

決議 第五

總會ハ

常設國際司法裁判所規程第三十二條ニ從ヒ一九三〇年九月十二日理事會ノ爲シタル提議ニ鑑ミ次ノ通り決定ス

恩給ハ一九三一年一月一日ニ於テ職務ニ在ルカ又ハ其後職務ニ就キタル裁判所員ニ對シテ下記ノ條件ニ從ヒ支給セラル

第一條

何等カノ理由ニ依リ職務ニ在ルヲ止メタル裁判所ノ正裁判官及書記ハ恩給ヲ受クル權利ヲ取得ス但シ右權利ハ當人カ健康以外ノ理由ニ基キ罷免セラレタル場合ニハ取上ケラルヘシ

辭職ノ場合ニハ裁判官ニ在リテハ在職五年、書記ニ在リテハ同七年ノ後ニ非サレハ恩給ヲ受クル權利ナシ、但シ本人ノ病身ト貧困トニ鑑ミ裁判所ハ特別ノ決定ヲ以テ同人ニ對シ前記最少期間在職シタリセハ受クヘカリシト等シキ恩給ヲ受クル權利ヲ認ムルコトヲ得

恩給ハ權利者カ六十五歳ニ達セサル迄ハ支拂ハルルコトナシ、但シ特別ノ場合ニハ恩給ノ全部又ハ一部ハ裁判所ノ決定ニ依リ右年齢ニ達セサル權利者ニ對シ支拂ハルルコトアルヘシ

第二條

現規程ノ下ニ於テ支拂ハルヘキ退職恩給ノ最高額ハ裁判官ニ對シテハ毎年一五、〇〇〇和蘭「フローラン」書記ニ對シテハ同シク一〇、〇〇〇和蘭「フローラン」ニ達スヘシ

第三條

第四章 國際聯盟と常設國際司法裁判所

第二條ノ條件ノ下ニ於テ裁判官ハ裁判所ニ於ケル勤務各十二ヶ月毎ニ年金ノ名目ノ下ニ右期間ニ對シ下記ニ從ヒ同期間ノ其手當ノ三十分ノ一ニ當ル額ノ支拂ヲ受クル權利ヲ取得ス
所長ハ其年俸及特別手當ニ對シテ

次長及正裁判官ハ年俸及職務實行ニ對スル日當ニ對シテ
書記ハ裁判所ニ於ケル勤務各十二ヶ月毎ニ同期間ノ其所得ノ四十分ノ一ニ當ル額ヲ年金ノ名目ヲ以テ支拂ハルル權利ヲ取得ス

恩給權利者カ再ヒ其職ニ選ハレタル時ハ其在職期間ハ恩給ノ支拂ヲ停止セラルヘシ但シ右期間終了後其恩給額ハ上記ノ條件ニ從ヒ權利者ノ勤務全期間ニ對シテ計算セラルヘシ

第四條

第三條ノ條件ノ下ニ退職恩給ハ權利者ノ存命中各月末ニ經過月ニ對スル分ヲ支拂ハルヘシ

第五條

退職恩給ハ裁判所規程第三十三條ノ意味ニ於テ裁判所ノ費用ニ歸スヘシ

第六條

國際聯盟總會ハ理事會ノ提議ニ基キ本規則ヲ改正シ得ヘシ但シ右改正ハ其以前ニ選任セラレタル者ニ對シテハ其承諾ナクシテハ適用セラルルコト無カルヘシ

兎に角今回の規定改正の企圖が右の如く不成功に終つたことにより、現行規程が其改正についての

規定を缺如することの不都合を暴露した。規程改正につき何等規定がなければ改正には全員一致を要する事になる。聯盟規約や國際勞働機關に就ては改正の場合全員一致を要せざる旨の規定がある（ヴェルサイユ條約第二六條及第四二二條）。改正に全員一致を要するとすれば前の規程と後の規程との關係上種々の面倒を生じて、改正は殆んど不可能となる虞がある。今回の事例は之を立證して居る。

裁判官ヒューズ氏の辭任と其補缺選舉

國際司法裁判所裁判官なる米國のヒューズ氏は本國の最高法院長に任命された爲め、昨年二月十四日聯盟事務總長及裁判所宛夫れ夫れ電報を以て即時辭任を申出た。昨年五月十二日の理事會は右辭任を諾するに當り總會の同意を條件としたが、總會は九月十七日補缺選舉に際し右辭任問題を初めて考慮したに過ぎなかつた。尤も理事會は五月十二日の決定により補缺選舉を行ふこととし、裁判所規程により各國仲裁裁判官國別團から候補者の推薦を求め、總會と理事會と同時に補缺選舉を行ふこととなり、九月十七日總會は右候補者の表に就き投票の結果、前米國國務長官フランク・ケロツグ氏が五十一票中三十票を獲得し、同時刻に行はれた理事會の選舉でも同氏を選んだから、同氏は前任者の任期たる昨年末迄裁判官に任命された。

裁判官の改選（第二次總選舉）

一九二一年に選舉せられた之れまでの國際司法裁判所裁判官十一名と豫備裁判官四名は九年の任期が昨年で満了する爲め、其改選が昨年之總會に際し行はれた。尤も其際據るべき裁判所規程自體の改正問題が當時討論中であつたことは前述の通りである。因て總會は九月二十五日前掲裁判所の組織に關する諸決議を採擇した後、引續いて右の決議に基き正式裁判官十五名豫備裁判官四名の選擇に移つた。下に掲ぐる如き手数はかかつたが兎に角同日中に之を終了し得た。

抑も選舉は總會と理事會と同時に進行されるのであるが、其手續は可なり複雑して居る。即ち先づ正式裁判官十五名の選舉を行ひ、次に同様の手續で豫備裁判官を選ぶのであつて、其方法は總會と理事會とでそれぞれ各國國別仲裁裁判官團から推薦した候補者に就て無記名連記投票を行ひ、過半數を得た候補者を當選者とし、若し一度で十五人の當選者が出ないときは、更に當選者以外の全部の候補者に就き新に投票を行ひ、十五人に達する迄此手續を繰り返した上で、總會と理事會と双方の當選者を突き合せ、双方で過半數の票數を得たものを當選者と決定する。若し總會と理事會との當選者が全部符合しないときには符合しない人數について更に前記同様の方法で選舉を行ひ、三度繰り返しても双方符合しないときは理事會と總會とから三名宛の代表者を出して協議し得ることになつて居る。

右の手續に依つて、總會で候補者名簿について選舉を行つた所、第一回で過半數を得たものは左の

十四人であつた(有效投票數五十二票)。

安 達 大 使(日)	四十九票
アンジロチ教授(伊)(現裁判官)	四十票
フロマジヨ一氏(佛)(現裁判官)	四十票
サー・セシル・ハースト(英)(現裁判官)	四十票
アルタミラ氏(西)(現裁判官)	三十八票
ファン・アイシニング氏(蘭)	三十八票
ゲ レ ロ氏(サルヴァドル)	三十八票
ロラン・ジャックマンズ男(白)	三十八票
フランク・ケロツグ氏(米)(現裁判官)	三十五票
ロストウオロウスキイ伯(波)	三十四票
シュツキング教授(獨)	三十四票
王 寵 惠 氏(支)(現豫備裁判官)	三十二票
ブスタマンテ氏(玖馬)(現裁判官)	三十一票

ネグレスコ氏(羅)(現豫備裁判官)

三十票

二六六

依て残る一名の選挙に入つたが、三回に及ぶも過半数に達するものなく、唯回を重ねるに従ひウルチア(コロムビア)、ハムマシヨルド(瑞典、現裁判所書記)兩氏の得票増加し、四回目に至りウルチア氏は辛うじて過半数(二十三票)を得て、二十票を集めたハムマシヨルド氏を破つた。

然るに右終つて發表された理事會選挙の結果は、ウルチア氏を除く十四名に付ては、前記總會に於ける當選者と同一であつたが(安達大使は理事會で全會一致の投票を得た唯一の候補者であつた)、十五人目にはクルシヤガ・トコルナル氏(智利)を選んだから、右最後の一席について、更に總會と理事會と各々選挙の遣り直しをする必要を生じた。

同日午後の總會に於ける選挙では午前と反對にハムマシヨルド氏が常にウルチア氏よりも優勢であつたが、其得票は中々過半数に達せず、漸く五回目の選挙で過半数(二十五票)を得、二票の差でウルチア氏に勝つた。然るに理事會の方では今度は逆にウルチア氏を選んだので、又々遣り直しとなり、最初から數へて第十一回目の投票でウルチア氏が過半数(二十七票)を得(ハムマシヨルド氏は二十二票)、理事會も亦同氏を選んだから、茲に漸くウルチア氏に決定を見た。

次で豫備裁判官四名の選挙に移つた。總會では第一回目にレドリツヒ氏(澳)、第二回目にノヴァコ

ウイツチ氏(塞)とエリツク氏(芬)、第四回目にオクタヴィオ氏(ブラジル)が過半数を得て當選した所、理事會の方では最初の三人は總會と同一であつたが、四人目にダ・マッタ氏(葡)を選んだ爲め、又もや再投票を行つた所が、今度は反對に總會でダ・マッタ氏が過半数を得、理事會でオクタヴィオ氏が選まれたから、三度目に投票を行ひ漸く總會理事會共ダ・マッタ氏に落着いた。此間前後を通じて投票を行ふこと實に十七回に及び殆んど全一日を投票に費したのである。

前記の新裁判官の顔觸れを見れば裁判所規程に所謂『總體トシテ重ナル文明ノ形態及世界ノ主タル法律ノ系統ヲ代表スヘキコト』の條件を具備して居るものと云ふべきである。唯スカンディナヴィア諸邦から一人の裁判官をも出し得なかつたことを遺憾とする人もある(例へばハドソン教授の如き)。しかし新任裁判官が多方面の経験家を網羅して居ることは裁判所の任務遂行上多大の便宜があらう。

裁判所規則(第二七條)によつて新裁判官は本年一月十五日構成の爲め集合することとなり、同日就任の宣誓をした。而して翌日我安達峰一郎氏は裁判所長に選挙せられた。裁判所の前途は愈々輝きを加へた。裁判所は今や試験時代を過ぎて、國際生活に於て缺くべからざるものとなつた。

芬蘭の提案

芬蘭政府が先年來常設國際司法裁判所の權限擴張問題について提案して居ることは之れまた本著前

卷に述べた通りである(前卷三一四頁)。即ち同裁判所に他の仲裁裁判所の裁判に對する上訴審たる權限を與へんとするものである。一昨年の聯盟總會は芬蘭の提案に基き決議を以て「國際仲裁裁判所の裁判管轄權の有無又は權限踰越に基く有ゆる係争に關し諸國が其相互關係に於て一般的に常設國際司法裁判所をして國際仲裁裁判所の控訴審廷たる職能を執らしめんと欲したる場合如何なる手續に依るを最も適當とすべきやの問題の研究」を理事會に求めたるを以て、昨年一月の理事會は獨、芬、佛、伊、波蘭五國の理事に對し各其法律専門家をして本問題を研究せしむることを依囑した。是等法律専門家たるガウス(獨)エリック(芬)バトパン(佛)ピロチ(伊)ルンドスタイン(波蘭)諸氏は昨年五月十九日より二十二日迄バドパン氏議長の下に壽府に會合し左記三案につき得失を比較研究したる上報告書を作成した。

一、仲裁條約又は仲裁約款中に「管轄違ひ、權限踰越又は手續の本質的缺陷に基く仲裁判決の無效を確認する權限を常設國際司法裁判所に認むる旨」の條項を設くるやう總會より各聯盟國に勧告する案。

二、聯盟國及非聯盟國に對し前項と同趣旨を規定せる議定書に署名方を勧告する總會決議案。

三、管轄違ひ、權限踰越又は手續の本質的缺陷を理由として仲裁裁判に抗辯せんとする聯盟國は相

手方に對し本問題を常設國際司法裁判所に提起する目的を以て一の仲裁契約締結方を申出づる義務ある旨を宣言する總會決議案。

理事會は昨年九月八日右法律家委員會報告を總會の議題とするに決し、總會は之を第一委員會に附託した。第一委員會は九月二十六日第七回會議に右報告を上程したが、劈頭に於て議長伊國委員シヤロヤ氏より芬蘭國外相プロコベ氏に於ては本案を翌年に持越すに異議なき事と信する旨を述べ、芬蘭委員エリック氏之に同意し、尙白國委員ローラン氏は本案は右九月八日の理事會に於て採擇せられたばかりで充分研究の時日が無かつたと付加へ、滿場一致一九三一年まで審議延期のことに決定し、此旨諸國委員レスタッド氏より十月三日午前の總會に報告し異議なく承認せられた。右第一委員會の形勢を見るに委員はあまり芬蘭案に熱を持つて居ないやうに窺はれた。

第五章 財政援助條約

被侵略國財政援助問題

侵略の犠牲たらんとする一國に對して聯盟各國が財政的援助を與ふべしとの提案が、一九二六年芬蘭によつて軍縮準備委員會に提唱せられて以來、此問題は屢々聯盟總會の議題となつた。即ち第九回

及第十回總會に於て議に上つたが、重要な點に就て意見の相違があつた爲め第十回總會（一昨年）では安全保障委員會に囑して、財政委員會と協力の上、今一度條約案の遣り直しをする事になつた。其次第は本著前卷に述べた通りである（前卷三〇二頁参照）。依て右兩委員會協力の上、安全保障委員會は昨年四月の會議に於て一の成案を得て、之を理事會に提出した。而して更にそれは昨年九月の總會に提出せられた。總會に當りては其第三委員會に於て數日に亘つて右草案の逐條審議を行つた。其際各國委員の間種々の意見が提出せられた。修正提案も尠からず提出された。最後に英國セシル卿其他より成る起草委員に於て一の妥協案を作つて之を可決した。それが總會に提出せられて其儘總會の可決する所となつた。（右財政援助條約英文テキストについては國際知識本年二月一日號参照）

本條約の效力發生期

總會に於ては右條約の可決と同時に十月二日の總會席上に於て英、佛、蘭等二十八國は右條約に署名を行つた。獨逸は後に至つて之に加入した。日本の名は未だ署名國の中に之を見出し得ぬ。尤も本條約（第三十條）は本年十二月末日までに署名すればよいことになつては居る。

本條約の效力發生は第三十五條によつて聯盟規約第八條による軍縮と關聯せしめられてある。従て明年二月に開かるべき軍縮本會議の成果に條件付けられたものである。従て本條約に對する批評に於

ても悲觀論者は、本條約案は死兒として生まれたものであると云ふ。樂觀論者は軍縮本條約の成功に貢献するであらうことを喜ぶであらう。又英國邊の批評家中には——例へばゼ・コンテムボラリー・レヴュー誌上のジョージ・グラスゴー氏の如きは——本條約が唯さへ重税に喘ぎ居る英國人の納税者に更に大なる負擔を加ふる以外、何等の用に役立つものではないと酷評を下す者もあるやう見受けられる。何れにせよ本條約は右軍縮條約成立の曉、之によつて軍縮を實行した國についてのみ有效であつて、軍縮を實行しない國は財政援助の恩典に浴しないことになつて居る。

本條約の内容

同條約は三十六箇條より成るが、今其二三重要な條項を検討せんに、同條約による財政援助とは第三條に掲ぐる如く本條約による公債保障の形式によつて被侵略國を助くるものであつて、當初から被侵略國に金を貸してやるものではない。つまり一國が他國から侵略せられ又はせられんとする窮境に立つとき、聯盟理事會の見込により、又其決定により、右の被侵略國の爲めに公債募集の便益を與ふることを趣意とするものである。尤も「保障」と云ふ以上借金（公債募集）をした國が之を支拂はない場合には保障國に於て其責に任じなければならぬ。保障には通常保障（第六―七條）と特別保障（第八―十二條）との二種がある。其區別や公債發行、償還及支拂停止等の詳細に至つては今は論じないこ

とにして、茲には財政援助を與ふべき場合及條件等について——即ち第一條及第二條の規定について——少しく述べて見たい。

第一條は戦争の發生したる場合即ち既に侵略を受けたる場合に關する規定であつて、左の如くである。

第一條

一、國際聯盟理事會カ平和關係ノ保持又ハ回復ノ爲メ爲シ得タル努力ニ拘ラス一國カ其國際義務ヲ無視シテ一ノ締約國ニ對シ戦争ニ訴フルトキハ後者ハ理事會カ別段ノ決定ヲ爲ササル限り其請求ニ依リ本條約ニ規定セララル財政援助ヲ受クヘシ

二、財政援助ヲ許與セラレタル締約國ハ自國ノ關スル限り紛争ヲ司法的若クハ仲裁的解決又ハ理事會ノ適當ト認ムル他ノ平和的手續ニ付スヘキコトヲ約ス

『侵略戦争』とは書いてないが『國際義務ヲ無視シテ戦争ニ訴フル』とは所謂『侵略戦争』を指すものである。が、此語は避けられてある。如何なる場合果して國際義務を無視して戦争に訴へたるものと云ふべきやは理事會の決定すべき所である。無論理事會は全員一致によつてのみ決定し得るものである。(但し紛争當事國代表の表決は算入せず)(第二十八條)又右第一條第一項には『理事會カ別段ノ決定ヲ爲ササル限り』とあるから、理事會は右の場合財政援助を與ふると否との自由を有するものである。

である。即ち財政援助を與へざる決定を爲すこともなし得るのである。又右第二項に依つて戦争をしかけられた國(即ち財政援助を受ける國)は理事會が指定すれば、其指定する所に従うて當該紛争の平和的解決方法に出づるの義務があるのである。しかし相手(侵略者)が之に——平和的解紛方法に——應じない場合は致し方はない。平和的解決は双方の納得が無ければ出来ない話であるからである。次に第二條は戦争の脅威ある場合、即ち未だ戦争は始まらぬが、之から始まりさうだと云ふ場合である。條文の文句は左の如くである。

第二條

一、聯盟理事會カ規約ニ依リ負フ義務ヲ履行シ且規約又ハ當該問題ニ適用スヘキ一般若クハ特別ノ條約ニ基ク其權利ノ範圍内ニ於テ行動シ國交斷絶ニ至ルノ虞アル國際紛争ニ於テ平和保持ニ必要ナル措置(調停又ハ他ノ平和的解決方法ニ訴フルコトヲ含ム)ヲ執リタルトキ且當事國ノ一方カ右措置ニ從フコトヲ拒絶シ又ハ怠ルトキハ理事會ハ平和カ他ノ方法ニ依リ維持スルコトヲ得スト認ムル場合ニ於テハ本條約ノ當事者タル他ノ一方ノ當事者ノ請求ニ依リ右當事者ニ財政援助ヲ許與スルコトヲ得

二、財政援助ヲ許與セラレタル締約當事者ハ自己ニ關スル限り紛争ヲ司法的若クハ仲裁的解決又ハ理事會ノ適當ト認ムル他ノ平和的手續ニ付シ且平和保持ノ爲メニ理事會ニ依リ勸告セララルコトアルヘキ假措置ニ從フヘキコトヲ約ス

即ち右第二條は當該紛争につき紛争當事國の一方が理事會の指定する平和的解紛方法に聽従するも

他方が之に聽許せざる場合、其聽從する一方に對し財政援助を與ふるものであるが、特に「理事會カ他ノ方法ヲ以テシテハ平和ヲ維持スルコトヲ得スト認メタル場合ニ限り」——此條件の下に於てのみ——財政援助を與ふることとしたのは注目し値する。即ち財政援助を與へずとも平和維持の望みがあれば、其援助は與へないのである。戰爭の未だ始まらないのに財政援助を與ふるは種々の弊害を生じ易いと云ふ議論があつた。日本代表の如きも此種の意見を有した一人であつたやうである。故に右の如き弊害を豫防するつもりで、一種の妥協案として右の條件が付せられることになつたのである。しかし前記第一條の場合にすら、理由の如何を問はず——理由を示さずして——理事會は財政援助を與へざる決定を爲すの權利を留保してあるから、第二條の場合にも無論同様の留保は含蓄せられてあるものと云ふべきではなからうか。換言すれば「他ノ方法ニヨリ平和ヲ維持スル能ハサル場合」財政援助を與ふるは理事會の權利であつて義務ではないと見るべきであらう。何れにせよ第一條及第二條共に實際の運用に際しては可なり困難に遭逢することもあらう。本條約の解釋適用に關しては紛争も起ることがあらう。此場合理事會の決定によつて解決すべきものとせられる(第二十七條)。理事會の權限、否責任たるや可なり重大なるものと云はねばならぬ。しかし本條約が果して實施せられ、其運用亦宜しきを得るに於ては戰爭防止の爲め、否聯盟に於ける連帶の爲め、寄與する所少くないであらう。

第六章 國際法典編纂問題

第一回國際法典編纂會議の成績

國際聯盟主宰の下に昨年三月十三日から四月十二日迄海牙に第一回の國際法典編纂會議が開催せられたことについては本著前卷に述べた通りである(前卷三一六頁以下参照)。同會議は國籍、領海及國家責任の三問題について討議したが、其議決せられた文書は左の五である。

- (1) 國籍法の牴觸に付ての或種の問題に關する條約
- (2) 二重國籍の或種の場合に於ける兵役義務に關する議定書
- (3) 無國籍の一の場合に關する議定書
- (4) 無國籍に關する特別議定書
- (5) 會議最終議定書

右の内第五、即ち最終議定書を除く外は皆國籍問題に關するものである。尙ほ同會議の成績については前卷にも既に述べた所であるから茲に之を繰返したくはないが、要するに同會議の成績は如何に最良目で見ても貧弱であつたと云はねばならぬ。國籍問題に關する右の文書は決して満足とは云へぬ

が、領海及國家責任問題に至つては更らに慘めであつた。尤も領海については其法律上の地位ステータスに關する十三箇條が出来たが、しかしそれは領海に關する條約案が後日出來た場合、其一部を成すべきものであつて、領海に關する『決議』の附屬書たるに過ぎない。肝腎の『領海の廣さ』に關する規定が未定の儘に残された。若し夫れ國家責任問題については何等の決議も、報告も、勸告も成立しなかつた状態である。右會議の閉會式に際し我長岡代表の演說中左の文句は會議の成績を評して、當を得たものである。曰く

最後に予は本會議が國籍に關する條約のみを作成し得たこと及該條約も亦茲に代表者を出せる國一切にとり満足なものではないといふことを指摘したい。若し夫れ領海及國家の國際責任の二問題に至つては吾人の事業は條約にも到達しなかつた。而して一切の問題は將來の會議に留保せられた。しかし右の爲め悲觀的教訓を得たと云ふのではない。蓋し斯の如き微妙且廣汎なる事業は相當の時と擔まざる努力によつてのみ完成せらるべきものであるからである。

同會議は公稱して『第一回國際法典編纂會議』と云ふ如く固より今回の會議を以て終りとすべきものではない。今回の會議は唯其事業の端緒に過ぎぬ。從て今回の會議の終りに於ても『國際法の漸進的編纂に關する一般的希望條項』四項を議決した。即ち同會議は今後の會議を豫期し、其會議開催の爲めには各國の政府及學界は、聯盟の相當機關又は委員會と共に、充分に豫備的研究を遂げて、豫め

——會議開會前に——條約案をも作成して、會議の考慮に附すべきこと、又議題に付すべき問題の選擇についても充分の考慮を拂ふべきこと等を述べて、之を希望して居る。實に(一)會議前準備の不充分であつたこと、(二)會議の期日が短きに失したこと、並に(三)各國政府をして充分意見を開陳せしむるの機會を與へなかつたことが今度の會議に對する非難批評として傳へられたことを忘れてはならぬ。前記希望條項四項は左の通りである。

- 一、第一回國際法典編纂會議に於ける議決事項は今後の條約締結に際して能ふ限り參酌すること
- 二、學會其他の國內的又は國際的機關に於て國際法典編纂會議の議題たるべき諸問題に付國際法上の根本問題を研究し其結果を今後の會議の用に供すること
- 三、聯盟に於ける本件編纂事業は亞米利加諸國會議によつて爲さるる同種事業と完全なる調和を保つて遂行さるべきこと
- 四、次回の會議は次の順序に依て早くより準備すること
 - (1) 題目選定委員會より題目選定の理由を説明したる報告書を理事會に提出し理事會は各國政府の意見を問ひたる上會議に上程すべき題目を決定すること
 - (2) 各題目に付適當の機關に於て條約草案を作成すること

- (3) 右草案は各國は廻付して其意見を求むること
- (4) 各國政府よりの回答を纏めて更に之に對する意見を求むる爲め各國政府に通報すべきこと
- (5) 理事會は會議に加はるべき諸國の大多數の承認を得たる題目を會議の議題とすること

第十一回總會に於ける本問題

之より先理事會は一昨年九月二十四日の總會決議に依り、國際法典編纂專門家委員會（一九二四年の總會決議に依り設置せられたもので、國際法典編纂に適せる題目の選定を其任務とする）を右第一回會議後に召集することを求められて居たが、第一回會議の結果が前述の如く思はしく無かつたので、昨年五月の理事會は右專門家委員會の開催を見合せ、昨年九月の總會をして先づ國際法典編纂問題就中第一回會議の議決したる希望條項を研究せしむるの必要を認め、本問題を昨年の總會の議題に加へ、總會は第一委員會に之を附託した。第一委員會に於ては幾多の意見が出た。多くの決議案も現れた。就中アイルランド案は編纂の繼續を主張し、其爲め一の委員會を任命し、之をして第一回法典編纂會議議決の諸希望條項を審査せしめ、本件法典編纂事業を促進すべき其他の方法を提案せしめ、且つ第十二回聯盟總會に提出せらるる爲に報告を作成せしめんとするものである。之に反して英佛獨伊瑞西の五國案と云ふものは「國際法典編纂」の意義を限局して、第一回會議の經驗に鑑み、國際慣習

法として既に存在する國際法規を「編纂」の範圍より除外せんとするものである。しかし海牙會議最終議定書に含まるる勸告（前記希望條項を指す）中には聯盟が今後國際會議を準備する上に極めて價値多き提案の存するを認め且今後の總會に於て法典編纂事業を最有效に繼續する爲の條件及方法を考慮すべき事を決議せんとするものである。其他「編纂」を定義するに於て右五國案と文句上又は内容上多少異なる見解を取るものに瑞典諾威案及白耳義案があつた。伊國は其後態度を變じて單獨案を提出して、「第一回法典編纂會議は出發點に過ぎず本事業は繼續せられるべきものなるも、その繼續に當り、より良き方法に據らんが爲、右會議の諸提案及希望條項は詳細研究の價値あるを以て次期總會に本問題の審議を譲る」旨を提案した。委員會議長シャロヤ氏も伊國委員としての立場より「法典編纂」を定義するは吾人の任務に屬せぬとて、五國案其他に反對したる上、題目の選定又は研究の方法等に付何等條件を附せず、次回總會に延期するを可とすと述べ、其他の委員中議論も出たが、結局副議長蘭國委員リンブルグ氏の提議により、各提案者協議の上一の妥協案を得、第一委員會は滿場一致之を可決した。尙ほ總會に對する報告には前記諸國提案を添附し後日の研究に資することとした。右妥協案は左の如くであつて十月三日の總會に於て異議なく可決せられた所のものである。

總會ハ

國際法典編纂ニ關スル一九二四年九月二十二日ノ總會決議ニ基キ一九三〇年三、四月海牙ニ開催セラレタル會議ノ事業ヲ了承シ、

國際聯盟カ、殊ニ國際法典編纂ニ依ル國際法ノ進歩ニ多大ノ興味ヲ有スルコトヲ改メテ確認シ、且右進歩ヲ聯盟カ其有スル有ユル手段ニ依テ援ケタルハ聯盟ノ最重要ノ事業ノ一ナルヲ思ヒ、

右會議議決ノ希望條項ハ最モ價値アル提案ヲ含ミ既ニ開始セラレタル本件法典編纂事業ノ續行ニ最適當ノ方法ヲ求ムルニ付考慮ニ入ルルニ價スルニ鑑ミ、

本問題ヲ次期總會ニ讓ルコトヲ決スルト共ニ其ノ間理事會カ聯盟國及非聯盟國ニ對シ若シノ希望アルニ於テハ前記諸提案ニ對スル意見ヲ、總會ニ於テ考慮セラレ得ル爲理事會ニ通報方ヲ要求スヘキコトヲ理事會ニ望ム

右決議に基き本年一月の理事會に於ては各國政府に對し通牒を發して、本年七月一日迄に本問題についての意見を求めることになつた。尙ほ之については前記海牙會議の勸告（希望條項）や第一委員會に於ける各種提案も考慮せらるべきものであらう。

終りに本件編纂會議の將來は如何であらうか。前記の準備が如何に進行するであらうか。如何なる問題が選ばれるであらうか。而して今回の會議は何時開かれるであらうか。此等の問題は今日に於て之を豫測することは不可能でもあり、又無益でもある。

第七章 國際聯盟と經濟問題

第十一回總會と經濟問題

第十一回聯盟總會及其第二委員會に於ては、世界的一般不況の折柄とて、其救濟問題が自然中心題目となつた。聯盟所屬の各財政經濟機關の活動により、多岐複雑なる經濟問題の解決に付き努力し、其結果を各國政府の代表者より成る經濟會議に附託するの方針を採ることとなつた。而して右聯盟所屬財政經濟機關としては、財政經濟委員會及聯盟事務局内財政及經濟部の外、經濟諮問委員會をも働かしむることとした。尙第二委員會の働を一層有效ならしむる爲め、本年からは同委員會には經濟財政交通問題のみを擔當せしめ、保健學藝協力等の問題は他に移すべしとの議がポーランド代表より起つた。

聯盟經濟機關の過去一ケ年に於ける業績を論議するに關聯し、同期間内に於ける國際經濟關係の推移にも論及するものがあつた。今其一般を記さんに、戦後各國は競うて極端な産業保護政策を採つたが、其後漸次何れも單に國家主義的經濟政策のみでは到底其産業の安定を維持し得ない事が幾多の場合に實證されたから、自然共通利害を有する關係諸國の間に、相互の利益擁護を目的とする特別協定を

取結ぶの必要を痛感するに至つた。茲に實例を示さば歐洲聯合の如く、歐洲大陸に於ける政治經濟を單位とし聯繫をなさんとし、又ワルソウ會議決議の如く歐洲東南諸國が一團となり、農業の不振を救済せんとする策に付協調をなさんとするものあるに至つた。前者については總會に於ける論議に止まらず、新設の歐洲聯合研究委員會をして更に之を研究せしむることとした。後者については殊に右決議の一項たる救済策の一として、歐洲消費國に對し、其産出穀類に對し何等かの特惠を求むるの問題があり、之は英國自治領各代表者の熾烈なる反對を受け、第二委員會に於て激論を見るに至つた。尤も右數國及一大陸を一團とする特別協定の必要を論ずるものに反對して國際的一般協調を主張するものもあつた。英國代表グラハム商工大臣の九月十三日總會演説及佛國代表商務大臣フランダン氏提出決議案の如き、右の趣意に出づると見ることも出來よう。此の間に立ち日本代表は、總會及委員會に於て、本點を最も高唱した。但し右日本等の論議に對し、南中米諸國、英國海外領土及亞細亞諸國代表者が甚だ無關心の態度にあつたのは注意を要する。蓋し國際間の協調の必要に付ては各國共に異論はなかつたが、諸國間の利害關係が複雑な文に、之が實現は容易でないことは一九二七年の經濟會議以來開催せられたる幾多の會議に於て實證せられた所である。

第二委員會に於ては世界的不況の根源の調査、金の購買力、農産物の價格下落、失業者の増加、ダ

ンピング、國際カルテル等各種の重要なる經濟問題の研究、關稅引下及び極端なる保護政策の防止（英國代表九月十三日總會演説）、最惠國條款の適用及其解釋に關する問題、コンチンгент、ダンピング對抗、關稅、戻稅、獎勵金との關係及同種貨物なるものの定義等（丁抹以下七ヶ國決議案）、利害共通諸國の地方的協定の基礎、内容、範圍（ワルソウ會議決議）、特定貨物の通商に對する關稅引下問題（英代表グラハム商工大臣提案）、農業の救済殊に信用組合問題、資本の分布及び其流通改善並に原料分配問題、（九月十二日總會ヴェネズエラ代表コミオ氏演説）及び右に關聯し累次開かるべき經濟會議等を主として論議したが、是等は何れも今後聯盟に於て當然考究解決すべき問題であることに付き、各代表共に異論はなかつた。第二委員會に於て主として討論を惹起したのは其實行方法、形式如何の問題に付てであつて、相當見解の相違があつた。但し各國代表とも腹藏なき意見の交換をしたから、問題の解決に資する所があつたであらう。

右解決案として提議せられたるものの中最も有力なりしは地方的經濟協調説で、國際聯盟内に歐洲聯合又は更に其一部として地方的に利害の共通せる諸國を基礎とする協調は、解決を困難とする廣汎なる各國間の協調を容易ならしむる一階程なりとし（埃國代表ショーベル首相九月十二日總會演説）、又ワルソウ會議は其の適例とせられた。尤も英國商工大臣グラハム氏は右様地方的協調を排し、關稅

引下に關する國際的協調は先づ例へば織物類及機械類の如き各國とも利害關係を有する二、三の商品に付き協定を試み、漸次全般の關稅引下に及ぼすべきであると論じた。

濠洲、印度、加奈陀、ニュージーランド及び南亞弗利加の代表は一齊にワルソウ會議の決議は歐洲外の諸國の利益を顧みざるものとして反對し、農業の不振は單に歐洲に限らざるに拘はらず、歐洲諸國産農業品に特惠を求むるは聯盟の衡平精神に反するものとして、右決議案に對し留保を提議し、加奈陀及濠洲代表は更に進んで右留保を委員會議事録中に記載するを以て満足せず、之に付き總會に於て説明するところあつた。ルーマニヤ、ブルガリヤ、ポーランド各代表は總會に於てワルソウ會議の趣意を辯護し、右様地方的特惠の例はバルチック諸邦、イベリヤ諸國、南米諸國等に其の例少からずと抗辯し、更に一九二七年國際經濟會議決議無條件最惠國待遇の主義は、其後の實績に鑑み適用不能となれりと極言した。英國代表は海外領土代表の所説を支持し、一般に特惠に反對する旨を述べたが佛國代表は農業の不振は主として生産消費の權衡を失ひたるより出づるものなれば、東歐諸國は右様特惠により其目的を達するものと爲すべからず、又特惠問題を以上の如く論ずるときは、聯盟國間に存する一切の特惠と聯盟との關係を論ぜざるべからざるに至るべしと警め、獨逸は母國が植民地に與ふる特惠にも反對なる旨を説き、同時に地方的一般協定により農産品工業品兩者に對する關稅を輕減

するを可としルーマニア代表等のワルソウ決議に基く希望に付ては出來得る限り盡力するも、交換條件に付ても顧慮ありたきこと、並に右様一般的協定に基く特惠は、二國間最惠國待遇の除外例なる旨を主張した。前記佛獨代表は總會に於ても其主張を繰返し、總會は十月二日關係諸國代表留保附の儘委員會報告を其儘採擇した。

經濟事業に關する總會の決議

第十一回總會に於ける經濟問題に關する討議は前述の通りであるが、右討議の結果十月二日(昨年)の總會に於て採擇せられたる經濟事業に關する決議を左に採録することとする。(國際聯盟事務局東京支局譯文による)

總會は

一九二九年九月の決議に關聯し現下の世界的經濟不況の深刻なることを痛感し、一年前企圖せられたる共同的行動の一層必要且つ緊急なること、從て速かに着手され大膽に遂行さるべきものなることを信じ次の諸點の特に重要なことを強調す。

(一)總會は前記決議中の第一段階が、一九三〇年二月十七日より三月二十四日に亘リジュネーヴに開催の共同的經濟行動に關する豫備的會議に於て完成せられたることを認む。

仍つて總會は右會議に於て締結せられたる通商條約が調印國間に效力を發生し、且つ他の國の出來得る限り多數

の加入の得らるるに至らんことを關係各國に對し熱望す。

(二)總會は將來の商議計畫に關する議定書及理事會宛提出の經濟委員會第三十二回會合の事業報告書を了承し、經濟委員會がその次回會合に於て右會議に参加せる各國よりの回答を基礎として成案を起草し、以て理事會をして速かに將來の商議計畫を實施する手段を執らしむるに至らんことを希望す。

(三)總會は、ワルソー農事會議に参加せる諸國の提案を了承し、尙論議紛糾せる特惠待遇問題に關しては意見を差控へるも、右提案は凡てヨーロッパの經濟生活の組織化に對する一般プログラムを爲し、且つ將來の商議計畫議定書に規定せる商議の範圍内に含まるべきものなりと信ず。

(四)總會は將來の商議プログラム中に含まるる最惠國條款の問題が既に經濟委員會に於て徹底的に審議され且つその結果が各國政府に送達せられたる事を認め、理事會が經濟委員會をして更に特別關係を有する諸國の専門家の協力の下に總會第二委員會に現はれたる意見を考慮しつゝ本問題の研究を續行せしめん事を要求す。

又、總會は本問題に關する經濟委員會の調査が充分進捗せる場合、理事會が速かにこれを議題として政府間の經濟會議を招集すべきことを要求す。

(五)總會は國家の關稅政策によつて刺戟されたる各種ダンピングの重大なる經濟的影響に特別なる注意を拂ひ、啻に各種の間接保護主義に就てのみならず、ダンピングの凡ゆる方面に關聯して、共同的行動の問題の研究を出來得る限り速かに、且つ一九三〇年三月二十四日の議定書に規定せる將來の商議計畫の範圍内に於て研究すべきことを希望す。

(六)總會は關稅品目統一に關する専門家小委員會の既に到達せる事業を慶賀し、而して近き將來各國政府をして

統一的品目の採用を容易ならしめ且つ採用後この品目の單位を維持せしめ得べき方法を理事會をして適用せしむるに足る情報を経濟委員會より提供することを勧告す。

(七)通商條約に關する異なる解釋により又は國際貿易に影響する立法的若くは行政的法規によつて生ずる紛争は經濟的協力の障礙となるに鑑み、

總會は既に將來の商議プログラム中に含まるる勸告、即ち經濟委員會が條約についての現行司法制度の充分なる調査を遂げたる後、調停及び仲裁に關する一常設機關創設の問題を研究すべしとの勸告を承認す。右機關に對しては双務的たると多邊的たるとを問はず凡ての通商條約の解釋及び適用より生ずる一切の紛争を附議するものとす。但し常設國際司法裁判所の機能及び權限を害することなし。

(八)經濟的連帶に向つての眞の發展は商品及び資本の移動に限るべきにあらずして、能ふ限り自由なる制度の下に、商社及び個人の經濟的活動に迄及ぼさるべきものなり。

總會は一九二九年十一月のバリ會議が問題の複雑なる爲め、現行制度の改善を企圖せる外國人待遇に關する條約を締結し能はざりしことを衷心より遺憾とし、一九二九年十二月バリ議定書に規定せる右會議の第二回會合の成功及び最も自由なる基礎の下に於ける條約の締結に關し貢獻する爲め凡ゆる努力の講ぜられんことを希望す。

(九)總會は輸出入禁止撤廢條約が一九三〇年七月一日に於て多數の批准を得たることを認むるも、或特殊なる障礙の爲め凡ての調印國の間に本條約の效力の發生を見ざることを遺憾とし、關係國政府が禁止撤廢の方法により商品の自由移動に當つての主要なる障礙を除去すべき決意を抛棄せざることを熱望す。

(十)聯盟經濟事業に對する政府代表の現實の参加は國際聯盟の勸告に基く國際條約の締結及び效力發生に關し根

本的なる保障を以て、

總會は、經濟及び財政機關が聯盟の經濟事業に對し政府代表者の有力なる参加を求め、その目的の爲め最も適當なる時期及び事情の下に若し出來得れば毎年、政府代表者會議を召集し得ることの可能性につき研究すべきことを勧告す。

(十一)一九三〇年九月十七日の總會決議に基き設けられたる委員會の任務は、經濟的分野をも含むあらゆる國際的活動に於けるヨーロッパ諸政府間の密接なる協力を實現せしむべき可能性を研究するにあり、從て右委員會の今後の事業は或範圍まで一九三〇年三月廿四日の將來の商議計畫議定書中に明記せられたる問題と同一にして、特に最惠國條款及び商業政策に關して然るを認め、

總會は、右委員會の事業と議定書に含まるる事業とは共に同一諸國にとり極めて重要な利害關係あればこれ等兩者の間に密接なる關係の維持されんことを勧告す。

(十二)經濟委員會の指令の下にある家畜檢疫委員會の事業として既に家畜疾病防止の國際機關、家畜檢疫事業の國內機關及び國際的プランに基く技術的協力を關しての重要な原則の確立せることを認め、

これ等原則の適用は輸入國と輸出國との間に信頼の空氣を作り延いて家畜及び家畜製品の國際貿易に多大の便益を相互に供與するに至るべきことを信じ、

總會は仍つて、經濟委員會が本事業の進捗を圖り、且つ一九三〇年十月開催豫定の專門家委員會會合後、本問題に關する一個又は數個の國際協定の骨子を起案すべきことを勧告す。

(十三)總會は爲替手形及び約束手形法統一に關する會議の成果を満足を以て認め、右の成果が更に小切手法統一

に關する第二回會議の成功に依り一層完成するに至らんことを期待す。

(十四)總會は、國際工業協定に關する經濟委員會の調査の進捗せることを認め、右調査を續行し問題の各態様に關する一般的報告書を作成するに至らんことを望む。

(十五)總會は、經濟委員會召集にかかる農業専門家の會合の結果を了承し、農業に關聯する一切の經濟的問題の審議に當りかかる重要な協力が今後續けらるべきことの希望を表明す。

(十六)總會は、現下の不安、失業増加及び貿易減退、經濟的不況の循環並にこれ等に基く損失の防止の爲め今日迄何等の協同的方法を發見し能はざりしこと等を痛感し、

既に全購買力變動の原因及それが國民の經濟的生活に及ぼす影響につき研究中の聯盟經濟及び財政機關に對し、刻下の不景氣の經過及び形相並にそれを招來せる事情につき研究を開始すべきことを命ず。この目的の爲め右機關は各國に於ける現存團體によつて編製されたる資料を蒐集し、これを綜合し、又必要に應じその不足を補ふべし。

この目的の爲め經濟及び財政機關は特に經濟諮問委員會の意見を考慮しつつ、各國に於ける機關、即ち、本問題を取扱ふ諮問委員會、計劃委員會又は調査機關等との聯絡を結び、且つその協力の下に不景氣循環問題に關する事業の組織化の方法につき研究すべし。

農業國及び原料品生産國の景氣回復はそれ自體重要な目的たるに止まらず、又他の諸國の景氣回復に貢獻する處あるものと信じ、總會は、本報告の眼目たる世界的經濟不況に關する包括的調査に當つて、一九三〇年一月ジュネーヴ會合の農業専門家の勧告せるプログラム及び調査並に本問題に關し特に權威ある國際的機關の行ひたる

事業の結果に對し特別な注意の拂はれんことを希望す。總會は、更にこれ等調査に當り、國際労働局の失業問題に關する調査の結果及び本問題についての權威ある他の國際的機關の事業に對し注意を拂ひ、斯くて一切の充分なる資料蒐集後原料問題をも含めたる労働問題に關する經濟的、財政的及び人口の見地を考慮せる國際的行動の可能性につき、將來適當なる時期に於て、聯盟經濟及財政機關がこれを審議せんことを勧告す。

(十七)概して、總會は、問題が他の公の團體に屬すべきものに關しては經濟委員會がその團體の事業を利用し協力を求め、特に國際労働局(労働に關し)及び萬國農事協會(農業に關し)との密接なる協力を圖ることを希望す。

總會はかかる永續的協力は國際的事业の合理化に對しての根本的要素なりと認む。

(十八)總會は、經濟統計に關する國際條約が現在既に十ヶ國の批准を得、本年末迄に效力を發生するに至ることに満足の意を表す。總會は更に或る國が本條約中の若干の條項を既に實施せることを了承す。

(十九)總會は、昨年度總會に於て勧告せられたる『經濟的發展年報』刊行に關する事業が經濟統計條約の效力發生以前に着手すべきものにあらざる旨の理事會の勧告を了承し、右の爲めの必要な條件として次の如く決定す。

(A)該年報は聯盟調書として刊行さるべきこと。

(B)この調査準備は一九三一年中に開始さるべきこと。

(一九三〇年十月二日午前採擇の決議)

經濟協調第二回會議

一 昨年第十回總會に於て英白の代表者によつて提唱せられた關稅休日論に基因して、昨年二三月の交ゼネヴァに開かれた會議は、名稱すら關稅休日會議と云ふのを避けて『經濟的協同動作の會議』——簡單に云はゞ經濟協調會議——と云ふものとなり、同會議の成果とも云ふべき文書は昨年三月二十四日調印の通商協約其他都合三個あるが、其效力發生については更に十一月(昨年)の會議に於て討議を重ねることになつて居つた。此等の經緯は既に本著前卷に述べた所であるから、茲には詳細について之を繰返すことを避ける。

第十一回總會に際しては右國際經濟協調問題に關し、第二委員會は一九三〇年三月二十四日の通商協約及附屬議定書により國際的經濟協調を企圖するものとし、同條約に可及的多數國の調印又は加盟を勧告すると共に、同條約實施方法を協議すべき十一月會議參加國も亦議定書に定むる所の將來協議すべき經濟事項に關し考慮せむ事を希望し、尙其準備として聯盟經濟委員會に質問狀の發送整理を勧告したが、右に關聯し委員會は獨逸代表の意見を容れ、總會討議の中心題目たりし歐洲聯合研究委員會と本件に關する聯盟經濟委員會との間に最も密接なる聯絡を取ることとを絶對に必要とする旨の決議をした。

前記昨年三月二十四日調印に係る通商協約第十三條に基く經濟協調第二回會議は昨年十一月十七日

より二十八日迄壽府に於て開催せられた。之に参加し代表者を出せる國は歐洲諸國二十六箇國である。日本其の他八箇國はオブザーヴァーを出した。議長は聯盟理事會の任命せるコライン氏（前回會議第一委員會議長）であつた。本件會議の目的に關しては十七日の會合に際し議長より本件會議は（一）右通商協約第十三條に基き本協約實施期日、並に必要あらば右實施に缺くべからざる批准國又は加入國のリスト作成を行ふこと（二）昨年十月三日聯盟理事會の決定に基き昨年三月二十四日調印右通商協約附屬議定書に定むる經濟協調プログラムたる關稅の引下其他生産組織の改善並に生産物の分配の合理化を目的とする具體的方法の交渉を行ふことにあるから、第三十三回經濟委員會が右議定書第一條附屬質問集に對する各國政府の回答に基き作成せる左記諸提案を基礎として商議を行ふべしと説明した。

- （一）本年三月二十四日の通商協約を成るべく多數國間に實施するに必要なる諸條件
- （二）經濟委員會報告第二節に掲ぐる提案を基礎とし一般貿易改善を目的とする關稅商議
- （三）東歐農業國の貿易制度に關する商議
- （四）全署名國の加入を行はしめ且出來得る限り一時的留保を排除する爲輸出入禁止條約の再審査
- （五）外國人待遇第二回會議を成功せしむる爲歐洲諸國間に於ける豫備的了解の達成

右諸提案の内（一）貿易の一般改善に關する關稅商議及（三）東歐農業國貿易制度に關する商議は特に重要であると議長から説明した。事實今回會議の大部分は右二案件の審議に始終した。而も前者即ち關稅引下の點は何等結論に達せず、又後者については農業特惠問題に對する賛否の議論分れて其實現は甚だ覺束なき状態である。將又諸提案中（一）即ち通商協約に關しては本年四月一日以前再び會議を開いて本件を審議する事となつたが、未だ批准國も少いばかりでなく、二十八日の會議に於て東歐農業八箇國は現下の農業國困苦の狀況に顧み、將來の交渉に於て之が有效なる救濟策を講ぜざるに於ては、通商協約は國際貿易關係の安定と云ふ目的を達成することが出來ないと宣言したから、本協約に對する署名又は批准は愈々疑問であり、從て會議が再開せられるも纏りを見るは困難とせられた。

因みに右通商協約批准問題につき議長より未だ批准を寄託せざる國の代表に對し、當該國政府の批准に對する態度を質問したるに對し佛・エストニア・希臘は議會に提案し批准手續中なる旨を答へ、獨・和蘭・波蘭は近く議會に提出することに決定せる旨を、澳は近接國の批准終了を待ちつつある旨を、勃・塞は署名に決定せるも批准は形勢觀望中なる旨を、羅馬尼・智惠古は本條約に不満あるを以て諸條件の満足となるを待ちつつある旨を、洪・葡・西は目下の處署名、批准何れも爲す能はざる旨を、愛蘭・リツアニアは態度を明にする能はざる旨を述べた。尙右の會議では通商協約實施に付いて何等纏らざ

りし爲、前述の如く更に會議を開くこととなり、而して法理上次回會議は單に今回會議の延長と見做すべき事と定められた。

右の所謂次回會議——即ち延長會議——は本年三月十六日ゼネヴァに開かれたが、開會と同時に、英・伊・獨諸案及議長案が提出せられ、條約の效力の即時無條件發生を望むもの(獨國案)、條件付又は期限付發生を望むもの(伊及議長案)、效力發生問題を後日の會議に延ばさんとするもの等あり議論百出、何等の纏まりを見ずして、散會するの已むなきに至つた模様である。

第八章 戰爭豫防策に關する條約の問題

一昨年第十回總會は安全保障委員會に委嘱して、戰爭豫防策に關する條約典型の原則を基礎とする一般條約を作成することを得るや否やを研究せしめ、昨年總會に於て、各國政府は之を受諾し得るや否やを表明することとしたき旨の決議を可決した。仍て昨年四月の安全保障委員會第四回會議は本條約典型を基礎として一般條約の起草を行つたが、幾多の難問題に逢着し、特に條約案の骨子とも云ふべき軍事行動に關する理事會の勸告に就て佛國系の意見と英獨系との意見とが相違して、調和を見ず、他方伊國及本邦委員は一般條約化の可否に付き疑を挟み、遂に意見の一致を見なかつた。事情右

の如くであつた昨年の總會に提出せられた條約案は其の第二條及第三條に於てA及Bの二様の案を其儘記載する如き有様であつた。第三委員會は右條約案に付き逐條討議を始めて見たが、安全保障委員會第四回會議で行はれた議論を其儘繰返すに過ぎなかつた。第一條(理事會の非軍事的假措置)に付ても第二條(理事會の軍事的假措置)に付ても、又第三條追加(制裁)に付てもそれぞれ議論があり、各國は從來の主張を反覆するのみで、何等有益な結果を齎らすべしとも見えなかつたので、議長は此の上論議を繼續するを不必要なりとし、小委員會にて妥協案を作成することを提議し右に決した。然るに右小委員會は審議の結果、到底俄かに妥協案を作成することの困難なるを認め、唯(一)主義として本件條約典型を一般條約化するの有益なること、(二)理事會の非軍事的假措置に關する第一條に付ては意見の一致を見たること、(三)第二條に付ては當事國をして理事會の勸告に服従せしめ、以て戰爭を防止する目的を以て規約第十一條の總括的適用を確保する様規定すること、(四)第三條監督問題に付き規定すること、及(五)本條約は規約第十一條の規定する戰爭防止に關するものなるが故に、制裁に關する規約第十六條には觸れざるべき事の五點に互り意見の一致を見たが、以上の諸點を條文化するには猶長期に亘る綿密なる研究を要するので、理事會に委嘱して一の特別委員會を設け、同委員會研究の結果を次回總會に於て審議することにしたとの結論に到達した。而して右に關する報告及決議案は第

三委員會で採擇せられ、總會でも其儘之を可決した。

第九章 支那と國際聯盟

支那は從來種々の機會に聯盟を利用せんとしたこともある。又聯盟に對して不平不満を示したこともある。或は又不平等條約撤廢運動に聯盟を巻き込まんとしたこともある(本著前卷三〇三頁参照)。しかし最近に至つては手を變へて聯盟の職員に支那視察を要請するの舉に出でた。即ち本年一月七日蔣介石及宋子文兩氏の連名電報を以て聯盟事務總長に對し左の通り申出でた。

支那政府は聯盟の保健機關に屬するライヒマン博士の速かなる來朝に對して謝意を表すると同時に、聯盟の經濟及財政部長サー・アーサー・ソールターが目下印度に在りと聞及ぶに依り、支那政府は同氏が支那に來り、目下世界の不景氣が支那の經濟活動に及ぼしたる影響についての各種問題を調べて貰へれば幸甚である。支那政府は又聯盟の交通部長ロバート・ハース氏が内水水路及土地開發の問題を調査する爲支那を訪問して貰ひたいと望んで居る。支那政府は此等の豫備的協議の結果として聯盟の各専門機關と實際上の協力を實現するに至らんことを切望するものである。

右電報に對し事務總長は次週に開かるべき理事會に右の招請を移牒すべきを答へた。理事會は右支那政府の請を容れて、前記諸氏の支那訪問を許可した。本稿起草の當時ソールター氏等は支那訪問中で

あつた。氏は我國へも來訪の筈である。同氏等極東來遊の結果は如何なる發展を見るにせよ聯盟の爲めにも又支那の爲めにも之を慶すべきである。尤も如何なる發展を見るべきやは豫測の限りではな
 5。

第十章 聯盟と少數民族問題

總會に於ける少數民族問題

第十一回總會に際しては一般討議に於ても、又第六委員會に於ても少數民族問題について論議が行はれた。一般討議に於ては此問題について多大の利害を有する獨逸の代表——外相クルテュース氏は少數民族問題の重要なことを指摘し、一昨年六月馬德里に於ける理事會の決議に依り、聯盟の少數民族保護に關する手續が改善された點あることは認めるが、更に改善の餘地があるとして、此の問題を第六委員會に附議すべしと提議した結果、同委員會では關係國外相總出の論戰を見ることとなつた。尙總會で和蘭代表は少數民族に安堵を與へることは、歐洲平和に貢獻する所以であることを指摘し、勃牙利外相は問題の重大性を説いて、第六委員會で手續の改善を研究すべきであると論じた。

右の如く本問題は獨逸代表の提案に依つて第六委員會の議に附せられた。獨逸代表は此の問題は單

に理事會に一任して置くに止まらず、總會が一層積極的に考慮を拂ふ可き問題であつて、獨逸が本問題の委員會附託を提議した所以は此處にあると述べ、尙獨逸は委員會に於て主として請願審理の手續問題に付き論議するの意あることを豫告した。斯くて委員會に移るや、獨逸代表先づ發言し、續いて其陳述中に含まれた種々の問題に關聯して各國代表より交々意見の開陳あり、三日間に亘つて討論を續行したが、獨逸及其與國側の意見と、波蘭其他反對側諸國の意見との間には根本的に相違があつて、討論は殆ど停止する所を知らぬ状態であつた。討論の主題となつた事項中最も問題となつたのは請願の受理及審査に關する現行手續規則の改善問題及少數民族保護に關する特別常置委員會設置問題であつた。然し此等の問題を提起した獨・奧・アルバニア等と雖も之を議案として提出した譯ではなく、又其他の諸國も何等一定の提案若くは決議案を提出したものなく、要するに今回の委員會は種々の問題に於て意見の發表交換を行つたに過ぎない。從て委員會は最後に瑞西代表モツタ氏を報告者とし、討論の摘要を總會に報告せしむるに止め、何等の決議案をも提出せぬことに決した。

委員會に於て各員間に種々意見の相違はあつたが、孰れも少數民族問題の解決は少數及多數民族間の協調及相互信頼に待つ外無いとの意見を表明した。此點に於て意見の一致を見たことは第六委員會に於ける討論より得たる最も貴重な結果である。

理事會に於ける少數民族問題

獨逸と波蘭との間には幾多の難問題が横はつて居るが、少數民族問題は差當り其重要なるもの一つである。波蘭國內上部シレジア地方に於ける少數民族たる獨逸人に對する波蘭官憲の迫害問題である。此迫害は昨年十一月波蘭の總選舉に際して高調に達したと稱せられる。同地方居住獨逸人の側では波蘭の官憲及在郷軍人團が獨逸人の投票を妨害し、其代表者を議會に送るのを極力阻止したと主張する。加之獨逸人に對する暴行事件が二百五十餘件にも達したと主張する。波蘭が少數民族に關するゼネヴァ條約に違反したと主張する。波蘭政府に對して迫害事件に關係したる官憲の處分及將來に對する此種事件の再發防止の爲めの保障を要求する。右の趣旨の訴願書が被害地方獨逸人團體から聯盟理事會に提起せられた。獨逸政府も前記十一月の事件について前後二三回に亘り聯盟の注意を喚起した。之に對しては他方波蘭政府も聯盟事務總長に對して反駁の覺書を提出した。依て右の問題は本年一月聯盟理事會——第六十二回理事會——の議題となつた。軍縮會議の開催期日問題と共に右理事會の重要問題であつた。殊に獨逸國內の本問題に對する意氣込は非常なものであつて、此問題にして不成功に終らば現獨逸外相クルテュース氏の地位が危いのみならず獨逸の聯盟脫退論までも持上りそうでもあつた。從て理事會に於ける獨逸代表クルテュース氏の態度は大に世人から注目されて居つた。同

氏は固より波蘭代表——外相ザレスキー氏——と議論を上下した、兩者の間激論はあつたが、幸に徒らに感情に走るやうなことはなかつた。右の問題は獨波兩國間の問題と云ふよりも、少數民族問題として實は聯盟そのものの問題である。聯盟の監視サージェスの下に少數民族條約が果して如何に——満足に——動くかどうかの問題である。兩國代表は此點を忘れなかつた。殊に右理事會に於て本件報告者として働いたのは我芳澤大使であつた。我芳澤佐藤兩氏は英國代表ヘンダソン外相の協力を得て、熱心に兩者の間を斡旋して一月二十三日の如きは徹宵協議を遂げたほどであつた。斯くして翌二十四日芳澤代表は理事會に其報告書を提出して、理事會の採用する所となつた。報告書は可成り長文のものであり、文句にも餘移注意が拂はれてあるが、其要點は理事會としては少數民族が選舉權の行使を妨害せられた事件の真相について暫らく判断を差控へるが、少數民族の被害事件——其身體及財産に迫害を受けたこと——は獨逸人側は二百五十五件に達すると稱して居り、波蘭側でも其中若干事件については既に訴追中であることを稱へて居るから、理事會は次回の會合までに右訴追の結果を承知したい。又波蘭の官憲が在郷軍人團(愛國團體)を後援して少數民族を虐めるのもよくないから、兩者の關係を斷つ様——即ち官憲をして右の如き後援又は教唆を行はしめないやうに——波蘭政府に於て適當の措置を講ずることとし、其結果を次回の會合までに理事會に申出でられたい、と云ふのである。理事會

の議長を勤めたヘンダソン氏は右報告の可決せらるるや、起つて理事會——殊に直接の關係當事者たる獨波兩國——に對して右報告の本問題に齎らしたる成功を祝し、且關係地方の多數民族及び少數民族の双方に對して協調を勸説する所あつた。かくして本問題については右理事會の關する限り、差當り上出來の結果を見て閉會を告げた。

第十一章 歐洲聯合

佛 國 覺 書

佛國外相ブリアン氏は一昨年の國際聯盟總會を機とし、歐洲聯合案を提唱し、其後昨年五月十七日を以て右歐洲聯合に關する覺書を各國に送付した次第は、既に本書前卷に述べた所である(前卷第四編第六章及第五編第六章)。が、茲には前卷に於て未だ盡さなかつた右覺書の内容について先づ少しく述べて見たい。

ブリアン氏右の覺書は滔々六千言。前文及び四章より成り、歐洲聯合の必要を論じ、其組織を縷述してある(昨年五月十九日ル・タン紙掲載)。大體の輪廓は今回の覺書に示されてある。先づ歐洲聯合の必要を力説しては、政治的經濟的乃至社會的見地より歐洲の平和を脅す危險に對し、歐洲二十七箇國

政府は共同の責任を痛感して居る次第を擧げ、今日歐洲に於ける有形無形の各種の力が協調を缺如することは世界平和の基礎に對する重大なる障礙たるばかりでなく、又實に歐洲の生産及市場の上にも悪影響を及ぼし、勞働の危機を孕み、政治上社會上不安の因をなすものである。斯かる各國對峙の危険は大戦後新國境が延びた爲め益々譯が悪くなつた(關稅障壁が二萬メートルも延長した)旨を説いてある。而して歐洲諸國が「生きんが爲め又榮えんが爲め團結すること」は焦眉の急務であることを強調し、斯かる團結は國際聯盟規約に所謂「地方的了解」ロカール・アンダースト・レジオナリの一種であつて、聯盟の精神と背馳せざるのみならず、寧ろ之に副ふ所以であると論じ、歐洲聯合は國際聯盟の圏内に在つて、之と相俟ち相倚つて活動すべきものであると説いて居る。歐洲聯合は獨り國際聯盟の向ふを張るものでないのみならず、何れの國、何れの人種何れの大陸にも對抗せんとするものでないと辯解大に努めて居る。嘗に他國又は他の國家團に對抗せんとするものでないのみならず、又實に世界平和の組織を熱望し、國際經濟の大則を理解する諸國と同心戮力して經濟上の安全を期する所以であることを力説してある。茲に所謂歐洲聯合は歐洲の歴史に所謂關稅同盟——即ち歐洲以外に在る諸國に對抗して關稅戰爭を行はんとするもの——とは全然反對の觀念の上に立つものであると説明してある。且つ聯合各國の主權及獨立を尊重して侵すなきは勿論、各國の主權と權利の平等とは實に歐洲聯合の二大要義であると唱へ

て居る。而して右の前提的主義の下に左の四項より成る具體案を立てて居る。

一、先づ歐洲二十七箇國を糾合して歐洲聯合を組織するの一般條約を締結することを擧げ、右條約は締約國が定時又は臨時の會議を開催して、斷えず聯絡を保ち、歐洲全體の利害に關係ある諸問題を審議することを約束するを骨子として、成るべく自由なる形式の下に該聯合の目的及任務を明にするものでなくてはならぬ。手段方法に關する細則は後の會議又は常設機關に委するとして、右の條約は歐洲聯合の基本法として簡明に起草せらるべく、將來該聯合の發展に伴ひ修正乃至擴張の餘地を有するものでなくてはならぬ。就中前掲の主義及精神を包容するものでなくてはならぬ。殊に國際聯盟との關係を明にしなくてはならぬ。而して歐洲が國際聯盟の圏内に活動することを明にする爲め歐洲聯合は差當り聯盟國に限るものである。

二、次に右佛國覺書は歐洲聯合をして其任務を遂行せしむる爲め機關を設くるの必要を説き、此機關として第一に「歐洲會議」コンフェランス・ユーロピエン、第二に常設委員會コミテ・ペレマンニク・ベネチアン、第三に書記局セクレタリア、此三者を設くべきことを勸奨して居る。右の歐洲會議は歐洲聯合加入國の代表者より成るものであり、聯盟の總會に該當するものである。其構成及權限等は右政治委員會のそれと共に次回の歐洲諸國の會合に護る事としてある。右の歐洲會議を議決機關と云ふべくば、常設政治委員會は執行機關と云ふを得べく、

後者は歐洲會議議員中の若干員より成るもので、聯盟の理事會に相當するものである。否加之聯盟理事會と時を同じうして、ゼネヴァに開かるべきものである。但し時宜によつては歐洲以外の國の代表者にも出席を招請することがあり得る仕組である。尙ほ右政治委員會の外に特殊問題について専門家委員會を設けるの餘地も存してある。前記書記局は云ふ迄もなく聯盟事務局に相當するもので、其組織等も之に倣ふこととなつて居る。而して同書記局の所在地も前記歐洲會議及政治委員會の開催地と同様ゼネヴァと云ふことになつて居る。唯歐洲會議も政治委員會も各國の平等を尊重して、其議長は廻はり持ちである點が、聯盟の總會や理事會と異つて居る所である。

三、次には歐洲委員會(前記政治委員會のこと)の指導原則を定むるの必要を説いて居る。此原則を定むるは之を次回の歐洲會合に譲ることとしてはあるが、佛國案としては右覺書に現はしてある所によれば、右歐洲會合は歐洲各國の政治的協力を以て主眼とし、經濟問題は政治問題に従たるべきものであることを説いて居る。即ち各國が政治的に結合を固め、就中仲裁裁判及安全の制度により、ロカルノ式の保障政策により歐洲の平和組織を鞏固にすることなくしては、如何に經濟的の鞏固を欲するも徒勞である。各國をして經濟的の犠牲を甘んぜしむるには各國民間に平和的精神が實現して互に安心依頼が出来るやうになつた上のことではなければならぬ。經濟政策殊に關稅政

策に於て然りである。歐洲の經濟組織の爲めには歐洲の生産及交易の組織が合理化せられ貨物・資本及人の交通が自由化し且單純化せられねばならぬ。歐洲の關稅政策の如きも前記各國政府の一般政策を基礎として一旦確立せられんか、其細則及手段方法の如きに至つては之を専門家委員會に委して可なりと論じて居る。

四、終りに詳細は將來の歐洲會議又は歐洲委員會に譲るを適當なりとしてあるが、同時に一般經濟問題(カルテル問題、關稅漸減問題を含む)、交通通過問題、財政問題、土木問題、保健問題、文化的協力問題等を歐洲諸國の協力を齎すべからざる問題として掲げてある。

歐洲聯合とは何んなものか

前記佛國覺書には種々の文字によつて『歐洲聯合』を言ひ現はしてゐる。或はユニオン・ユーロペーンと云ひ、或はユニオン・フェデラル・ユーロペーンとも云ふ。又アツソシアション・ユーロペーンとも稱してある。リアン・フェデラルの語も使用せられてある。さうかと思ふと二三行置いてアンタンの語も使用せられてある。歐洲聯合を以て聯盟規約第二十一條の所謂アンタント・レジオナール(之を『地方的了解』と譯するのは當否疑はしい)の一種と見做して居る。『歐洲の聯合組織と云ふもオルガニザシオン・フェデラティブとかオルガニザシオン・フェデラルとか又フェデラシオンとか色々な文字

が用ひられてある。しかし一方には右の聯合はユニオンの觀念に基調を置くもので、ユニティー(統一の義)の思想を採用するものでないと斷つてある。即ち各國の主權及獨立を尊重する爲め充分の伸縮性を有するものであることを辯じてある。さうかと思ふと、他方には『歐洲聯合の法律人格』なる言葉も見える。事態斯の如くであるから右佛國覺書による歐洲聯合の性質如何は之を法律的に觀て、到底説明の困難なるものであると云はねばならぬ。歐洲聯合の未だ成立せざるに先づ其性質如何を卜知することは困難である。歐洲聯合が果して成立するや否や、成立するとしても如何なる性質のものが出るか、何れも未だ逆睹し難い問題である。が、佛國——ブリアン氏——の期待する所も世人の所謂『歐洲合衆國』の如きものではないことは確かである。世上往々ブリアン案を以て『歐洲合衆國』となすものがあるが、之に相當する佛語は右佛國覺書の中には見出し得ない。ブリアン氏の所謂『歐洲聯合』は勿論國法學者若は國際法學者の所謂『合衆國』(聯合國家)ではない。又『聯邦』(國家聯合)でもない。我國では往々譯して『歐洲聯盟』と云ふものがあるが『歐洲聯盟』に該當する文字は佛國覺書には何處にも使用せられて居ない。尤も所謂歐洲聯合は國際聯盟の圈内に在つて、之と歩調を合せて行動する點より見れば——殊に聯盟に加つて居る國のみより之を組織する所を見れば——性質上歐洲聯盟と見るのが適當かも知れぬ。國際聯盟の活動圈内に立ち、専ら歐洲の利害に關

する事項を歐洲だけで審議し處理するものである以上、名稱の如何に拘はらず、事實上歐洲聯盟であるかも知れぬ。リアン・フェデラルとかオルガニゼーション・フェデラルとか云はば歐洲が大團結を成して米大陸の向ふを張るものの如くに見えぬでもないが、米國に對抗したり、露國と抗争したりするものではないとは提唱者自身の辯明に努めて居る所である。果して然らば徒らに痛くない腹を探られたり、各國の猜疑を招いたりするよりも、其趣意が單に『歐洲の共同利害を感じる問題につき研究し、商議し、解決を求める爲め常時協調の制度を設ける』に在るならば、何等七面倒な名稱を附せなくてもよい様にも思はれる。現在の國際聯盟は米國の不参加により従來と雖も歐洲聯盟たるの傾向が多分である。それであるのに今愈々歐洲だけの聯盟——否、現に聯盟に加入して居る歐洲二十七國だけの聯盟——を設けると云ふことになれば、國際聯盟として残る所の仕事は幾許もないと云ふ状態となるは必定である。兎に角歐洲聯合は——假令國際聯盟の圈内に動くとしても——折角現存の國際聯盟の基礎を危くするか、少くも害あつて益なき計畫として反對する人士が尠くない。否、下に掲ぐる英伊の回答の如き明かに此見解に傾いて居る。

英國の回答

佛國政府は各國政府に對して七月十五日(昨年)までに右佛國覺書に對する所見を開陳せんことを求

めた。之に對し各國それぞれ答ふる所あつた。其重なるものとして英獨伊の回答を左に検討して見た。英國政府は七月十七日を以て佛國に回答したが、其回答に於て英國政府は佛國覺書に對して『最大の同情』を表しては居るが、ブリアン案が其目的を達する爲めに執らんとする『方法』に就ては懷疑的である。否、多大の困難あるべきを言明して居る。ブリアン案中の新しき機關、機構については其必要を疑うて居る。ブリアン案中に所謂歐洲會議又は常設委員會とか云ふものは國際聯盟の機關の存在を顧みるとき、屋上屋を架するものでなくば之と對立對抗するものたるの虞があることを指摘して居る。加之大陸間の競争を惹起するの傾向なきやを危惧する旨を述べて居る。而して歐洲聯合を國際聯盟の圏内に持込むことを勸奨し、ブリアン氏前記の覺書を第十一回聯盟總會(昨年九月)の議題とせんことを提議して居る。更に注意すべきは英國としては自治領との關係を慎重考慮しなければならぬことを述べてあることである。英國は自治領を置去りにして、否自治領の利害に頓着なく歐洲聯合に加入することは出来ない。次に英國人は佛國人よりも實際的に觀察して、歐洲聯合を以て政治的聯合とするよりも經濟的意義に重きを置いて居る。佛國提案は政治的意義に重きを置くこと前述の通りである。英國は歐洲聯合と合理的なる經濟上の協力を辭するものではあるまい。歐洲現在の關稅戰爭を終熄せしめ、通商交通上の障礙を除去するは英國の最も歡迎する所である。しかし政治的結合によ

り殊に佛國の要望する『安全』問題につき新たなる義務や負擔を増すことには絶対に反對して居る。現在の聯盟規約以外又は以上に馳せる安全保障問題については、英國、否英國海軍の負擔を増すものとして、英國は怖氣を立てて居る。

獨國の回答

獨國政府は七月十一日附にて其回答を佛國政府に交付した。其文章は婉曲にして、主義に於て佛國提案に賛成なるが如きも實は重大なる留保をなし、重要なる條件を付して居る。而してそれは佛國に取つては不能條件とも云ふべきものである。即ち獨逸の宿望なるヴェルサイユ條約修正を以て前提要件とするものである。曰く『到底堪え難き歐洲今日の政治状態を大膽に改善するにあらざれば、歐洲の眞の平和化は不可能である。而して此改善は各國の平等と各國民重大要望の調整によつてのみ行はるべきものである。現状にして右の原則と相容れざるものありとせば適當の方法によつて之を變更せねばならぬ。進化の生ける過程に堪え難いやうな基礎の上に新歐洲を作らんとする如きは徒勞無益である』と。加之獨逸は露土兩國の加入をも勸説して居る。曰く『歐洲の協力は非歐洲國の何れにも對抗するものならざるべく、歐洲内に於ても非聯盟國たる露土兩國を之より除外するが如きは從來の正當なる慣例に反するものである』と。又國際聯盟との關係については左の如く曰ふ

聯盟内に諸大陸的團體を構成するに至るが如き歐洲特殊團體を構成することは面白くない。聯盟内の各國が、諸大陸の重大問題の解決に参加すべきことは聯盟の當初より重きを置いて居る所であつて、聯盟内に大陸的團體を構成せしむるが如き傾向は聯盟の機能を薄弱ならしむるものである。従て歐洲協力の聯盟に對する影響は充分に考慮を要し、必要な場合には聯盟加入國全部の判定を求むる必要があるであらう。尙又歐洲協力機關新設の必要認められたる場合に於ても聯盟の権限を縮小するが如きことがあつてはならぬ。

差當り歐洲協力により處理せらるべき問題を通觀するの要ありと思考するを以て、本年九月壽府總會に際し歐洲に於ける非聯盟國及歐洲外の諸國も亦招請せられんことを希望するものであつて、其際獨逸政府は其意向を補充闡明すべく、斯くて交渉の基礎確定し同事業の範圍明かとなりたる後に於て、初めて今後の交渉を進むることが出来るであらう。

伊國の回答

伊國の回答(七月四日附)も、主義に於て歐洲聯合に反對はしないが、佛國に對して更に難題を持ち掛けて居る。曰く「二流國の權利の防護を保障し、且戰勝國と戰敗國との間に存する一切の差別を撤廢し、以て各國家間に絶對的平等を確立することを期すべきものと思考する。」何ぞ夫れ、獨逸回答の句調に似たるの甚しき。又伊國は獨逸と同じく露土の招請を力説して曰ふ

佛國政府が少くとも當初に聯合に加入し得る國を聯盟國に限らんとする點に伊國は同意することは出来ない。斯の如きは聯合の本質に反するものである。聯合は平和條約が新に設けたる國境及關稅の障壁より生ずる困難を除

去するが爲め、技術的問題を共同して解決し、「歐洲諸國が其地理的地位に依り参加を求めらるる事實上の連帶」に基礎を置く「歐洲の合理的組織」を設置するに在るを以て、此事實上の連帶の存する國は全部之を聯合の構成國たらしむることが必要である。依て伊國政府は本年九月の聯盟總會にて本件を議するに當りてはソヴェート政府及土耳其國政府を招請すべきものと思考する。

又伊國回答は佛國の例の安全保障論を斥けて、軍縮の必要を力説し、「安全よりも軍縮」の標語を翳し、縷述して曰ふ

安全保障の制度は聯盟規約・不戰條約・ロカルノ條約等に依り既に確立した。此三重の保障が現實の軍縮に依り完全となるに至らば戰爭に對する法律的政治的障壁たるに十分であらう。而して軍備は常に危險猜疑の念を伴ひ、戰爭の精神を保持する。故に歐洲各國家間の協調を形成するが爲には先づ以て軍備縮小の問題を解決せねばならぬ。

右伊國の回答と殆んど時を同じうしてムソリーニ氏がユナイテッド・プレスに與へたステートメントなるものが流布せられた。之によれば伊國の態度が愈々明白である。歐洲が聯合、又は聯邦を形作るには共同要素を缺如して居ることを指摘して、曰く

纏つて歐洲聯合を見るに歐洲諸國間に事業、目的並に運命の共通點を發見し得るであらうか。歐洲諸國は各其目的とする所を異にせるのみならず、其相互間常に紛争がある。現在に於て佛國と獨逸とは其目的を一にし得るであらうか。又英國及植民地の利害は大陸諸國の利害と融和し得べきや。今日の歐洲は各國が一體となつて其利害

並に目的を融合し、一般の福祉を計るべき域には達して居らぬのである。歐洲各國の政治的・經濟的及社會的條件の差異あまりに大にして、今日の歐洲は之を聯邦化するの要素を缺けるものと云ふの外はない。

ムソリニー氏は更に歐洲聯合と英露との關係に論及しては曰ふ

歐洲聯合の組織に關して英國及露國を考慮の外に置くことは出来ない。若し英國にして歐洲聯合に加入せんか、英國植民地も英本國と等しく之に加入することとなり、歐洲聯合は歐洲に局限せられざることとなるべく、若し英國にして之に加入せざらんか、歐洲最強國の一を局外に立たしむるの結果となるであらう。又歐洲の半分を占むる露國にして加入せざらんか、歐洲聯合は著しき脅威を受くべく、露國にして加入せんか、ソヴェート露國の政治思想が他の各國の思想と合致すべきや否やを考慮するの要あるべく、又亞細亞に跨る廣大なる露國の領土を如何にすべきやも問題である。

終りにムソリニー氏は平和條約修正論を主張して曰ふ、『今日の歐洲には平和時代を出現するの必要切なるものがある。然し現今の不安不満及連絡の缺如によりて歐洲全體の統一は容易に實現し得べきでない。歐洲聯合の實現には既存條約の根本的改正を計らねばなるまい。歐洲大戰の戰勝國は大戦にて收めし結果に付き満足の意を表して居ない。従て歐洲を再び平靜ならしめんが爲めには歐洲國際關係の基礎をなせる條約の改正を計るの必要があるであらう』。即ち知る、ムソリニー氏は思ひ切つた平和條約修正論者であることを。しかし獨逸の修正論とは其理由を異にして居る。獨逸は戰敗國として

の不满より修正論を唱ふるものであるが伊太利——ムソリニー氏——は前述の『戰勝國』としての不満より修正論を唱ふるものである。ムソリニー氏は其後も——昨年十月二十七日——日英米三國が軍縮條約批准書寄託式を行つた當日——羅馬に於ける演説に於て、伊國の内外諸般の政策を論ずるに當つても、亦平和條約の修正を高唱し、佛國其他を驚かした。前記獨伊の態度に對する伊國側の意向は左に掲げる佛紙(昨年七月二十一日ジュルナル・ド・デバ)の論説によつて之を明かにし得るから、參考の爲めに左に之を掲げる。

歐洲聯合の組成は之を大なる地方的協定の形成を以てなすべきものである。然るに佛國提案に對する各國の回答を見るに右の方法に反對し、國際聯盟に加入し居らざる國家も當初より歐羅巴會議及歐洲聯合に加入すべきものとなし居るものが少くない。抑も地方的協定は其範圍の廣狭は別として、利害關係及目的の共通せることを前提とすべきである。然るに佛國と何等の共通點もなく、歐羅巴の社會的秩序を破壊することを以て其使命と信ずるソヴェート露國を歐洲聯合に加入せしめんとするが如きは奇怪の論と云はねばならぬ。又土耳其國は完全なるアジアの國家で其直接の協力は歐洲聯合にとり直接の必要がないのである。露西亞土耳其兩國の加入を希望するが如きは世界主義を誤り奉ずるものに非ざれば、國際禮讓の爲歐洲聯合案の受諾を拒否し得ざるが故に裏面より同案を非り去らんとするものに外ならぬと云ふことが出来よう。他面舊敵國が本案に賛成するに當り付したる婉曲なる條件は單なる希望として述べられて居るが、吾人は今日より既に之に對して警戒せねばならぬのである。ブリアン氏の提案は既存條約を尊重することを根本條件とするもので、同案にして歐洲の領土的改變を齎らすもの

なるに於ては直に同案を抛棄するの外ないのである。来る九月の商議に際し條約改正に關係ある條件を提出する國家あるに於ては、吾人は同國と袂を分つの外はない。若し歐洲聯合にして既存條約に基き平和を確保するの機關たるに非ざれば之が組成を見るの必要なきものと云ふべきである。云々

歐洲の形勢と歐洲聯合

佛國の新聞紙はブリアン覺書の日付たる五月十七日を以て世界大戰後の歴史に於て記念すべき重要な日付として居る。右覺書の送付は恰も賠償委員會がヤング案の實施を確認し、佛國首相タルデュー氏がライン第三占領地帯の撤兵命令を發したのと時を同じうして居る。別言すれば獨逸賠償問題及ライン撤兵問題の終局的解決と時を同じうして居る。ヴェルサイユ條約が效力を發生してより茲に十年。歐洲では所謂『大戰の清算』が行はれ、歐洲平和の基礎茲に新たに確立したと稱せられるに至つた。此機を捉へてブリアン氏が右の歐洲聯合覺書を各國に送付したのは必ずしも偶然ではない。否ブリアン氏自身も前掲覺書を各國に致すに當り『歐洲に於ける建設的事業の開基には今の時ほど時機を得たものはない』と述べて居る。蓋し氏も賠償問題の解決、ライン撤兵の決行によつて歐洲の中原に生じた霧圍氣を眼中に置いて右の言を爲したのであらう。然り獨佛關係一時の改善はあつたであらう。ロカルノ條約よりヤング計畫に至る歐洲の事業は之を閉却してはならぬ。しかしそれは歐洲の事

業の全部ではない。獨佛關係の全部でもない。獨佛關係の詳細については後の章に譲るが、獨逸は佛國との關係に於てのみならず尙ほポーランドとの間にも、解決を將來に候つ重大問題を持つて居る。所謂『ポーランドの廊下』をして永くポーランドの廊下たらしむるは獨逸の忍び難き所である。塊太利との關係問題(獨逸合併問題)もある。數へ来れば歐洲未決の問題は一二にして止まらぬ。しかし此未決問題は佛國及び其與國たる小協商國乃至波蘭に取つては、既決にして動かすべからざる問題である。大戰後各種平和條約によつて築かれた金城鐵壁である。此金城鐵壁に立て籠つて、現状を維持せんとするのが佛國の大聲疾呼する『安全』問題である。今回のブリアン覺書に於ても佛國は決して『安全』を強調することを忘れない。前述の如く歐洲聯合が政治的のものでなければならぬことを力説する所以である。

目下歐洲大陸には佛國一派——白耳義波蘭其他小協商諸國——の現状維持派と、之に對抗する現状打開派、即ち平和條約修正派——前記の如く理由を異にするも伊獨兩國を初めとし、戰敗諸國——との二派が對立して居る。此兩派を網羅する歐洲聯合は實に吳越同舟の奇觀を呈するものでなければならぬ。加ふるに英國の態度前に掲げた如くであり、露國の態度後に掲ぐる通りである以上、歐洲聯合の前途に横はる難關は大なる哉と云はざるを得ぬ。

第十一回聯盟總會と歐洲聯合

一昨年九月の總會の際——九月九日——の決定に基き丁度それより一年の後——即ち客年九月八日——聯盟所屬の歐洲聯合に關する佛國覺書の齎らせる成績について討議したる後、決議する所あつた。此決議によれば右會合は歐洲諸政府間の協力を重要視し、右協力は國際聯盟と完全に一致すべきものであり、聯盟規約の精神に遵依すべきものとなし、且本問題を聯盟總會に持出すべきものと決定した。

右の決定に基き前記の決議は總會の議長に通告せられた。而して九月十一日午前の總會に於て、佛國代表ブリアン氏は前記歐洲聯合の大綱につき、總會に對して説明する所あつた。殊に氏は歐洲聯合と國際聯盟の調和を氣にしたものの如くであり、此點に付左の如く述べて居る。

本案は如何なる意味よりしても聯盟の外に於て企畫せらるべきものではなく、且各國の精神的及實質的の同意なくしては成功し得られざるものである。歐洲聯合は大戦によつて甚しく荒廢せる歐羅巴大陸諸國民間の感情上のみならず、理性に於て一致せる要求の現れであつて、極めて困難なる問題ではあるが、然し歐羅巴二十七箇國は此案が聯盟の埒内に於て達成し得ることを諒解し得るであらう。従て本聯合は國際聯盟の事業を助成するものであつて、決して他の大陸又は國に對抗せんとするものではない。

又米國との關係についても言及して云ふ『米國人は歐洲の混亂を見て喜ぶ程狭量ではない。歐洲諸

國は各種問題殊に經濟的生活の方面に於て協調するは世界各國人の利益である』と。尙ほ同氏右の演説に於て特に歐洲の經濟的危難について言を費し、其經濟的回復の急務なることを力説したのは——而して政治的結合の必要についてはあまり言を費さなかつたことは——注目し得る。しかしブリアン氏當日の演説は一昨年氏が總會に於て歐洲聯合を初めて提唱したときほどの熱辯ではなかつた。

同日(九月十一日)午後の總會に於て英國代表ヘンダソン氏も歐洲聯合に言及はしたが、此點につきあまり多くを語つて居ない。唯云ふ『歐洲平和の爲めに——第二の歐洲戰爭無からしめんが爲めに——英國政府は歐洲聯合の計畫に最大の同情を吝まざるものである』と。尤も前記英國政府回答にもある如く、歐洲聯合の機關機能は國際聯盟のそれと、しつくり調和すべきの必要を高唱した。又豫め關係政府は充分に利害を考慮し討議した上で進むべきであることを勸説した。歐洲聯合が國際聯盟に於ける各國の國際義務と相容るべきものなることは勿論、聯盟總會の對軍縮政策を容易ならしむる底のものなることを必要とする旨を論じた。

九月十六日の總會に於て伊國代表シャロヤ氏も歐洲聯合に言及した。氏は曰ふ『ブリアン覺書に對し主義上反對した國は一國もないとしても、歐洲諸國の多數は其前途に横はる困難に盲目なるものではあるまい。一見すれば其困難の大なるや殆んど歐洲聯合の實行難を思はしむるものがある。しかし

所謂歐洲聯合は唯一歩をふみ出したのみであつて、前途長き道程を辿るべきものであることを考ふれば、別の結論に達せねばならぬ」として其前途の困難を指摘し、而して歐洲聯合の計畫を定むるに當つては先づ之を一の研究委員會に付託するの可なるべきを説き、此委員會に於て其任務——取扱ふべき問題の範圍等——をも定むべきであると論じた。殊に例へば『歐洲』の意義——歐洲とは何ぞ、換言すれば歐洲聯合に包容すべき國家如何の問題——從て露土兩國を如何にすべきやの如き問題をも伊國代表は考へて云うたのであらう——並に『歐洲の問題』と其他の國際的一般問題との限界區別等をも右委員會をして考慮せしむる必要あるべきを指摘した。而してポリテイス氏が航空問題の如きを『歐洲の問題』と見做すに反對した。

同日の總會に於て獨國代表クルテュース氏も演説する所あつた。氏は歐洲諸國間の經濟問題に關する協力を力説はしたが、格別歐洲聯合そのものにつき熱誠を示さなかつたやうである。爾餘歐洲諸國代表の此點——歐洲聯合——に關する總會演説等は省くとして、左に帝國代表松平大使の演説中此問題に關する部分を左に掲げる。

歐洲聯合案は聯盟の範圍内に於て實現を期すべしとのブリアン氏の言に信頼し、同氏の平和的努力に敬意と同情とを表するものである。歐洲平和の確立は世界平和の維持に貢獻する所大なるを信じ、政治上の見地より本案を歓迎する、經濟的見地よりすれば日本は本案に對し更に密接な關係がある。今日世界經濟は相互に關係を有するが故に世界の一部分に於ける經濟狀態の安定は、爾餘の部分に於ても安定するに非ざれば之を永續せしむることは出来ない。吾人は歐洲諸國が何等歐洲以外の諸國の利益を害することなくして、歐洲の福祉と繁榮とを招來するが如き方法を案出し得ることを期待し、深き興味を以て本案の進展を祝福せんとするものである。

總會に於ける討議終るや、九月十七日聯盟總會は歐洲及歐洲以外の四十五箇國代表の名に於て、全會一致を以て佛蘭西代表提案に係る歐洲聯合に關する決議を採擇した、其決議の要旨は『歐洲諸國間の協力(歐洲聯合のこと)は國際聯盟の埒内に於て行はるべしとの前記歐洲各國代表の決議を諒とし、國際聯盟事務局の援助の下に國際聯盟内に一委員會を設立することとし、佛國覺書及各國回答を第一資料として、既に開始せられたる研究を續行せしむることとし、右研究の結果は成るべく之を一定の提案の形式に作り上げることとし、其調査報告は明年の總會迄に間に合ふやう作成せしむる事とし、又歐羅巴の聯盟國は全部本委員會に参加し、歐洲以外の聯盟國並に非聯盟國も特別委員會の必要と認むる場合右の研究に参加せしむることが出来る』と云ふのである。

右の決議に基き歐洲聯合の委員會は、九月二十三日を以て其第一回會合をゼネヴァに開催した。先づ英國代表ヘンダーソン外相の提議に基き、佛蘭西外相ブリアン氏を第一次の議長となすことを満場一致を以て決定し、ブリアン氏は一場の挨拶をした後、其提議により國際聯盟事務局總長ドラモンド

氏を幹事に任命した。次で同委員會は各國一名宛の委員により組織せらるべきこと、及び必要の場合代理を任命し得べきことを定めた。又該委員會は「歐洲聯合研究委員會」と命名せらるべき旨をも決定した。尙ほ本委員會の審議の基礎たるべき書類は總會決議にもある如く、佛國政府提出の歐洲聯合に關する覺書及びこれに對する各國政府の回答であるが、聯盟事務總長はこれ等の資料を取り揃へ、其他必要なる情報を蒐集することになつた。本委員會は十一月ゼネヴァに開かるべき各國政府間の經濟協調會議の結果を見送る事として、其第二回會合を本一九三一年一月の第六十二回聯盟理事會と同時に開く事に決定した。尙ほ其際の會合に於て委員會事務局の構成に關して必要なる決議を行ひ、又非聯盟國の協力に關しても決定をなすこととした。

本年一月の研究委員會

前記の経緯を経て成立した歐洲聯合研究委員會は本年一月十六日から二十一日迄、佛國外相ブリアン氏を議長としてゼネヴァに第二回の會合を催した。同委員會に屬する歐洲二十七箇國の代表者は來り會した。内に英佛獨伊其他十六箇國の外相あり、三人の首相も見受けられた。十六日の會議に於て劈頭ブリアン氏は一場の挨拶をした。後獨逸代表(外相)クルテュース氏立つて歐洲の協力は「諸國間の平等の原則の上に立つ平和」を基礎とすべき旨を主張し、今回の會議には先づ經濟問題を議すべきを

説いた。而して今日四百三十萬の失業者を有する獨逸は經濟問題に最大の關心を有する所以を強調した。次で立つた伊國外相グランディ氏は其イタリー語を以て——聯盟でイタリー語を使ったのは初めてであると云はれる——演説を試みた。氏は歐洲聯合をして成功せしむる爲めの二大要件として(一)各國家を法律上、政治上平等に取扱ふこと(二)軍備の縮小を行ふことを擧げた。右兩氏の演説は何れも昨年七月の對佛回答に於て掲げられ又は主張せられた所である。以て獨伊兩國の歐洲聯合に對する——否兩國をして云はしむれば佛國のヘゲモニーに對する——兩國の態度を察するに足りる。諸國家の平等待遇とは平和條約による不平等待遇の打破であり、該條約の修正を意味することは前述の通りである。獨伊の外相は右に止まらず、進んで非聯盟國の參加問題を持上げた。クルテュース氏は柔かい言葉を以て、グランディ氏は強い句調を以て、非聯盟國の招請を主張した。非聯盟國と云はば主としてソヴェート・ロシアを指すことは云はすもがなである。土耳其及アイスランドも非聯盟國中に算入せられるが、それは問題ではない。露國は從來果して歐洲聯合に對して如何なる態度を執り來つたか。イスヴェスチャ紙はブリアン氏の歐洲聯合提唱を以て一種の反露的陰謀と罵り、左の如く述べて居る。佛國が露國の招請を好まぬのは故ある哉である。

汎歐洲建設の思想は反露聯合計畫の一變種に過ぎないといふことは、吾人の既に一再ならず指摘した所である。

ブリアン氏の覺書を始め、フランスの言論界に於て、歐洲聯合からロシアを除外してゐるのは怪しむに足りない。フランスの原案通りの『汎歐洲』の没落は、列國の對露敵意及對露積極的行動を過大視したことを意味する。けれども佛外交が對露政治的包圍を斷念せず、また汎歐洲の假定を此目的に利用することを未だ斷念しないであらうことは無論である。此意味に於て『汎歐洲』は、對露單一戦線の一要素として依然として存在を續けるであらうといふことを忘れてはならぬ。

露國の態度右の如きを知りつゝ、何が故に獨伊は何れも共に露國を歐洲聯合の仲間に取り入れんとするのであらうか。云ふ迄もなく佛國及其與國一派と對立する關係に於て、自分の味方を——有力なる味方を——得んとするものであらう。此間に立つて英國代表は本問題につき如何なる態度を示したであらうか。ヘンダソン外相は右の非聯盟國招請問題につき佛國一派と獨伊一派との間に仲介の役を買つて出た。氏は經濟問題の如きについて歐洲一般の利害に關する限り非聯盟國——露國の如き——の意見を徵し其協力を求むるは必ずしも不可なしとなし、兎に角小委員會を設けて本問題を考量せしむべきことを提議した。此提議は成立した。小委員會に於て案を練つた上左の決議によつて露國其他を招請することとなつた。決議に曰ふ

歐洲聯合研究委員會は一九三〇年九月十七日の國際聯盟總會の決議に鑑み、歐洲全體に關する限りに於て、世界の經濟的危機を研究し、右研究につき參加するよう事務總長を通じてアイスランド、トルコ及ソヴェート聯邦を招

請することを決議す。

ノルウェー代表其他にして右の如き招請は時機尙早なりとの意見を有するものもあつたが、何れにせよ右の決議は世界否歐洲の經濟的危機の研究についてのみ露國を招請するのであつて、必ずしも歐洲聯合又は其研究委員會其者に一員としての地位を露國に提供したのではない。従てブリアン氏(佛)も之に賛成した次第である。否右の決議は曖昧であつて、一方から見ればブリアン氏の顔を立てたやうでもあるが、他方から云はば獨伊の勝利であるとも云へる。經濟問題への露國の參加はやがて政治問題への參加ともなる可能性を多分に有するからであると見る人もある。

それはさて置き右研究委員會は豫定の如く昨年十一月の經濟協調會議の模様を聴取しなければならぬ。同會議は所謂『經濟的協同動作の爲めの會議』の第二回である(前掲第七章参照)。其議長であつたコライン氏は右研究委員會に出席して、一九二七年聯盟主宰の國際經濟會議開催以來の成績、否其不成績を論じ、殊に昨年十一月の會議の成果が甚だ思はしからぬ次第を指摘し、各國關稅引下の急務なるを説き、多數國間の交渉望薄なる此際、二國間の交渉を急がんことを列席の各國代表殊に各國外相に熱望した。これを歐洲聯合の前提要件として必要視する旨を力説した。

又右研究委員會は聯盟の財政委員會議長スウィッチ氏より中東歐諸國の農業者にクレヂットを與

ふる問題についての説明を聴取した。同氏は右の問題について昨年のワルシャワ農業會議に基く東歐諸國研究の結果等に言及し、東歐諸國の農業者が西歐よりの資本の流入に浴するを得ざるは單純なる技術上の問題と云ふよりも、寧ろ政治上の理由によることを指摘し、歐洲目下の政治的不安が累を爲して居ることを述べた。尙ほスウィッチ氏は前記財政委員會が必要なる銀行の組織、クレジットの種類及之に要する保證制度等につき特別小委員會を設けて考慮中であるから、多分五月中には何とか結論を見出すであらうことを披露した。

要するに今回の研究委員會は歐洲の經濟問題が主題とせられたのであるから、左記の諸決議を見るに至つた。

一、第一は歐洲に現在存する過剩穀物の賣捌方法について歐洲の利害關係諸國（中歐及東歐の生産國と他の消費國）の代表者を集めて速かに會議を開き、右の方法を見出す爲め協力すること、而して右會議は歐洲聯合研究委員會議長（ブリアン）氏の召集により開かるべく、又其得たる結論も急を要する次第であるから、何等改めて研究委員會の議に付することなく、實施せらるべきことを定めたものである。

二、第二の決議は主として將來の過剩收穫の輸出に關するものである。此問題に付ては本年三月羅馬に開かるべき小麥會議は諸國の代表者を集めて討議せらるべきを信ずるも、差當り歐洲の關係國——十一箇國——丈で、成るべく速かに右の問題につき討議するの必要を認め、之も歐洲聯合研究委員會議長の召集により開かるべきであるが、其結論は後日研究委員會の議に懸けらるべきものであるとした。

三、次は農業者に與ふるクレジット問題であるが、此問題は前記スウィッチ氏の演説にもある如く、從來聯盟の財政委員會で既に相當研究の歩を進めて居る次第であるから、今回の研究委員會は此問題につき十一國の代表者より成る一委員會を設けて、別に聯盟の財政委員と聯絡を取り、之を督勵して以て財政上、法律上の見地より成案を具して本年五月の聯盟理事會に之を提出し、理事會をして速かに機宜の處置を執らしむるに便することとした。

四、次は昨年三月聯盟主宰の關稅休日會議——即ち「經濟的協同動作の爲めの豫備會議」——の結論たる「通商協約」及「將來の商議のプログラム」に關するものであつて（上掲第七章參照）、前記通商協約の實施を諸國に勸奨し、又客年十一月の經濟協調會議（前掲）に基く「二國間の商議」に努力すべきを諸國に勸奨するものである。

五、次は歐洲に於ける失業者の増大に鑑み、聯盟事務總長に對し本委員會五月の會合に於て昨年の

聯盟總會決議(第十六)に依る聯盟の諸機關(經濟及國際勞動事務局)の調査の結果を出來た丈け取り敢へず提出せんことを求むるものである。

尙ほ右研究委員會は丁抹政府の提案に基き、討議の結果(一)歐洲聯合の組織に關する問題(二)政治問題(三)經濟問題の三者を研究する爲め三箇の小委員會を任命した。政治問題、經濟問題の研究については聯盟と歩調を合はすことは勿論である。

終りに今回の研究委員會に於ては閉會に先ち、英獨佛伊の大國連中の共同提案として、出席せし歐洲諸國の平和的意思を表明する爲めの一決議を採擇した。決議文は多くの文字が並べてあるが其要旨は『歐洲現下の政治上の不安と經濟上の不安定とは互に因を成し、果を成すものであるから、經濟上の回復を計る爲め政治上の不安を除去するのが急務である。因て我々列國の外務大臣其他責任ある代表者は國際聯盟の機關に依頼して暴力の使用を防止する爲め斷乎たる決意を有する』と云ふのである。しかし此一片の決議により歐洲に漂ふ國際政局の不安が直ちに雲散霧消するやは大々の疑問であるに云はねばならぬ。

露國の招請と其回答

前述の如く露・土及アイスランドを次回の會合に招請する決議が行はれたから、之に基き聯盟事務總

長ドラモンド氏は右三國に對し正式に招請狀を發した。土耳其及アイスランドは別段のことなく參加承諾の旨を回答して來た。然し問題は露國である。露國內でも之につき議論があつたやうである。が遂に二月六日付書柬を以て珍無類の參加受諾回答を寄せて來た。其回答に於ては先づ招請狀には尠からず不審の點があると、嫌味を並べて居る。歐洲諸國の經濟的・政治的不安と各國の軍備擴張との因果關係を論じ、列國の矛盾を指摘して居る。歐洲に於ける國家團の對立を冷笑して居る。殊に地理的に云はゞ當然歐洲聯合に屬すべき筈の露國を除外せんとするの不都合を難詰して居る。列國は何が故に露國の歐洲聯合參加に對し之を許したり拒んだりする權利を有するやと詰り、露國は參加せんとせば當然參加するの權利あるものであることを豪語して居る。歐洲の小國が地理的に歐洲の四割五分を占むる露國を歐洲仲間に入れるか否かを決するが如きは不都合至極であると論じて居る。前記の歐洲聯合研究委員會の決議——露・土を招請することに關するもの——には『世界の經濟的危機を研究する爲め、否此研究に参加せしむる爲め』露國其他を招請するとなつて居るが、右委員會は經濟問題のみを議するや、將た他の諸問題をも議するや、其場合——經濟問題以外の問題を議する際にも——露國は其議に與かるべく參加するのであるか、此點明かではないが、若し右の場合露國代表が列席するとなれば其面前で列國代表が審議するのに困るやうなこともあらうし、若し又右の場合露國代表が除

外せられるならば、それこそ不都合な話であつて、露國は自國に最緊切なる關係を有する問題の審議せられるに拘はらず其代表は其議に参加し得ないやうな、さう云ふ不都合な委員會に顔を出すこと云ふことになる、否顔を出し乍ら其議には與り得ないと云ふことになる。これをしも不都合と云はずして何ぞやとの語氣を示して居る。しかしソヴェート政府は以上の諸點につき疑問を有するに拘はらず、兎も角次回の委員會——本年五月に開かるべきもの——に参加するの決意を有すると答へて居る。要するに右ソヴェート政府の参加承諾公文は全くソヴェート流であつて、讀み去り讀み來れば皮肉と嫌味の交響樂を聞いて居る様である。又列國の態度に對する彈劾文を讀みつつあるやうにも感ぜられる思ふに露國代表は次回の會合、即ち本年五月聯盟理事會を機としてゼネヴァに開かるべき會合に出席して、例の調子で——軍縮準備委員會に於て示せる態度を其儘に——混ぜつ返しや暴露戰術を試みる事であらうと想像せられる。歐洲の經濟的危機、殊に農作物に關する危機を救ふと云ふ事が研究委員會の事業の重なるものとせられるが、それには先づ第一にソヴェート・ロシアの五箇年計畫の破壊、否ソヴェートのダンピングに對する對策が考慮せられねばならぬ。此等對策を議する爲めソヴェート代表の出席を求むるは、少くも所謂佛國一派の期望する『陸まじき雰圍氣の中に』討議することを不可能ならしむるものである。場合によつては歐洲聯合の『破壊』に迄も導かぬとも限らぬ。五月の會議に於

ける露國代表の態度こそは見物である。

因みに前記一月の研究委員會決議(農産物に關するもの)中第一及第二に關しては——即ち現在及將來の過剩穀物の處分方法を協議する爲めの會議は——佛國外相ブリアン氏(歐洲聯合研究委員會議長として)の召集によつて、兩會議殆んど同時に——それぞれ本年二月二十三日及二十六日を期して——巴里に開かれた。それには無論露國は召集を受けなかつた。しかし將來の過剩穀類處分方法については今回の討議の結果更に五月の研究委員會に上程せられるのであるから、露國も之を批評するの機會を有するであらう。兎に角露國が右の如く参加承諾の意思を表示した後に於ても、露國の新聞紙は依然として歐洲聯合に對して攻撃的筆鋒を弄し、露國が招請を受諾したるは右委員會に於て指導的地位に在る各國代表の反露的計畫を完全に覆したものであると述べて居るのを見受ける。殊にプラヴダ紙は手ひどく佛國のブリアン外相をこきおろして曰く

ブリアン外相は同委員會に於て露國に對する會議参加の招請を遅らせるよう躍起運動を試みたが、結局妥協して制限的招請狀を發する決議に服するの餘儀なきに至つた。彼の魂膽は此制限的招請狀に對して露國聯邦が憤慨し右の招請を受諾しないだらうと云ふにあつた。即ちブリアン氏は内心招請拒絶を希望し、之によつて氏の汎歐洲『統一の努力』が失敗することの避くべからざる理由につき旨い口實を見つけようとしたのである。然るにブリアン氏の策略は見事に外れてしまった。かくしてゼネヴァに集る汎歐洲主義者は一大國家群の目前でどんな方法で

且誰の爲めに彼等が經濟的危機の打開策を講じてゐるのかを暴露せねばならぬ羽目に陥つたのだ。(聯合)

歐洲聯合組織委員會

本年一月ゼネヴァに於て歐洲聯合研究委員會が開かれたとき、更に三つの小委員會を設けて、それぞれの事項につき調査せしむることとなつたことは前に述べた所である。其中の一つが歐洲聯合の組織に關する調査を行ふ任務を與へられたものであることも既に述べた所である。歐洲聯合組織と云ふも、詳しく云はゞ前記歐洲聯合研究委員會の組織についての案を起草し、併せて本年五月に開かるべき右研究委員會の議題を論議するものであつた。そこで今回の組織委員會は三月二十四日佛國外務省時計の間に開かれた。出席者は英國外相ヘンダーソン氏、佛國外相ブリアン氏、波蘭外相ザレスキ氏、瑞西外相モツタ氏、丁抹外相ミュンヒ氏其他で合計十二箇國代表が顔を見せた。獨逸外相クルテユース氏が出席しなかつたのは獨逸經濟協定發表直後のことでもあり、異様に感ぜられた。又佛伊海軍協定の直後で之に關する未決問題もあるに拘はらず、伊國外相グランデー氏が此機會に巴里に來なかつたことは——假令殆んど同時に、即ち三月二十六日羅馬に農業國際會議が開かれることになつて居つたとは云へ——或る方面には物足らぬやうに感ぜられたに相違ない。殊に獨伊關係を考ふるときは尙更である。尤も今回の會議は其任務、其議題右の如くであるからして、獨逸關稅協定の如きは

固より正式の議題とはならず、此問題は關係國代表(殊に英佛代表)の間に非公式談話の題目となつたに過ぎなかつた。さて例の如く英國代表ヘンダーソン氏の提議に基いて議長となつたブリアン氏は一場の挨拶をした。ブリアン氏は歐洲聯合の機關組織に就ては理論よりも寧ろ實際に重きを置くべきを注意した。當初から餘り多くを期待するの誤りなることを指摘した。時勢と共に進化し行くべき融通性を備へしむべきを希望した。名稱として『研究委員會』と云ふのであるから一時的の組織であることに注意した。否繼續期間の豫見し得ざるものであるから、規程であまり嚴重に拘束するのはよくあるまいと述べた。而して當該委員會が國際聯盟の下にあり、之に従屬するものであることを忘れてはならぬと説いた。

尙ほヘンダーソン氏の提議に基いて五月の研究委員會の議題として左記事項を上程すべき旨決定された。

- 一、二月二十三日及二十五日の會合に於て討議せられた事項の審議(前記過剩農産物の處分に關するもの)
- 二、農業クレヂットに關する事項の審議
- 三、聯盟の經濟及財政委員會が國際勞働事務局と協同して調査したる失業問題調査の豫備的報告の

審議

尙ほアルベール・トーマ氏は國際勞働事務局が歐洲に於ける失業者狀態の社會的方面に關する委員會の報告を前記委員會に提出すべきことを披露し、又聯盟事務總長も世界の經濟恐慌に關する中間報告を經濟及財政委員會から前記委員會に提出するであらうことを述べた。

翌二十五日右組織委員會は報告者モッタ氏（瑞西代表）より報告を聴取し、議題に關する提案を採擇し、次回の歐洲聯合の會議（研究委員會）は五月十五日ゼネヴァに開く事——即ち五月の聯盟理事會の開會に先だつ三日である——を決定した。今回の討議の結果たる重なる結論は歐洲聯合委員會（所謂研究委員會）は聯盟の下にあり之に従屬するものなるべきこと、其事務は聯盟事務局によつて取扱はるべきこと、及右委員會は時々聯盟の總會及理事會に報告を行ふべきこと等であつた。ブリアン氏が昨年五月の覺書に於て考へたやうな特設機關の設立は全然斷念された。次に重要な點は歐洲聯合は主として經濟問題を討議することを其任務とすることである。尤も討議の際二箇の反對せる流れがあつて一は歐洲聯合の行動範圍を主として經濟的協力に限らんとするものであり、他は政治上の協力を強調したものであつた。出來上つた組織規程を見れば融通のきくものであつて、政治問題も後日議題に上り得る餘地は充分にあるが、英國代表ヘンダーソン氏は經濟上の協力問題より始めるの得策なる

ことを力説した。殊に歐洲目下の經濟上の困難を克服する方法につき、及此問題に關する關係國間の共助につき討議に入るべきを勸説した。佛國代表ブリアン氏は經濟問題を主とすることに反對はしないが、他の問題（政治問題）を除外する如き窮屈なる組織規定を設くるには強く反對した。要するにブリアン氏は本問題につき非常に大事を取るやうになつた。殊に前述の如く窮屈な規則を設くるを戒めた。從て委員會は毎年各國輪番に交代すべき議長を有するの外、幹事としては聯盟の事務總長に之を依囑することとした。聯盟に屬せざる歐洲諸國——就中露・土の兩國——の取扱については今回も議論があつた。英國代表は最近の研究委員會に於て既に歐洲全般に亘る經濟的危機の問題については露國其他をも招請するに決したことを指摘した。獨伊の代表者は前回の會合に於けると同様、露國其他を全然對等の立場に於て取扱ふべき旨を主張した。議論はあつたが、結局前回の會合に於ける決議——即ち歐洲の全般に亘る經濟的危機の研究には聯盟國以外の歐洲諸國も參加せしめること——に依ることとなつた。

しかし之を要するに歐洲聯合が——否、研究委員會が——國際聯盟の一延長に過ぎないことは今回の組織委員會で愈々明白にせられたと云ふべきであらう。

第五編 歐洲を中心として

第一章 露國の對外關係

所謂『五箇年計畫』

目下露國が遂行しつつある所謂『五箇年計畫』は國內に於ける問題——所謂『社會主義的建設』——なるのみならず、對外的に、否國際的に大なる波瀾を捲き起しつつある。露國の意思然ると否とに拘はらず、世界は之を以て露國が他國——ソヴェートの所謂資本主義國——に對する挑戦である。他國の經濟的・社會的・政治的生活を攪亂し、他國に階級闘争及び革命を醸成し、ソヴェートをして獨り露國の獨裁者たらしむるのみならず、世界の獨裁者たらしめんとする手段に外ならぬと觀測する。否ソヴェートの意思實に茲に存するものであると觀測する（例へば本年三月七日ロンドン・タイムズ社説）。而して露國最近の遣り口は右の觀測を基礎付ける如くに見える。果して然らば所謂『五箇年計畫』とは何であるか。要は五箇年内に——一九二八年十月一日より一九三三年九月三十日迄に——否此期間は最近更に四箇年に短縮せられたが——國內の資本を大動員して、産業殊に農業の社會化を

行はんとするものである。工業化は勿論、農業をも所謂『共營』の基礎の上に築き上げんとするものである。國內に残存せる資本主義的分子の掃蕩である。否國內に於ける富農フウノウを虐めるのみならず、更に進んでは所謂『投資』タシビンによつて世界の農家をも苦めんとするものである。國內に於て所謂『強制労働』フオースド・ド・レバールによつて労働者を悩ますのみならず、國外に於ても外國労働者の労働條件を低下せしめ、乃至之を失業状態に陥らしめ、之を威嚇するものであると評せられる所のものである。國內に於ける社會主義的建設によつて世界の社會主義化を誘はんとするものであると云はれる所のものである。一方には露國當局者も『五箇年計畫』の對外的重要性を隠蔽するどころか、却て之を誇稱して居る。否之に對抗する反ソヴェート運動の不當を絶叫して居る。

露國新外務委員長のインタビュー

久しく病氣の爲め獨逸其他に轉地療養を續けて居つた露國外務人民委員長(外相格)チチェリン氏に代つて、昨年七月右委員長の職に就いたリトヴィノフ氏は同月二十六日外務省の茶話會に外國新聞通信員團を招き、露國の對外政策を述べた。其中に露國の經濟建設及び反ソヴェート運動につき左の如く説いて居る。

我々は着々進展しつゝある經濟建設を實行する上に於いて、決して事業を隠蔽するが如きことをするものではない。

い。そのみか他の諸國との經濟關係の更に擴張せんことを期待するものである。此經濟建設は其の進展に伴ひ常に外國の労働技術、生産品、更に生産原料の需要をも増大せしむるのである。此點に於ても亦我々は我國との經濟關係破壊運動を行ひつゝある資本主義國家の集團の反對的傾向に逢着するものである。然し乍ら我々は此反ソヴェート運動は、結局完全に失敗するものと確信する。

而して其反ソヴェート運動の首謀者として目せられて居るのは佛國であること後に述ぶる通りである。リトヴィノフ氏は右のインタビューに於てヴェルサイユ條約其他各平和條約に對する態度を明らかにして、左の如く述べて居る。氏の此態度はソヴェート政府が佛國や波蘭と背離し、獨逸や伊太利と接近せんとする理由を物語るものでなくて何であらう。

非常な重荷を負はされて労働者を壓迫する國々に對し、我等が自然の同情を有する爲めと、今一つは帝國主義的平和條約に表現された結果、並に不正を永久に繼續せんことを願つて居る國々が、我露國に對して極めて侵略的にして且つ敵對的政策を持續するが爲めに、或る種の共通的利害關係が露國と此等戰爭の結果に悩む國々との間に生じて來た。

尙ほ同氏はソヴェートの常套手段たる『自分達の平和政策、他國の戰爭政策』を強調することを忘るゝものではない。そして左の如く述べて居る。

我々は進んで戰爭の可能性を除去し、世界平和を確保する提案を支持するものである。然れども若し我々にして偽善の假面の影に隠れて平和に何等益する所なく且つ國民の眞の利益に何等貢獻する所なき美辭麗句を並べる似

而非平和主義者の言に接せんか、我々は假借する所なく之が暴露の任に當るであらう。如何なる程度にせよ甲國が乙國を壓迫し、或は新なる戦争の準備を爲すが如き國際的行動とは我々は絶対に關係なく、且つ之に敵對するものである。我々は最近侵略的な盲目的愛國運動が次第に強化し、少からず平和を危殆ならしめつゝある隣接諸國の政策を、特に刮目して注視せんとするものである。我々は従前同様我國外交の最も重要な事は我々が繰返へし主張する平和の提案及びモスコウ議定書に則り、此等の諸國と友交的隣接的關係を進展強化せしむるにあると信ずる。

モロトフ氏の演説

本年一月ソヴェート聯邦中央執行委員會第三次會議の席上、新任の人民委員會議長(總理格)モロトフ氏は國民經濟計畫に關する報告演説をした。其所謂社會主義的建設より世界の危機に論及しては左の如く云うた。

露國聯邦は一方に於て資本主義國家の激化された階級闘争及び増大されたる怨恨の状態の下に於て、又他方に於て國際關係の増大する不安状態の下に於て社會主義を建設しつつある、而も世界の危機は今尚ほ増大しつつある。此危機は明かに一九三一年に於て頂點に達するであらう。我々の前には資本主義國家間の政治的不安状態が展開されつつあること甚だ明白である。例へば昨年十一月ゼネヴァで開かれた國際經濟會議は失敗に終つた。同會議は協定に到達するを得なかつたと云ふ滿場一致の決議を通過せざるを得なかつたのである。我々は露國聯邦の進展經過と資本主義國家の夫れとが全然正反對になつて居ると斷言して憚らぬものである。

而して例の五箇年計畫については『我等の基礎的課題は云ふ迄もなく五箇年計畫を四箇年に完成することである。之を實現する爲めには我等は國內に於て一切の前提條件を持つものであるが、然しそれと共に我等は、平和を破り、我等の五箇年計畫四箇年完成を妨げ、新世界戦争を惹起せんとする者等の目的實現を阻止する爲めに萬全を期さねばならぬ』と論じ、『平和確立』の名に於て社會主義的建設及露國國防の充實を強調して曰ふ『我等は社會主義建設上の成功及びソヴェート聯邦國防の充實を、平和確立の爲めソヴェート聯邦其他諸國の平和的發展の諸條件確立の爲めの今後に於ける闘争と不可分の關係に置くものである。我等は社會主義建設事業が進捗すればする程、全世界の平和も眞に確立するであらうことを固く信ずるものである。』又モロトフ氏は一方に於て列國が軍備の充實に努めつゝあるを説いて曰ふ

ソヴェート政府は平和的國際關係の確立を以て念となし、軍縮準備委員會に於けるソヴェート聯邦代表は平和確立に關してソヴェート聯邦の立場を充分に示した。しかし周知の如く該委員會は何等の効果を齎らさなかつた。該會議に於て列強が單に軍縮を望まぬ許りか、會議と並行して百万軍備の充實に努めて居た事を示した。之は平和の眞の支持者たるソヴェート聯邦に於て、一層の警戒を必要とするものである。

尙ほモロトフ氏は露國の對外關係を論ずるに當り、露國と順調なる關係にある國と反ソヴェート運動を展開して居る國との二種に分つて、日本初め英・獨・伊・土の如きは前者に屬し、佛・波・白・

羅の諸國は後者に屬するものとして居る。前者については曰ふ

ソヴェート聯邦と獨逸・土耳其・伊太利・英國・日本・ベルシャ・アフガニスタン・オーストリア・ギリシャ・及びスカンヂナヴィヤ・バルチック諸邦との關係は一般に順調なる發展を示して居る。

而して反ソヴェート運動に論及して左の如く云うて居る。

我等は又幾多の國に於て虚偽の口實の下に反ソヴェート運動を展開せしめんとする試圖の絶えず行はれ居る事實を閉却してはならぬ。昨年對ソヴェート聯邦『十字軍遠征』問題と『クテーボフ事件』に纏はる騒ぎ、近くは『ソヴェート聯邦ダンピング』問題より『強制労働』に就ての中傷等その顯著なる現れである。此等は勿論根據なき譏誣であつて、國際間の平和關係を破らんとする反ソヴェート聯邦行動の準備手段に外ならぬ。國外に於ける反ソヴェート聯邦運動の組織は、我等の平和なる社會主義建設を失敗に歸せしめんとする攻撃への準備である。事實は既に、反ソヴェート聯邦運動を率ふる者が同時に最も積極的に對ソヴェート聯邦軍事干涉の準備に従ひ居るものなる事を充分に示した。

モロトフ氏の所謂反ソヴェート運動の首謀者は佛國である。佛國との關係については左の如く云うて居る。

我等の對佛關係に就ては特に一言せねばならぬ。ソ・佛通商關係の發達を阻害すべく、又兩國間に敵對關係を醸成すべく、餘りにも多くの事が佛國側によつて爲されたことは、茲に事新らしく指摘するまでもあるまい。十月三日發布の法令でも這般の消息を充分に物語る。佛國政府の斯かる態度が兩國間に通商其他に於てノルマルなる關

係を樹立し得ぬものなることは明かである。ソヴェート政府は此間の事情を考慮し、平和の確立を阻止する障礙を除去すべく必要手段を講じつつある。

且佛國及び波蘭については『世界的經濟恐慌に拘らず佛國及び波蘭の如き諸國の軍事工業が益々榮えつゝある事實』を指摘して居る。

他方に於て佛國は佛國で、モロトフ氏の演説を以て事實を誣ふるの甚しきものとし、露國こそ戰備を修め、隣國——殊に波蘭——に對する侵略を用意し、此侵略たるや全歐に對する脅威を成すものであると絶叫して居る。本年三月十二日ル・タンの論調の如き其一例である。

露 英 關 係

日露の關係については本書第一編に、露支の關係については第二編に於て既に詳述した通りである。茲には繰返さない。が、露國と英佛其他の諸國との關係については茲に一瞥を新にするの必要が認められる。前記モロトフ氏の演説のみに満足するを得ない。第一には英露兩國の關係である。兩國の關係はソヴェート政府成立後に於ても幾變遷を経たこと既に讀者の知らるゝ所である。マクドナルド第一次内閣がソヴェート政府を承認するかと思へば（一九二四年）、次に現はれた保守黨内閣は右の承認を取消して對露斷交の舉に出でた（一九二七年）。否マクドナルド第一次内閣は對露關係の爲め

に——所謂ジノヴィエフ書東摘發事件によつて——倒れたのである。然るに前記保守黨内閣の對露斷交三箇年間に於て英露の通商貿易は甚しき減退を見るに至つた。一昨年之英國に於ける總選舉の結果労働黨内閣——マクドナルド第二次内閣——の再現を見るに至つたのは英國民の右の點に對する反省を物語るものなるやにも思惟せられる。マクドナルド氏は再度の内閣組織成るや直ちに對露復交に着手し、あまり上手際と云ふべきでもなかつたが、兎に角一昨年十月三日『英露兩國政府間懸案解決の手續に關する議定書』と稱するものが調印せられ、兩國の間外交關係の復活を見るに至つた。次で昨年四月十六日倫敦に於て英國外相ヘンダーソン氏と露國代表ソコロニコフ氏との間に英露通商暫定協定が調印せられた。此等の事實は既に大要本著前卷に述べた所であるが、今左に右通商暫定協定の要旨を掲ぐることにする(滿鐵調査課發行ソヴェト聯邦事情による。其英文テキストにつきソヴェト・ユニオン・イアブック一九三〇年分参照)。

第一條 兩締約國は相手國に於て何れかの第三國の臣民又は法人に提供せられ又は提供せらるゝ凡ての特典、權利及び特權を互に提供し、最惠國としての待遇は輸出入の禁止又は制限に、關稅に、運送に、貨物の保管に、關稅及び消費稅の拂戻に、其他貿易に關する一切に適用せられる。ソヴェト聯邦は英國に最惠國の待遇を提供すると共に、其貿易政策に準據して、ソヴェト聯邦が一九一四年に露國の領土に在りし諸國並に隣接亞細亞諸國に提供し又は提供せらるゝ特權を對英最惠國關係に於て除外する。加之ソヴェト聯邦はソヴェト聯邦

邦と關稅同盟を結ぶ第三國に提供せられ又は提供せらるゝ特典を對英關係に於て除外すると同時に、國境住民の純地方的貿易の關係に於て接壤諸國に提供せられ又は提供せらるゝ特權をも除外する。

第二條 英國政府はソヴェト聯邦の對外貿易の國營なるに鑑み、ソヴェト聯邦が英國に於て其大使館の一部として通商代表機關を設置するの權利を認容し、同機關の長及び同代理人二名は外交官としての治外法權の待遇を受け、治外法權は商業の目的のみに使用せらるゝ同機關の家屋にも適用せられる。ソヴェト政府はソヴェト聯邦の法律に準ひ英國に於て通商代表又は其代理人に依り締結せられたる全ての契約に對して責任を負ふも、ソヴェト聯邦の法律に依り自己の行爲に對し自から全責任を負ふ所の國家經濟機關の行爲に對して何等の責任を負はない。通商代表に依り締結せられたる取引契約に關し發生せる諸問題は英國裁判に依り解決せられる。

第三條 は通商航路に關するものである。本條は最惠國關係を原則として作成せられ、沿岸航路には適用されない。尙ほ本條は航路に關し通常通商條約に使用せられると同様の凡ての除外例を定めて居る。

第四條 本協約は、英國自治領に對しては覺書の交換に依つて之を適用する事を得且つ相互協調に依つて之を變更するを得る。

第五條 モスコウ駐在英國大使又は其不在中には英國政府代表がソヴェト政府に覺書を提出せる場合に於て、本協約は之を英領植民地及び保護領に適用するを得る。此場合ソヴェト聯邦は取引契約を目的として其代表を英領植民地及び保護領に派遣するの權利を有するも、此等の代表は植民地又は保護領に於ける各國人に適用せる法律に服従し、外交官又は領事官としての何等の特權を有しない。

第六條 英國自治領、植民地及び保護領に於てソヴェート聯邦が第三國と同等の條件に於て通商を許可せられたる場合、ソヴェート聯邦は相手側に對しても亦同等の權利を提供する。

第七條 本協約は調印の日より效力を發生し、正式英露通商條約の締結せらるゝ迄其效力を有する。但し締約國は何れも隨時本協約の廢棄を相手國に通告するの權利を有するも、其通告後六箇月間本協約は其效力を有する。

英露漁業暫定協約

前記暫定通商協約締結後引續き英露兩國は専門委員會を開き六週間に亘る商議の後、昨年五月二十二日倫敦に於て英外相ヘンダーソン及び露國外交代表ソコロニコフ兩氏は英露漁業暫定協約に調印するに至つた。抑も露西亞の北洋漁業に就ては過去十年の歴史を有する英露兩國の係争問題があつて、既に一九二一年露國は北洋に於ける最大干潮時線より十二海哩以内を領海と認め其水域に於ける漁獵に關する露國の特權を宣言したのであるが、英國は之に對し、國際法上領海は三海哩なる旨を主張し、前記露國の宣言に對し抗議をなした。然るに露國は此抗議に對し、領海の廣さに關して世界各國に通用する一般的规定なるもの存在せざること、且領海の觀念は變化しつゝあることを指摘し、英國亦固く自説を執つて動かさず、兩國の紛争繼續中英國漁船にして露國官憲によつて三海哩以外に於て拿捕せられたものもあつて、英國政府は之に抗議もして見たが固より満足なる回答を得べくもなかつた。依て英國も軍艦を出動せしめて自國の漁船を保護したこともあつた。が、今回の漁業條約は假令暫

定的とは云へ英國漁船の權利に關する基本的規約を包含するものである。本協約は三箇條より成り、第一條に於ては、英國漁船に與へられたる權利の實質並に本協約の效力を及ぼす區域を規定し、英國漁船は露國の北海岸に於ける最大干潮時線を距る三海哩乃至十二海哩の海上に於ける漁業權を有する旨を述べて居る。「該條約の英文テキストは載せて國際知識第十卷第八號號(昭五、八、一)に在る」

本協約に於て云ふ三海哩を算定するに際し、港灣に關しては「三海哩の距離は灣口に最も近く幅員十海哩を超えざる部分に於て灣を横斷せる直線より算定する」事を特に定めて居る。

白海に於ける英國漁業權行使の問題は露國の國防上頗る重大なるが故に本協約に於て特に明示する所がある。由來露國は白海を以て内海と見做し、普通スヴァトイ・ノース岬とカニン岬とを結ぶ線(北緯六八度四〇分)を以て白海の限界線と認めて居る。一九二四年調印英露通商條約に於ては白海の限界線は之より南に位し北緯六七度四〇分と定められたが、本協約に據る英國の白海漁業區域の南限界線は、露國側が一九二四年の條約に依る白海の限界が露國に取り不利なる旨を力説したる結果、北緯六八度一〇分と定められた。更に露國は本協約に於て英國漁船の露國北境海岸即ち三海哩以内に於ける碇泊權を認めて居るが、北緯六八度一〇分以南の白海を含む凡ての内海又は其他一般外國船舶の寄航

禁止區域に適用せざる旨を附記して居る。

第二條に於ては、本協約が「國際法に依る領海の限界に關して兩國政府の有する見解を拘束するものに非ざる」旨を記して居る。即ち本條に依り、英國は自ら領海三海哩説を持する場合、十二海哩以内に於ける漁撈に關し何等特に協定するの必要なきに拘らず猶本協約に調印したるは、敢てこれに依つて露國の主張する十二海哩説を承認したるに非ざることを闡明せんとし、一方露國は本協約に依り十二海哩以内の近海に於ける漁業權を英國に許與せるも、これが十二海哩領海説に關する根本的見解の拋棄を意味するものにあらざる旨を特記せんとするものである。

本協約は暫定的性質を有する爲め、極めて簡略化せられたるものにして、特に批准を経ずして效力を發生し、事前六箇月に相手國に通告する事に依り任意に廢棄し得る旨の條項を具へて居る。(前記ソヴェート聯邦事情による)

其内容自體が限られたる北洋の漁業を対象とする本協約は英露二國以外他の一般歐洲列強に取り重大なる政策的利害を生ぜず、且つ前記四月十六日英露暫定通商協約調印の後を承けて當然豫想せられたる第二段の英露交渉なるが故に、本協約調印に依る英露接近に對する新聞紙上の反響は比較的に薄かつた。しかし一方に於て日露兩國が先年來漁業問題につき領海の争を續けて來て今猶ほ未解決であ

ることを考ふるとき、英露間右の如き協約の成立は暫定的であると、ないとに拘はらず、注目すべき事實たるを失はぬ。顧みるに前記一昨年十月三日の英露議定書は英露間に於て商議すべき問題として(一)一九二四年の條約に關する兩國政府の態度の決定、(二)通商問題、(三)露國の國債問題及び英國の對露出兵に關する露國の反對要求、(四)漁業問題、(五)既往條約の始末の五項を擧げて居るが、既に通商問題の暫定的解決を遂げ、今回第二の問題として漁業問題の解決を見たのである。

更に昨年十月、折柄歐大陸に於ては佛國を中心に反ソヴェート經濟ボイコットの聲高き時、英露兩國は前記の舊國債及び相互要求(所謂要求及び反對要求)に關する委員會を倫敦に開催し、ソヴェート代表の提出せる要求條項及び説明を中心に應答を重ね、兩者の要求を比較して小委員會の仕事の範圍を決定するの段取りとなつた筈である。

しかし露國側では所謂クレヂット問題についての腹案を有する。英國が新たに金を貸して呉れなければ舊債務は拂はない。否舊債務問題の最終的決定は英國政府がソヴェート政府の發行する公債を保證する旨の言質を條件とするものである。如何に勞働黨内閣と雖も金の問題である。英國資本家の同意なくして右の擧を斷行することは出来ない。而して英國の資本家が右の如き暴擧には遽に賛し難きことも明かである。従て右の要求^{クレヂット}及反對要求^{クレヂット}問題がクレヂット問題と共に行惱みつゝあることは勿

論である。が、兎に角ソヴェート政府としては歐洲に於て反ソヴェート傾向の濃厚なる秋、右の如く或は通商、或は漁業について英國と妥協握手したことは外交上の一大成功であると云はねばならぬ。これソヴェート機關紙の誇稱する通りである。ポリシエヴィキの所謂『西歐資本主義諸國間の矛盾』であるかも知れぬ。反ソヴェート單一戦線を實現することの困難を如實に物語るものであるかも知れぬ。固より英國の現内閣がソヴェートに親みを持つて居るから右の如きソヴェートの成功を齎らしたものである事は言ふ迄もない。英國内にては右の對露復交交渉を快しとせざる保守黨一派が、或は議會に於て或は議會外に於て、現内閣の對露方針を難詰したことは屢々である。現に最近にも三月六日アルバート・ホールに於てチャーチル其他保守黨議員のソヴェート攻撃演説——暴露演説——があつた。露國人の囚人労働、強制労働等が槍玉に挙げられた。政府は此等の問題についてこれまで目をつぶつて來た。しかし一方にはカナダの如き最近露貨の或ものに對し輸入禁止を行つて事實上對露通商斷絶を實行しかけた所もあるやうであるから、英露關係の將來は必ずしも樂觀を許さぬ。兩國國情の相違のみでなく、政權一度保守黨の手に移らんか、英露關係の變化は云ふ迄もないことであらう。

露獨關係

露獨の關係も最近數年間、或は緊張或は緩和を見せて居る。獨逸は西歐と露國との間に挟まれて進退兩難の状態に陥つたことが屢々である。一方から云はゞ此兩難的地位を利用したこともある。往年のラパロ條約の如きはそれである。これによつて獨逸は己れを振り棄てた西歐諸國を振り切つて露國と握手をしたものである。西歐諸國に一寸鼻をあかした形ちであつた。西歐諸國は固より此形ちに満足するものではない。故に往年のロカルノ條約が生れた。體よく云はゞ獨逸は東歐(露)と西歐との間に引張り爪になつて居るとも云へる。此形勢は最近に於ても變りはない。露國は獨逸がヴェルサイユ條約の桎梏からの解放を目的とするに對して『同情』を表して居る。此點に對する獨逸の努力をリトヴィノフ氏は祝福して居る。しかし獨逸はソヴェート・ロシアとの間にも多大の悩みを持つて居る。政治上、社會上、通商上の複雑なる悩みである。此點に於て敢て他國と異なる所はないとも云へるが、國が接近して居るだけ、否諸般の事情によつて右の悩みは一層痛切である。ソヴェートのダンピング政策に對しても對策が講ぜられねばならぬ。それは憐寸の專賣、穀物關稅引上の斷行として現はれた。ソヴェートが往日の所謂『新經濟政策』^{ネップ}を拋棄して、急激なる全國の工業化及び農業の社會化を斷行するや——前記の所謂『五箇年計畫』——露國に於ける獨逸人の利權事業の不振否破滅と共に——痛く獨逸人の痛心を切實ならしめた。露國の前記政策は獨逸の經濟的損失したること獨逸人の速かに感知し

た所である。勿論ソヴェート側では右の獨逸の經濟的損失を否定し、却て獨逸の經濟的活動は擴大すべきを唱へて居る。「然し乍ら」と云うて、ソヴェート側では主張すらく「獨逸は先づ、獨逸の工場が煙を吐き、露國が單なる農業的附屬物に過ぎなかつた過去を忘れねばならない。ソヴェート聯邦の努力は獨逸に於けると同じく露國に於ても工場の煙突に煙を吐かせるにある。若しもラバロ以來の獨逸が、此點に付き何等かの幻想を抱いて居るとすれば、獨逸は先づソヴェート聯邦に對する斯かる幻想を打破せねばならない。」

次に獨逸内に於けるソヴェートの共產運動に對し獨逸人は固より大きな關心を有する。しかし之もソヴェート側に抗議せんか、ソヴェート側では之を以て單なる獨逸の内政問題であつて、外交問題ではない。獨逸自ら處置すべきことで、露國に對する外交的抗議の主題とすることを許さぬと主張して居る。曰く「露獨關係の論戰に於てコミンタール及び獨逸共產黨の問題を持ち込む者は兩國關係の斷絶を意圖する者である。何故ならばそれは、露國が過去に於て此方面に關する限り絶対に讓歩しなかつた事實に徴して明白である。獨逸が内政問題であり又爾か目す可き此問題を論議することはソヴェート輿論の奇異に感ずるところである。ソヴェート聯邦は有ゆる場合に於て内政と外交を一つの球に捲き込む意志を持たないのである」(客年四月二十六日獨逸ケールニッセ・ツァイトングの論文として

「ソヴェート聯邦事情」が引用するものより茲に引用して居る)。獨逸に於ては從來露獨親善の表徴とせられたラバロ條約の再検討を叫ぶ論者も出て來た。何れにせよ東歐の農業國が——後に述ぶる如く

——露國の農業的飛躍に脅威を感ずると同様に、獨逸は露國の工業的躍進により脅威せられるものと云はねばならぬ。獨逸の對露輸出は舊日の如くなることを得ない。況んや獨逸の財政状態は對獨貿易のつき物なる長期クレジットの設定に便ならざるものがある。最近——本年三月——獨逸實業團は露國の最高經濟會議の案内によつて約二週日に亘り露國を視察し、例の「五箇年計畫」の實施狀況を見て、大に得る所あつたと稱せられる。兎に角到る處で歓迎せられたに相違ない。歸國の土産として獨逸へ約三億マルクの注文を持つて歸つたと傳へられる。獨逸の機械、電氣裝置其他の生産品に對する注文のやうである。右の注文は臨時の大注文であつて、例年の注文の外と云ふことである。故に例年の注文高と合算すれば本年中約五億マルクの輸出が獨逸から露國へ向け行はれると、獨逸の樂觀者は豫測して居るさうである。しかし前記の大注文には條件が附着してある。クレジットの設定がそれである。注文の大部分——全部ではないにしても——を後日拂にしたいと云ふのである。從來のクレジットは十二箇月、十八箇月乃至二十四箇月と云ふのであつたが、今後は十四箇月、二十一箇月乃至二十八箇月と云ふ長期のクレジットを欲するやうである。而してそれには政府——獨逸政府——の保證

問題——例へば右三億マルクの七十パーセントの保證——が附隨して来る。これによつて十萬乃至十五萬人の獨逸失業者が救済せられるとしても、獨逸の銀行家乃至政府に取つては可なり負擔であらう。モロトフ氏最近の演説に於ては『露獨の經濟的親善』を説いて居る。しかし此親善たるや中々容易の事ではない。獨逸の國粹黨及び共產黨が各々異つた立場から親露政策を鼓吹し又は絶叫しても、獨逸當局者としては未だ遽かに西歐に背いてソヴェートに走り難い所のあるものがある。ロンドン・タイムス(本年三月十一日)の伯林通信員が評して『獨逸は其外交政策として右兩者の間に介在して從來の洞ヶ峠政策を抛棄すべき何等の理由もない』と云ふのは故ある哉である。

露 伊 關 係

陰陽の和合し、異性の接近することが何等不自然ではなく、否當然のものであるとするならば、露伊の接近は別に異とするに足る何物でもあり得まい。兩國は其政治的組織に於て全然相反するものである。獨裁者の支配の下にあることは同一であるかも知れぬが、其機構に於て兩極的對立を示して居る。然るに兩國は一九二一年十二月、半ば通商の半ば政治的なる内容を有する暫定條約の成立を初めとし、一九二四年二月には通商條約の締結があり、昨年八月二日には前記一九二四年の通商條約の補足として經濟協定の成立を見るに至つた。同協定は經濟的相互關係の擴張並にソヴェート聯邦よりの

註文に對するクレヂットの設定を規定したものである。これによつて伊太利政府はソヴェートの註文に對し各註文價格の七十五パーセント迄のクレヂットを保證することとなつた。天恵に薄い伊太利は輓近伊佛關係の悪化につれて、鐵及び燃料を海外に求むる爲め、特にソヴェート聯邦との經濟的接近を必要とするに至つたと論ずる人もある。更に右經濟協定の背後にはヴェルサイユ平和條約に反對する諸國家の結合を目的とするムソリニー主義の現はれの一として、露伊今回の握手を認むべき政治協定の存在を想像し、或はローマ——ベルリン——モスコウの三角同盟に發展するであらうことを想像する論者もないではない。右の如き想像は固より想像の域を脱しないものであらう。しかしムソリニー氏の雄圖は獨りバルカンやダニユーブに限られるものではない。佛國を牽制するが爲めには親露政策も亦其手段の一たることは敢て不思議ではない。殊にムソリニー氏治下の現在のイタリーはソヴェートの共產主義に對し恐るべき何物をも有しない。而して經濟的には兩國は接近するに於て利であつて、其接近により失ふべき何物もない、露伊の接近は宜なる哉と云はざるを得ぬ。しかし最近の佛伊海軍協定は果して露國の見て以て快とする所であらうか。

露 佛 關 係

帝政ロシアの同盟國であつた佛國は今日ソヴェート・ロシアの仇敵である。ソヴェートは今日其死

活問題とする『五箇年計畫』に對する第一の敵は佛國であると思惟して居る。目下歐洲にはヴェルサイユ條約其他各平和條約を飽くまで擁護せんとする組と、之を破棄修正せんとする組との二つがあつて、相對峙して居る。擁護組の首領は云ふ迄もなく佛國であり、ポーランド・ルーマニア其他小協商國が之に隨從して居る。破棄修正組の頭領は云ふ迄もなく獨逸であり、其他戰敗諸國である。而して戰勝國の一たるイタリーも此組合に加入して居る。ロシアが右の破棄修正組に公然たる同情を吝まざることは前述の通りである。この事實丈で露佛の面白からざる關係を説明して餘りある。近年露佛兩國の關係は不愉快なる事件によつて彩られて居る。先年の露國大使ラコウスキー召還事件、同國大使館參事官ベセドウスキーの大使館逃出事件、昨年初頭のクテーポフ將軍行衛不明事件は其著例である。ソヴェート政府がさきに佛國人に對する舊債務の破棄を宣言したことは佛國人の容赦し難き所であり(其後此問題に對する佛露の交渉は一向に進捗しない、放置せられてある)、近年ボルセヴィキが斷行した宗教彈壓は佛人の血を沸かしめ、佛國をして宗教擁護の爲めの反ソヴェート運動の巨頭たらしめた。又佛國が白軍を後援し白露系露人の溜まり場たるはソヴェートの不快とする所である。最初ソヴェートが五箇年計畫、否四箇年計畫の實行によりダンピングを歐米諸國に展開するに至るや(此ことはソヴェート側からは否定せられるにしても、他國は之を信するものではない)、佛國代表は昨年

九月の聯盟總會に於て之に論及し、之に對する對抗手段の必要を力説したのみならず、其後間もなく、率先して——十月四日——事實上露國との通商關係を斷絶するに等しきソヴェート貨物の輸入制限令——輸入禁止令ではないが——を發布してソヴェートを怒らしめた。右輸入制限令なるものは左の如きものである。

第一項 ソヴェート聯邦に於て生産され而して輸入さるる左記商品の輸入は大藏省關稅局の認可を要す。關稅局は各省關係當局と協定して之を處置するものとす。

一、生禽、冷蔵・冷凍豚肉。死禽(鳩を含む)、鶏卵、野禽卵、穀物及び穀物製品、砂糖、粗糖、木材、亞麻原料、梳製亞麻。截斷亞麻、亞麻原料屑、魚膠及び其他の動物質膠類、圓狀・板狀・粉狀・液體及び半液體セラチン、オレイン、ステアリン、ステアリン酸及びオレイン酸。

第二項 本令公布以前に直接佛國向發送されし旨の確證を有する貨物及び到着後倉庫に保管され又は一部貯藏されることなく直ちに買却さるる貨物は別に特許を得るの必要を認めず。海路輸入の場合に於ける積出港の船荷證券並に其他の輸送方法による佛國向運送狀を以て證明書に代用す。右證明書に關しては當局が正當なりと認めたる際にのみ效力を有するものとす。

右輸入制限令發布に關し商相フランダン氏は新聞記者に對し左記の聲明を與へた。曰く『今回佛國のとれる處置は決して露國輸入品の禁止と認むべきものではない。之は佛國に輸入さるるソヴェート聯邦の貨物に對する輸入監視手段に外ならない』と。尙ほ同氏は所謂ダンピング問題にも言及し、其

甚だ危険なる旨を述べた。又曰く「佛國は正當なる條件によるソヴェート聯邦貨物の提供に對し、決して故意に之を拒絶するものではない。しかしながら一九三〇年上半期に於けるソヴェート聯邦物資の佛國輸入は實に四億四千二百二萬二千法に達したるに反し、佛國のソヴェート聯邦輸出は僅に一億一千九百六十二萬七千法に過ぎない状態である。此佛露通商バランスに顯示されし佛國の借方勘定の數字に注意し、而してソヴェート聯邦が佛國に物資を與へて得たる多額の佛國正貨を以て、佛國以外の諸國に於ける莫大の購入費に充當するの事實に想到せんか、佛國が今回ソヴェート聯邦に向つてとれる處置の事情止み難きに出づるものなるを諒解するに足るであらう」と。(右の佛國の輸入制限令及び佛國商相のインタービューは載せて昨年十月五日のル・タン紙にある。しかし右に掲ぐる所は「ソヴェート聯邦事情」の譯文による、次に掲ぐるソヴェート聯邦の條令も亦同様である)

猶佛國商相フランダン氏は東歐各地に歴遊して遊説を試み、反ソヴェート經濟ポイコットを目標とする歐洲聯盟の成立に奔走するや、波蘭以下其與國は之に共鳴した。依てソヴェート聯邦は直ちに之が對策を講じて人民委員會の決議を以て殆んど對佛通商斷交とも云ふべき左の條令を公布した。

ソヴェート聯邦の通商上に特殊の制限令を設けし各國との經濟相互關係に對する條令

一、ソヴェート聯邦人民委員會は左記條令を公布す。

- 一、ソヴェート聯邦人民委員會は我國との通商取引に對し立法並に行政手段により、合法的なる我國の輸入を制限する目的を以て特種の制度を施行せる各國に對し、聯邦内外貿易人民委員會をして左記對策を講ぜしむ。
- 第一條 當該諸國向註文及び購入を絶対に禁止するか、或は最少限度に之を緊縮すべし。
- 第二條 當該諸國の船腹利用を中止すべし。
- 第三條 交通人民委員部と協力し、當該諸國發着貨物の通過輸送に關し特種制限方法を講ずべし。
- 第四條 交通人民委員部と協力し、當該諸國の港灣並に鐵道の利用を完全に中止するか又は最少限度に縮小すると共に、ソヴェート聯邦の通過並に逆輸出の場合にも此等輸送基點の利用を中止すべし。

ソヴェート聯邦人民委員會議長

ア・イ・ルイコフ

ソヴェート聯邦人民委員會及び勞働國防院總務部長代理

エヌ・マトウエーエフ

一九三〇年十月二十日 モスクワ、クレムリン

右の外尙ほソヴェートは一方駐佛通商代表をして佛國政府に嚴重抗議せしめ、他方註文條件交渉中の佛國商會に向ひ註文の無期延期を通告せしめ、併せてソヴェート聯邦は此懸案中の註文は恐らくは之を第三國に註文換するに至るべき旨をも附言せしめた。尙ほ露國の當局者は佛白兩國に於ける購入を一切中止し、兩國貨物の國內通過を拒絶し、兩國の船腹は絶対チャーターせざることに決定した由

である。

若し夫れ客年九月以降ソヴェート聯邦其他に於て新聞紙上を騒がしめたる同國內の所謂『反革命的妨害團體』——専門家、學者、技術家より組成せられたと云ふ——の檢舉事件に關聯しては、佛國當局者例へばブリアン氏などの名前が引き合ひに出され、而かも同氏等が竊かに之を後援したやうな口吻が法廷で檢察官によつて論告中に弄せられた。此等も佛露關係の面白からざることを立證する一事件である。

東歐諸國と露國との關係

リトアニアを除いて東歐諸國、殊に波蘭、羅馬尼と露國とは之れ亦面白からぬ關係にある。就中波蘭は露國と犬猿も當ならぬ關係にある。往年の露波戰爭は姑らく措くも、兩國は互に相手の戰意あるを疑うて居る。露國はさきに波蘭に對して不侵略及び中立協定を申出でたが、波蘭が之を峻拒したことを指摘し、波蘭に含む所がある。しかし波蘭から云はゞ國際聯盟、否與國たる佛國を振り切つて露國と握手すべき何等の理由も持たぬ。露波兩國の間には不快なる事件が續出する、昨年四月のワルンヤウ露國大使館爆破未遂事件の如き近頃の一例である。即ち同大使館に於ける何者かによる爆藥裝置が未發に發見せられた事件である。ソヴェート政府は波蘭國內に於ける反露行動の發生を可能ならし

むる如き危險なる諸條件を一掃する爲め有效なる手段を執らんことを波蘭政府に要求したことは勿論である。波蘭國實業家の内には固より露國との通商關係を發展せしむることを急務とするものがあるかも知れぬが、ピルスウドスキー氏を首相とする波蘭は、佛國と共に、反ソヴェート聯合に重要な役割を勤めるであらう。波蘭は昨年來佛國、ルーマニア其他と共に反ソヴェート經濟ボイコット運動に参加しつゝある。ルーマニアは露國との間に例のベッサラビア問題を有する。露國の赤化宣傳に惱まされて居ることは云ふ迄もない。之に加ふるに露國のダンピングによつて苦しめられるに至つた。ルーマニアの基本産業に屬する穀物、木材、石油は何れもソヴェート輸出品の脅威を感じるに至つた。故にルーマニア代表は昨年の聯盟總會に於て公然ソヴェート輸出品のボイコットを唱へた。其他ユーゴスラヴィア、ハンガリア、ブルガリア、バルテイツク諸國皆大なり小なりソヴェート輸出品の脅威を感じる點に於て利害休戚を同じうする。就中多くの國は農産物に就て然りである。故に昨夏以來前記諸國は——又其内或ものは——ワルンヤウ、シナイヤ、ブカレストの各都に會合して農業國會議を開いて、公然たる農業救済の爲めにする共同決議の外、反ソヴェート・ボイコットの爲めにする秘密協議を遂げたとも噂せられる。佛國商相フランダン氏も傍聽者としてブカレスト會議に出席するなど、反ソヴェート聯合の結束を固めつゝあつた。ルーマニア、ベルギー、ハンガリー等は佛國の聲

に倣うてソヴェート輸出品の制限、乃至禁止に出でつゝある。

露米關係

ソヴェートは米國に於ける小麥のダンピングを以て小麥の本場たる米國——殊にシカゴ——を驚かせた。昨年八月頃米國の新聞紙は右のダンピングを大々的に報道した。此報道は米國の上下官民を狼狽せしめた。當局者の調査ともなつた。しかしシカゴ取引所長はソヴェート筋の小麥賣込を以て單なる賣つなぎとなし、市場の攪亂を目的とするダンピングではないと云ふことにして、事件は有耶無耶になつた。右事件と殆んど時を同じうして昨年七八月の交、似寄つた問題が持上つた。米國官憲は露國より積み來れる木材、滿俺等の陸揚げを禁止した。其理由は此等の貨物は囚人勞働又は強制勞働によつて生産されたもので、之を米國に輸入するは米國の關稅條例に觸れると云ふのである。囚人勞働又は強制勞働の解釋如何、又證據如何の問題もあるが、右の事件について米國內では親露派と反露派の意見相分れた。勞働組合や小産業家はソヴェートに對する對抗手段を要求し、反之大實業家——銀行家乃至は大會社例へば露國の滿俺を買入れるステイール・コーポレーションの如き——は露國に對して寛容的態度に出でた。大統領は此間にあつて少しく苦境に立つた様でもあるが、違法たることの證明が充分ならざる場合露國よりの輸入品を制限するの意思なき旨を暗示した。即ち政府の經濟政策

は政治的狀勢によつて左右せらるべきにあらざる旨を表示した。米國官憲は露國から木材を積込んで來た船舶を一時紐育港外に立往生せしめたが(昨年七月二十八日)、後に至つて右入港差止命令を解除した。親露派の外、露國の在米通商機關アムトルグの活躍の結果たること云ふまでもない。當時アムトルグ側の一代表が新聞記者に語つた所として傳へられる所によれば「米國官憲が右の入港禁令を取消したからよかつたものの、若し之を取消さなかつたならばソヴェート政府は一旦米國に發した註文をも取消して、之を英獨諸國に振り向けたであらう」と云うて、威嚇戰術を行つて居る。加之アムトルグ代表がウイリアムスタウンの講演に於て「米國がソヴェートに對し無實の罪を負はしめ、又露國の貿易に對しクレディットを吝むならば、露國の米國に發する註文は縮小の外はない」と述べて、恫喝的文句を弄して居る。加之本年三月八日全ソヴェート聯邦大會に於てモロトフの演說中、米國との關係を論ずるに當り、同氏は米國に對して其反ソヴェートの活動、殊に露國よりの輸入品に對する活動を思ひ止まらんことを戒告し、若し米國にして之を思ひ止まらなければ、ソヴェート聯邦は報復手段に出づるの止むなきに至るべきを警告して居る。以て露國が米國の反ソヴェートの行爲——殊に露國よりの輸入に對する制限乃至禁止的措置——を如何に氣にして居るかが察せられる。しかし通商關係を氣にして居るのは獨りソヴェート側のみではない。米國側も露國との通商を斷念する氣分はない

やうである。米國政府は未だにソヴェート政府を承認しない。即ち彼と外交關係を結ばない。政治的關係を結ばない。前記米國大統領の意向としても政治關係と通商關係とは別問題であると云うて居るが、此見解は米國の對露方針として年來の見解である。米國は露國との通商は許すが、正式の外交關係——即ち所謂「承認」——は肯じないと云ふのである。露國との通商關係を重要視するは必ずしも米國が不景氣に悩みつつあるからではない。米國年來の政策であること前述の通りである。尤も米國には從來對露態度に關して承認派と非承認派との二つがある。政府は非承認の方針を今日まで固執して來た。一九二三年國務卿ヒューズ氏のソヴェート政府不承認の方針は今日と雖依然として變りがない。これは昨年八月にも國務次官カスル氏の聲明した所であり、最近にも——本年三月十日——ホワイト・ハウスからステートメントとして「對露方針に何等の變更を考慮したことはない」旨發表せられた。一方承認派に屬する上院外交委員長たるポーラー氏の如き、屢次ソヴェート政府承認の必要且急務なる所以を議會其他に於て力説して居る。本年三月三日にも議會で同様の力説を試みた。しかし承認の權限は米國では行政政府の握る所である。議會ではない。米國政府がソヴェート政府を承認せざる理由の中にはソヴェート側が舊債務承繼を肯ぜざること、米國人の財産を沒收して其損害を賠償せざることもあるが、赤化宣傳も其一に位する。何れもソヴェートに取つては困難なる條件であるが、就

中ソヴェートをして赤化宣傳を斷念せしめんとするは、人に自殺を求めるの難きよりもなほ難いであらう。況んやソヴェートは所謂「五箇年計畫」——否其四箇年完成——によつて、新銳の意氣を以て米國——に對するのみではないが——に肉迫しつゝあるに於てをやと云はねばならぬ。米露關係の正常に復するの日如何に至つては、逆睹を許さぬ。

第二章 ストレーゼマン歿後の獨逸

變化しつゝある獨逸

不安と變化、これが獨逸現在の象徴である。而して此象徴を最もよく反映して居るのは目下の獨逸である。國內的にも國際的にも、歐洲は不安を感じて居る。變化の道程に在る。政治的にも、經濟的にも、社會的にもそうである。議會政治の破綻、獨裁政治の出現は殆んど歐洲の流行であると云ふも過言ではない。而して獨逸も亦此方面に向ひつゝあるのではないかと疑はれる。昨年七月ブリュンニング内閣は財政上の難關に遭遇して、遂に憲法第四十八條の非常規定に依頼するに至つた。議會を解散するに至つた。其結果は獨逸ファシスト——ヒットラー黨——所謂ナチ黨——即ち國粹社會黨——の多數を議會に送るに至つた。該黨は一躍して第二黨となつた。第一黨たる社會民主黨は極左

派の蠶食を受けながら第一黨たる地位を維持することは出来たが、極左派たる共産黨は第三黨に昇格した。右第二黨及第三黨の支援を受け得ざる現ブリュニング内閣の困難は想像するに餘りある。ヒットラー黨は議會をポイコットしつゝある。議會政治よりも議會外に於て宣傳、煽動を事とする。青年學生より中流社會——官吏又は地主其他——に至るまで、其大風呂敷の内に包容しつゝある。ヒットラー氏は人心に投ぜんが爲めには何物をも約束するに躊躇せぬ。獨逸將來の危険はヒットラーに在りと稱せられる所以である。ヒットラーは前記總選舉に際しては佛國との妥協政策を痛撃した。ヤング案反對を高唱した。獨逸陸軍の必要を絶叫した。此等の旗幟が選舉民の意に迎合するものであることは勿論である。ヒットラー黨の躍進は獨逸民心目下の趨向を物語るものである。獨りヒットラー黨のみならず、前記選舉を前にして要路の大臣連も民心に迎合する爲め、外國——殊に佛國——の氣に觸はるやうな言説を弄した。宰相ブリュニング氏は八月八日ライン地方の選舉民に對して演説中、「歐洲現在の危機は獨り經濟的事情にのみ因するものではない。歐洲及び世界の政治的機構にも依るものである」と述べて、當時獨逸政府が歐洲聯合に關する佛國覺書に對する回答を考慮中であつた其回答中に、政治的事情殊に平和條約に基因する事態の考慮に言及することあるべきの意を仄かした。而してそれが獨逸の回答に如何なる文字によつて言ひ現はされることとなつたかは前に述べた所により

讀者の既に知らるる所である。ブリュニング宰相は國權黨の連中ほど露骨に言はなかつたが、其意蓋し平和條約の修正を望むにあることは當時佛紙タン等の想像した所である。右ブリュニング氏演説の直後、閣員たるトレフィラヌス氏(被占領地事務大臣)及ウイルト氏(内相)の演説も、佛國や波蘭の人心を刺戟した。兩氏は其用語に多少の差異ありとは云へ、條約修正論を高唱したものである。少くも佛國側ではさう解釋した。殊にトレフィラヌス氏の演説は佛國及其與國を刺戟した。同氏は獨り東部國境のみならず、西部國境までも修正の必要あるを指摘した。ダンチヒ、ヴィステユラの方面のみならず、オイベン、マルメデー、ザールにまでも言及した。オイベン、マルメデー(平和條約によつて白耳義のものとなつた地方)までも取り返さうと云ふのでは、獨りヴェルサイユ條約のみならず、ロカルノ條約を無視した意見であるとして、佛國側では騒ぎ立てた。佛國政府も捨て置けず、右の演説に對し抗議を申込んだとの風説もあつた。しかし前記諸氏によつて其演説中使用せられた『政治上の自由』とか『權利の平等』とかの文句は——それが『條約の修正』を意味するものとせられる——其以前既に獨逸外相クルテュース氏によつて議會演説に使用せられて居る。又其後に於てブリアン覺書に對する獨逸回答中使用せられてあることは今更云ふ迄もない。

ライン占領軍の撤退とクルテュース氏の演説

ライン地方に於ける佛白占領軍は昨年六月末日を以て撤退を完了した。ウイースバーデン、マインツの地方は同日を以て佛兵の隻影を留めざるに至つた。十二年振りでライン地方は占領の桎梏を免かかるに至つた。其直後同地方の人民は歡呼してヒンデンブルグ大統領の視察を迎へた。此視察が佛國側の不興を買つたことや、佛軍撤退後獨逸官民が同地方の親佛派獨逸人を苦めんとしたとの風説が佛國人の神經を尖がらしめたことなどは、姑らく措くとするも、右ライン撤兵の未だ完了せざるに先つて獨逸外相クルテュース氏が議會に於て爲した演説は之れ亦決して佛國人を喜ばす所のものではあり得なかつた。即ち六月二十五日外務省豫算の討議に際しクルテュース外相は獨逸外交の種々相について演説した。同氏は其前任者たる故ストレーゼマンの政策を踏襲することを聲明して來た。右演説に於てもライン地方の撤兵完了を前にして、故ストレーゼマンの功績を賞揚した。しかし言を續けて云ふ『吾々はライン地方の撤兵を贈り物とは思惟せぬ。正義の命する行爲と見る』と。又曰ふ『大戰の清算は未だ完全に出來ては居ない。ザール問題の如きは未だ解決して居ない』と。更に氏は獨逸は『平和の確保』を念とするも、同時に『進化』の原則によつて獨逸人の自然的なる重大利益の満足を斷念すること能はざる次第を説き、『權利の平等』を強調した。權利平等主義は國際聯盟に於ても未だ充分貫徹して居ないことを述べた。軍縮問題、少數民族保護問題、經濟上の協力問題に關する非難は不幸に

して理由あるものであることを論じた。此等の議論——殊に『權利の平等』を主張し『政治上の自由』を強調する議論の如き——は果してストレーゼマンの和協政策を踏襲したものと言と云ふべきであらうか。佛國人の疑ふ所である。右の如くクレテュース氏は『平和の確保』を口にするも、其主張たる『權利の平等』『政治上の自由』は、之を實現せんとするに於ては、『平和の確保』と相容れざるものであると佛紙は評する(六月二十七日ル・タン)。クルテュース氏の外交は少くも精神と手段とに於てストレーゼマンの外交と異なるものがあると評して居る。否クルテュース氏はストレーゼマン政策の踏襲を口にするも、獨逸に於ける雰圍氣はストレーゼマンの歿後大に變化したと評して居る。國家は平等なりとするも、條約は尊重しなければならぬ。軍備に關する條約上の制限をかなぐり捨てんとしたり、東方國境の修正を企てたりするのは、平和政策と調和することの不可能なるものであると評して居る。

ザール地域問題

クルテュース氏は前記演説に於てザール地域問題が今猶未解決であることを不服さうに述べた。此問題は如何なる性質のものであらうか。ザール炭田地方は大戰前獨逸石炭の寶庫であつた。しかし大戰中獨逸軍が佛國の炭坑——バ・ド・カレー——を破壊したから、其代償と云ふ意味で、ヴェルサイユ條約はザール地域一切の炭田を佛國の財産と爲し其所有に歸せしめ、其採掘に委した。尤もそれは炭

田丈のことで、當該地方の施政は國際聯盟の管掌する所とせられた。しかしヴェルサイユ條約實施後十五年を経れば、住民の一般投票によつて右ザール地域の歸屬を——獨逸に歸屬せしむべきや、佛國に歸屬せしむべきやを——決することになつて居る。若し該地方が獨逸國に歸屬せしむることになれば獨逸は佛國の前記所有權を買戻さねばならぬことになつて居る。何が故に右の十五年と云ふ標準を設けたかと云ふに、佛國が石炭の生産高を戰前の標準にまで回復するには十五年位はかかると云ふ豫想から出たのであらう。しかるに戰後佛國の回復は案外速かにして、同國現在の産炭高は一九一四年よりも多く、之に加ふるに年々ザールの石炭約一千三百萬噸を受けるのであるから、英獨が羨やんだり、不平を云うたりするのも無理はない。條約所定の目的は既に達せられたるものとして、獨逸は期限前の買戻を佛國と商議せんとするのである。又それが商議中でもある。佛國としても期限前に獨逸に戻してやつた方が、徒らに期限を待つよりも利益であらう。それには固より佛國としても代償を欲する。獨り買戻金額の相談のみではない。が、獨逸買戻價格の決定、これのみでも難問題である。其評價については種々面倒なる問題が内容して居る。但しザール地方に在る佛白軍の鐵道守備隊は獨逸の希望により撤退することになり、昨年九月の聯盟理事會に於て右は全部三箇月内に撤退することに決定したと聞く。

昨年十一月の獨逸外相演説

獨逸側では前述の如く『條約の修正』を望み、之れが爲め『權利の平等』を説くと同時に、他方佛國側では例の『安全』を高唱し『條約の尊重』を絶叫しつゝある。佛國側の此主張は最近殊に獨逸との關係問題について、昨年十一月十四日佛國議會に於ける首相タルデイュー氏、及外相ブリアン氏の演説によく現はれて居る。此演説後數日にして——即ち十一月二十日——獨逸外相クルテュース氏は參議院に於て、獨逸外交政策につき演説を試みた。これは前記佛國首相及外相に答へたものである。其語調に於ては同氏が一昨年外相の椅子に就いて以來の最も思ひ切つた演説である。問題はヤング案履行問題、軍備縮小問題、條約修正問題等に觸れて居る。今左に此等各問題について佛獨當局者の議會を通じての論戰を少しく検討して見たい。

ヤング案履行問題

獨逸賠償問題は一昨年のヤング案によつて『完全且最終的解決』を見たものとせられて居つたが、最近の獨逸の經濟狀況は其果して然るやを疑はしむるに至つた。世界の不況と金融の硬塞は獨逸をも容赦はしない。否、就中獨逸が之に苦しめられて居る。それには獨逸の政情不安も大に手傳つて居る。前記の如く賠償金の支拂停止を主張する國粹社會黨と共產黨の勢力が増したことは、著しく外國資本

家の獨逸に對する人氣を悪くして、外國資本も國內資本も共に、海外逃避を企つるに至つた。加ふるに現政府の行政及財政は何れも窮地に陥つて居る。失業者は増加して本年一月には四百萬を突破し、二月に入つては五百萬近くになつた。ヤング案による賠償年金支拂能力に對する疑惑は愈々深くして、條件付賠償年金に對するモラトリウム實施の空氣は濃厚となつた。従て國際決済銀行引受の下に發行せられた獨逸賠償公債も大暴落を演ずるに至つた狀況である。右の狀況の下にヤング案改訂問題が獨逸に擡頭するのも故なしとせぬ、平均二十億餘の賠償年金(本著前卷三四〇頁參照)を支拂ふことは、最近の不況時を別としても困難であると云ふのである。獨逸財政の困窮は過大なる賠償義務が因を成すものであると云ふのである。賠償支拂と財政の均衡とは互に相關的のものであり、倒れるときには共倒れとなるものである。しかしモラトリウムの問題も、又況んやヤング案改訂問題も、獨逸の勝手に打開し得るものではない。共產黨の主張の如く賠償即時支拂停止が出来るものではない。獨逸外相は右の問題について如何に語るか。前記十一月の演説に於て右に言及して曰ふ「獨逸はヤング案を破棄せんとするつもりはない、條約を無視せんとする意思はない」と云ひ乍ら、「ヤング案を何處までも履行すると云ふ保障はない」と逃げて居る。又曰ふ「政府は十分の考慮をした上態度を決するであらうが、目下財政改革のプログラムを實施中であるから、其結果を見た上で保護手段——前記モラト

リウムを指す——に出づるの必要なりや否やを考ふるであらう」と。同外相は其後も——本年二月十一日——議會に於て演説中、賠償問題について「獨逸は一方的に勝手に約束を破棄するものではないが、ヤング案による支拂を獨逸は保證したことはない」と述べて、ヤング案は「一の新しい過程」であつて最終的のものではないこと、伸縮性を有するものであることを述べ、海牙會議(海牙會議については本著前卷三四五頁參照)以來世界の經濟狀態は變化して、危機を示すに至つたことを説き、「獨逸の危機に於ては賠償問題が其重要原因である。此狀態——我國の財政難と我邦人の悲惨——は賠償問題をして我外交問題の第一位たらしむるものである。賠償問題については對内的方面と對外的方面とは相關的のものである、吾人負擔の軽減問題(賠償問題を指す)についての時期と方法とを擇ぶには右の兩方面を併せ考慮しなければならぬ」と意味深長な言葉を弄して居る。而して其翌日——二月十二日——に至つて獨逸議會は昨年來の持越したる賠償問題を討議し、其結果「ヤング案實施成績に鑑み妥當を缺くものと認め、關係諸國に對し其改訂の爲めの交渉を成るべく速かに開始することを政府に希望する」旨の決議を、大多數にて可決したとの報があつた。しかし前記ブリアン氏の議會演説に徴すればヤング案の改訂どころか、モラトリウムすらも容易に佛國の同意を得べきものではない。

軍備縮小問題

軍備縮小問題についての獨逸の態度は終始一貫して居る。就中それは軍縮準備委員會に於ける獨逸代表ベルンストルフ氏の態度に見ることが出来る。獨逸は列國に對して——從て佛國に對しても——獨逸と同様の程度に軍備の縮小を要求する。而してヴェルサイユ條約を楯にして之を主張する。佛國が『安全』を叫べば、一方獨逸は『安全の對等』を主張する。佛國はヴェルサイユ條約を楯にして戰敗國の軍縮義務を主張するも、戰勝國の軍縮義務はヴェルサイユ條約の限外なることを説く。此點は前記昨年十一月の議會演說に於てタルデイュー氏によつても指摘せられた。而して此れに對しては同じく十一月の前記演說でクルテユース氏によつて反駁せられた。タルデイュー氏は獨逸の軍縮は『條約』(ヴェルサイユ條約)上の義務であるが、佛國等の軍縮は當該國の『意思』^{ソオロンター}に出るものであると云ふ。之に對しクルテユース氏は云ふ『獨逸の軍縮が一般的軍縮の前提要件であると云ふヴェルサイユ條約の文句が何等かの意味を有するものとせば、獨逸が軍縮を實施した以上、一般的軍縮即ち他國も獨逸の擧に倣うて軍縮を實行することが、其當然の歸結であらねばならぬ。從つて佛國其他が軍縮を行ふことも法律上の義務であつて、決して任意的のものではないのである』と。

クルテユース氏は本年二月十一日の議會演說中にも軍縮問題に言及し、昨年十一月の軍縮準備委員會の軍縮案をこき下した。同委員會の多數意見は軍備の現状を維持し、固定するのみならず、或場合

却て軍備を擴張せんとするものであるから、獨逸代表は政府の訓令に基いて一九二九年以來常に右多數意見に反對して來たことを述べ、其持説たる例の『一般的軍縮』を強調して居る。『獨逸も他國と同様の安全を要求する』ことを絶叫して居る。『各國の安全を測る度量には二つはない』と云うて居る。各國軍備の均衡は『條約』の規定のみならず、歐洲の平和及安全の爲めに缺くべからざる『必要』に基くべきものであると高唱して居る。『自分は豫言することなく、明年二月の軍縮會議の御手並を拜見したい』と述べて居る。以て獨逸が明年の會議に對する態度を知るに足るものがある。

條約修正問題

ヴェルサイユ條約は不平等條約である。國家の政治的、法律的平等の原則に反する。故に其不平等たる點は修正しなければならぬ、と云ふのが獨逸の主張である。クルテユース氏は前記十一月の演說に於て重ねて此點を強調して居る。氏は佛國當局者が前記十一月の演說に於て條約の尊重を説き、聯盟規約第十九條を引用してヴェルサイユ條約の修正を主張するの不可なるを説いて居るのに、反駁を加へて居る。タルデイュー氏が『目下世界の不安あるは獨逸人の云ふ如くヴェルサイユ條約の爲めではない、大戰の爲めである』と述べて、責任を獨逸に負はしめんとして居るのに對し、クルテユース氏はヴェルサイユ條約が其不安を増大したと論じて居る。又ブリアン氏が『右ヴェルサイユ條約にはよ

い所もあり、悪い所もある」と云うた言葉尻を捕へて『其悪い所が歐洲の法律として存する限り、歐洲大陸の平和と安全とは之を期し得ない』と述べて居る。『獨逸の條約修正論は今に始つた事ではない。從來の外交政策の變化ではない。獨逸人が現状を以て——殊に東方に於ける現状を以て——堪へ難しとすることは、久しい以前からのことである。佛國當局者固より熟知の筈である』と云うて居る。獨逸人の『緊切なる必要』は他國人のそれと矛盾することなくして、平和の手段によつて主張せんとするものであることを説いて居る。以て『條約の修正を論ずるは戦争を論ずるものなり』とするタルデュー氏の議論を排撃せんとして居る。而して前記聯盟規約第十九條問題については、佛國當局者の言説は佛國のヴェトーを豫言するものとして、遺憾の意を示して居る。何れにせよ歐洲に於ける危険なる杆格を一掃するのは政治家の役目であると述べて居る。抑も當局者議會の演説は固より外交談判ではない。國際會議でもない。しかし當局者の意向を察するに足るの資料である。殊に獨逸は昨年のブリアン覺書に對する回答以來、機會ある毎に『條約の修正』を主張せんとする傾向あるは、明かに觀取せられる。ブリアン氏は獨逸ばかりが佛國の相手ではないと云ひ、クルテュース氏も前記十一月の演説に於て佛國ばかりが獨逸の相手ではない、米國もロシアも獨逸としては考へねばならぬと云うて居る。が、同氏は本年二月の演説に於て佛獨兩國間の關係は歴史的・經濟的及政治的の理由によつ

て歐洲の大問題の基石たるものであると云うて居る。昨年の終頃獨佛の關係には面白くない傾向もあつたが、此傾向は間もなく消滅するであらうことの希望を述べて居る。獨逸の對外政策は單獨政策ではない。他國の意思及利害と並行して進まんとする『並行主義』であると云うて居る。——我幣原外相の言を借らば共存共榮と云ふ所であらう——『獨逸は新しい問題に遭遇して居る。法律上からも平和の爲めからも、新しい組織を必要とするものである。獨逸國內多數人は協調の新しい途に進み、歐洲協調の新しい形式を採用するの用意を有する』旨を高唱して、頻りに新しがつて居る。しかし『新しい歐洲が獨逸人の最大不安の基礎の上に築かれることは吾人の堪へ難き所である』と云うて、『吾人は此精神に基き先づ佛國と共に歐洲の新なる組織について話合はねばならぬ』と高唱して居る。獨逸は變化しつゝある。歐洲は變化しつゝある。如何に變化するであらうか。必ずしも獨逸の思ふ通りにも變化するものもあるまいが、兎に角獨逸當局者は『平和』の手段によつて、『進化』の潮流を乗り切らうと云ふのである。

第三章 東・南 歐

東歐プロツク説

昨年十一月聯盟の軍縮準備委員會に出席した露國代表リトヴィノフ氏は、同委員會に於て提唱した露國一流の徹底的軍縮案が一蹴せられるや、憤然ゼネヴァを引上げて歸國の途に就いた。しかし直ちに歸國せずして、十一月廿四日イタリアのミラノに於て、伊國外相グランデイ氏を訪問し會見を遂げた。リトヴィノフ、グランデイ兩氏が——露伊兩國の外相が——軍縮準備委員會を餘所にして語る所は何事についてであつたか。これは當時勿論世人の注意を惹いた。同日二時間以上に亘る會談の後、發表せられたコムミュニケーによれば、兩氏は露伊兩國に關係ある『政治上及經濟上の問題』について親しい會談を述べたとある。翌日羅馬に於てロンドン・タイムス通信員が受けたる半官的報道によれば『經濟問題のみ』が右の會談に上つたと云はれて居るが、前記のコムミュニケーに照して之を信ずるものなきは、同通信員の云ふ如くである。固より經濟問題も話頭に上つたことであらう。伊國は最近露國の爲めに四百萬リラのクレヂットを設定した爲め、露國は伊國に新なる註文を發することとなつたとも云はれる。伊國は原料品を露國に仰ぎ、露國は製品を伊國に求むるの必要に迫られて居る。伊露兩國の政治組織の相異は右の通商關係を阻害するものではないと云はれて居る。しかしそれ丈けのことならば何もリトヴィノフ氏の出馬を必要ともしないであらう。故に種々の風説が持上つた。或はリトヴィノフ氏から露國のダンピング排斥——佛國其他による——に對し伊太利の反對を懇請したとか、

或は歐洲聯合の破壊策を論議したとか、或は進んで東歐プロツクの出現を話し合つたとか、種々の臆測を生むに至つた。リトヴィノフ氏の伊國訪問後、間もなく——十一月廿七日——土國外相テューフイック・ルーチー・ベローも羅馬を訪問して、ムソリニー氏と會見した事實がある。ファシストの機關紙ポポロ・デイタリアは右リトヴィノフ訪問に際して『伊獨露三國プロツクの幻想は現實となつて表はれたかの觀がある』と論じ、『右の想像と該三國がトルコ・ギリシヤ・ブルガリア・ハンガリー四國との間に有する親善關係とはゼネヴァ方面に對し新しき或物が歐洲に現はれたかの如きセンセーションを與へた』と説き、『右七國の一團が三億の人民を包容するの事實は、心得違ひの多數人士をして反省せしむるに足る』と揚言した。此揚言を見て佛紙ル・タンはイタリヤ人士が右の『想像』を如何に考ふるか、右の揚言にて察するに足りると評しつゝ、右の事實に對し何等かの結論を下す前に、其成行を注視するの賢明なるを説いて居る。右の如き東歐プロツクの實現は覺束なきを説き乍ら、右は一般的平和機構を促進する所以ではないと論じて居る。『想像』に過ぎないか、それとも『現實』化すべきかは別として、ムソリニーの政策が其支柱を何れの方面に求めつつあるやを察するの資料となすに走るものと云ふべきではなからうか。『歐洲聯合』の現在を知り、其將來を察するの材料と看做すべきではなからうか。

希土關係の改善

希臘と土耳其との間には、一九二二年のアナトリア戦争の影響として、既往數年に亘る懸案を有して居つた。それは所謂兩國人民の『交換』問題である。希臘内に在る土着人と土耳其内に在る希臘人とは兩國葛藤の因であるから、之を互に交換して其の因を断たうと云ふのであつた。しかしそれは實行上非常に厄介な問題を續出した。又『交換』から除外せられたものもある。コンスタンチノーブルに在る希臘人、及西部トラリスに於ける土着人がそれである。これが又極めて困難なる幾多の問題を持上げた。之に關する條約の解釋適用につき難問は續出した。其交渉に當つた希土兩國の當局者は幾度か激論を戦はした。而して幾度か匙を投げた。兩國政府の掣肘も固より手傳つた。かくして一昨年七月には右の交渉は停頓状態に陥つた。希土兩國の關係は茲に緊張して、新聞紙は兩國間の開戦をすら豫測するに至つた。しかし其後形勢は漸く好轉して、希臘獨立の記念祭に土耳其大臣の参加するが如きあり、兩國當局者の努力によつて昨年六月に至り右の問題は解決を告げ、兩國間協定を遂ぐるに至つた。加之此機運に促されて兩國は更に左に述ぶる如き各種條約を結ぶことになつた。

抑も希臘のヴェニゼロス氏は一九二八年の夏再び首相の印綬を帯びて以來、銳意隣邦と親善關係を結ばんとし、ローマ、ベルグラードのみならず、巴里、倫敦の各都をも訪問し、其政策について諒解を

求めた。合縱連衡の意味に於けるバルカン同盟ではなく、バルカン及近東の諸邦が互に友誼的に聯合團結するの必要を勸説した。同氏は伊太利・ユーゴスラヴィア・ルーマニア・土耳其・ブルガリアの諸國と友好條約の談判を開始した。努力の結果土耳其・ブルガリアの二國を除くの外爾餘の諸國とはさしたる困難なく、希臘は——ヴェニゼロス氏は——友好條約を結ぶことが出来た（本著第二卷三九〇頁以下参照）。しかし同國と土耳其及ブルガリア二國との間には種々の難問題が堆積して居つた。ヴェニゼロス氏は既往二年間不屈の努力を拂つた結果——否土耳其外務大臣イスメット・パシヤも亦政治的技術を振つた結果——昨年十月三十日に至つて、ヴェニゼロス氏自ら上京アンゴラに赴き、同地に於て兩國間の友好條約、通商協約其他の條約に調印するに至つた。これ獨り兩國間の關係を改善したのみならず、バルカン及近東の形勢に一新紀元を劃するものと云ふも過言ではない。尤も希臘は猶ブルガリア及アルバニアとの間に同様の友好條約を締結しなければならぬ。殊にブルガリアとの間に希臘は之れ亦種々の難問を懸案として持つて居る。兩國の間には幾多の要償事件が横はつて居る。中には二三十年前のもの——一九〇六年に發生した事件の要償問題の如き——もある。最近三年間此種提案につき兩國間に交渉が続けられて居たが、本年一月に入つては全く停頓状態に陥つた觀があつた。そこで英國外相ヘンダーソン氏はゼネヴァの會議で、右兩國の代表者と落合つたのを機會として、兩國の争

點を聴取し、一方兩國に駐在する英國公使をして兩國の間に調停を申入れしめた。兩國が各種懸案として外交的交渉の纏らないものを仲裁裁判に附することの原則の下に、斡旋の勞を執らんとするものである。希臘は仲裁裁判に同意して居るやうであるが、ブルガリア側では成るべく仲裁裁判を避けて、兩國の直接交渉を欲する模様である。しかし右英國の斡旋によつて——佛伊兩國も英國の斡旋に對して好意を持つて居ると傳へられる——希臘とブルガリア兩國間の空氣は漸く改善せられて、前記金錢上の問題——要償事件——が解決の曙光を得ることに至らば、延て兩國間政治上、經濟上の協定を結ぶの障礙も除かれることになるであらうと望まれつゝある。しかし右と同時に——本年二月上旬——兩國の國境に於て軍隊の衝突事件などが起つたこともあるから、兩國の關係は急に好轉するかは疑問と云はねばなるまい。

バルカン會議

政治上のバルカン同盟又はバルカン・ロカルノではないが、經濟上・文化上バルカン諸邦が聯絡を取る爲め、昨年十月亞典に第一回のバルカン會議を開いたことは、注目に値する。此會議は固より關係國政府の集まりではない。政府は唯オプザーヴァーを出したに過ぎぬ、政府は何等其決議に拘束せられるものではないが、來會者は希臘・土耳其・ルーマニア・ユーゴスラヴィア・ブルガリア・アルバ

ニア六國の有力者であり、中には前大臣、前外交家もあつた。學者もあつたが實際家もあつた。一週間會議を開いた。議長として希臘の前總理パナスタシウ氏が努力斡旋した。バルカン諸邦の人士が假令非公式の會合とは云へ、右の如く一堂に會することは、數年前には想像の出來ぬ所であつた。ブリガリアから代表者を送り來るやは一時疑問とせられたが、幸にして其代表者も顔を出すに至つた。今やバルカン諸邦人士は「バルカンの爲めのバルカン」を強く意識するに至つた。大戰前バルカン諸邦が歐洲強國の傀儡であつたことの誤れるを痛感するに至つた。政治的の舊怨を忘れて——政治問題はバルカンに於て漸く重要性を減ぜんとして居る——日常生活の焦眉問題——經濟問題、文化問題等についてバルカン諸邦間の接近及聯絡を計らんが爲めに、今回の會議が開かれることになつた。會議は六つの委員會に分れた、會議の組織問題、政治問題、經濟問題、社會問題、智的協力問題、交通改良問題がそれぞれ一つの委員會に付託せられた。即ち交通については陸海空に亘る交通の改善が討議せられた。バルカン諸邦間の通商問題も審議せられた。各種商品につき有無相通するの必要が力説せられた。社會問題として勞働問題のみならず、廢娼問題、衛生問題なども議に上つた。就中智的協力問題については新生面を開くこととなつた。即ち交換教授の件、バルカン博覽會開設の件、講演、學生俱樂部、休暇中兒童の交換、各國大學に於けるバルカン講座の設置、歴史の教授についての改善等が企